

令和 8 年第 2 回定例会

美 郷 町 議 会 議 案 書

令和 8 年 6 月 8 日 開会

令和 8 年 6 月 17 日 閉会

美 郷 町 議 会

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 専決第11号 工事請負契約の変更について

専決第 11 号

工事請負契約の変更について

令和7年6月9日議案第38号をもって議決を得た、令和7年度【明許繰越】5年災（台風6号3号箇所）奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月12日

美郷町長 長 尾 拓

記

- | | | | |
|---|---------|--|--------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度【明許繰越】5年災（台風6号3号箇所）奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事 | |
| 2 | 契約変更の理由 | 設計変更のため | |
| 3 | 契約変更の内容 | 現在の契約金額 | 92,730,000 円 |
| | | 今回の変更金額 | 3,827,232 円 |
| | | 変更後の契約金額 | 96,557,232 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩田 進一 | |



工事請負変更契約書

1 工事名 令和7年度【明許繰越】5年災（台風6号 3号箇所）
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 工期 自 令和 7 年 6 月 9 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負金額 増額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

¥ 3 8 2 7 2 3 2

うち取引に
係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

¥ 3 4 7 9 3 1

5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 7 年 6 月 9 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書
のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書 2 通を作成し、当事者記名押印
の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 12 日

発注者 美郷町長 長 尾

拓



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



議案第 38 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 7 年度【明許繰越】
5 年災（台風 6 号 3 号箇所）
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 92,730,000 円
(うち取引に係る消費税額 8,430,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩 田 進 一

提案理由

令和 7 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 3 号箇所）奥地林道空野・五郎ヶ峠線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日原案可決
美郷町議会議長 那 須 富 重

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する

令和 7 年 6 月 9 日

美郷町議会議長 那 須 富 重





工事請負契約書

- 1 工事名 令和7年度【明許繰越】5年災(台風6号 3号箇所)
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内
- 3 工期 自 令和 7 年 6 月 9 日
至 令和 8 年 2 月 16 日

4 請負金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	9	2	7	3	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	8	4	3	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	9	2	7	3	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

本契約日令和 7 年 6 月 9 日(議案第 38 号 議決)

令和 7 年 5 月 20 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中 秀俊



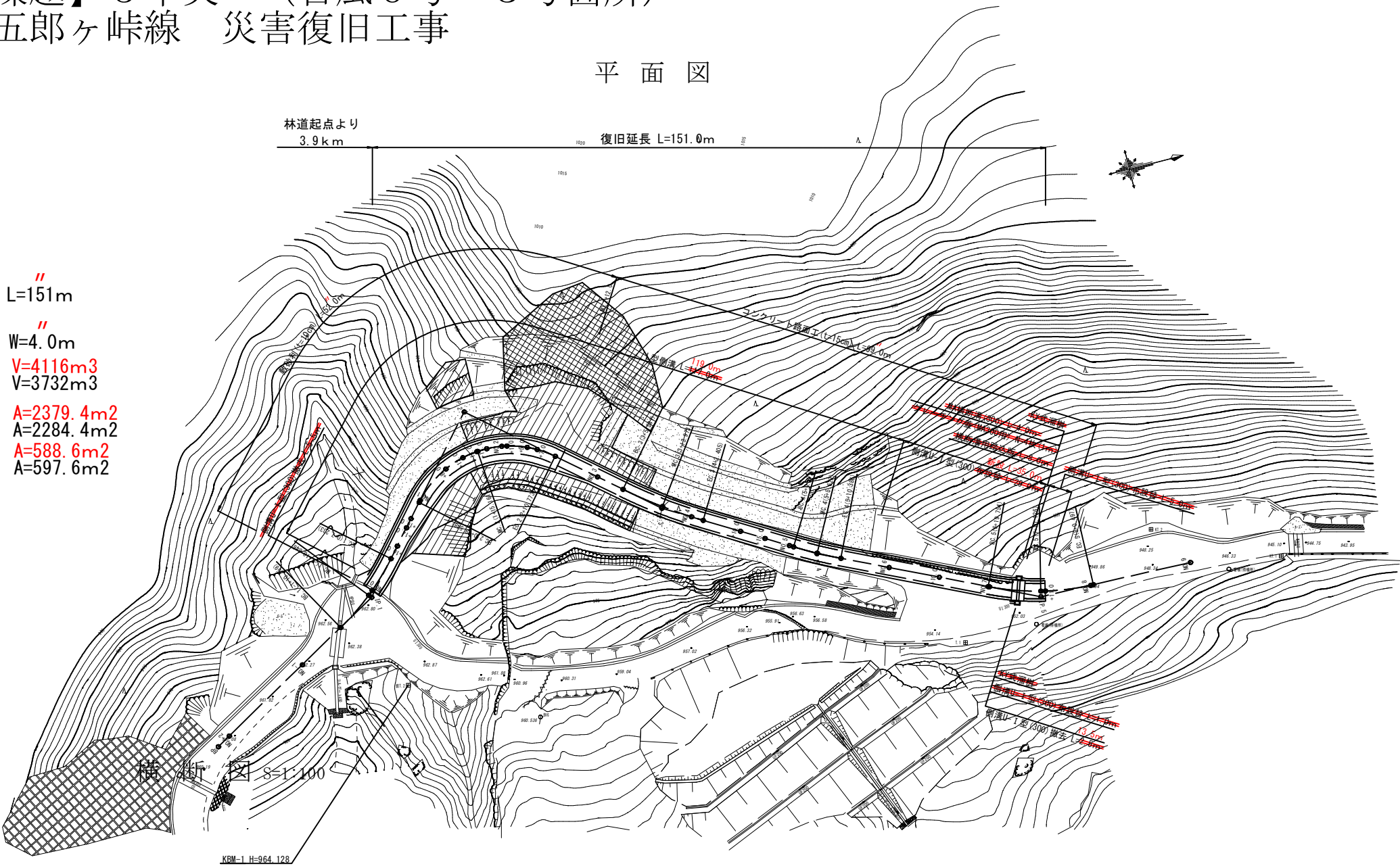
請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



令和7年度【明許繰越】5年災 (台風6号 3号箇所)
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事

工 事 概 要

復旧延長	L=151m
幅員	W=4.0m
掘削工	V=4116m ³ V=3732m ³
法面保護工	A=2379.4m ² A=2284.4m ²
路盤・路面工	A=588.6m ² A=597.6m ²



着工前(ドローン撮影)



完成(ドローン撮影)



報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 専決第12号 工事請負契約の変更について

専決第 12 号

工事請負契約の変更について

令和6年10月15日議案第75号をもって議決を得た、令和6年度5年災（台風6号2号箇所）その他林道 尾茂内線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月13日

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和6年度5年災（台風6号2号箇所）その他林道 尾茂内線 災害復旧工
- 2 契約変更の理由 設計変更のため
- 3 契約変更の内容

現在の契約金額	108,460,000 円
今回の変更金額	-3,366,031 円
変更後の契約金額	105,093,969 円
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦



様式第1号の2(約款第1条関係)

工事請負変更契約書

1 工事名 令和6年度 5年災(台風6号 2号箇所)
その他林道 尾茂内線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 6 年 10 月 15 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負代金 増額
減額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
			¥	3	3	6	6	0	3	1

うち取引に係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円	
			¥	3	0	6	0	0	2

5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法 別紙のとおり
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 4 年 11 月 2 日契約した工事については、今回別冊変更設計図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、上記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 13 日

発注者

美郷町長

長尾

拓



請負者

住 所

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

商号又は名称

株式会社 橋口組

代表者氏名

代表取締役 橋口 一彦



議案第 75 号

工事請負契約の締結について

令和6年10月7日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年10月15日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和6年度5年災(台風6号2号箇所)
その他林道 尾茂内線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 108,460,000円
(うち取引に係る消費税額 9,860,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋 口 一 彦

提案理由

令和6年度5年災(台風6号2号箇所)その他林道 尾茂内線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。

令和6年10月15日 原案可決
美郷町議会議長 那 須 富 重



工 事 請 負 仮 契 約 書



1 工 事 名 令和6年度 5年災(台風6号 2号箇所)
その他林道 尾茂内線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工 期 自 令和 6 年 10 月 15 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請 負 代 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	0	8	4	6	0	0	0	0

うち取引に
係る消費税額

¥	9	8	6	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

5 契 約 保 証 金

¥	1	0	8	4	6	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法 別紙のとおり
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分支払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日令和 6 年 10 月 15 日(議案第 75 号 議決)

令和 6 年 10 月 8 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

商号又は名称 株式会社 橋口組

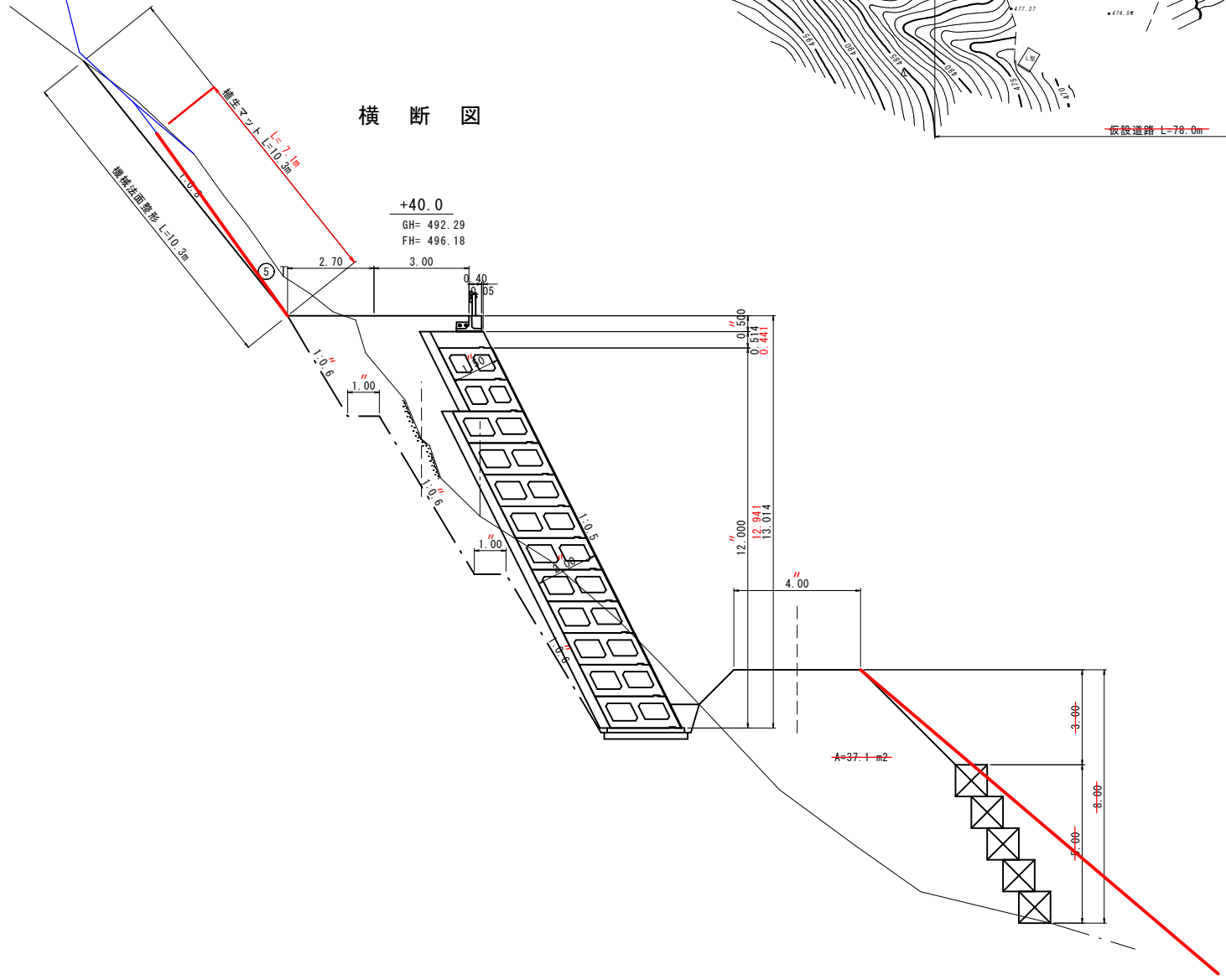
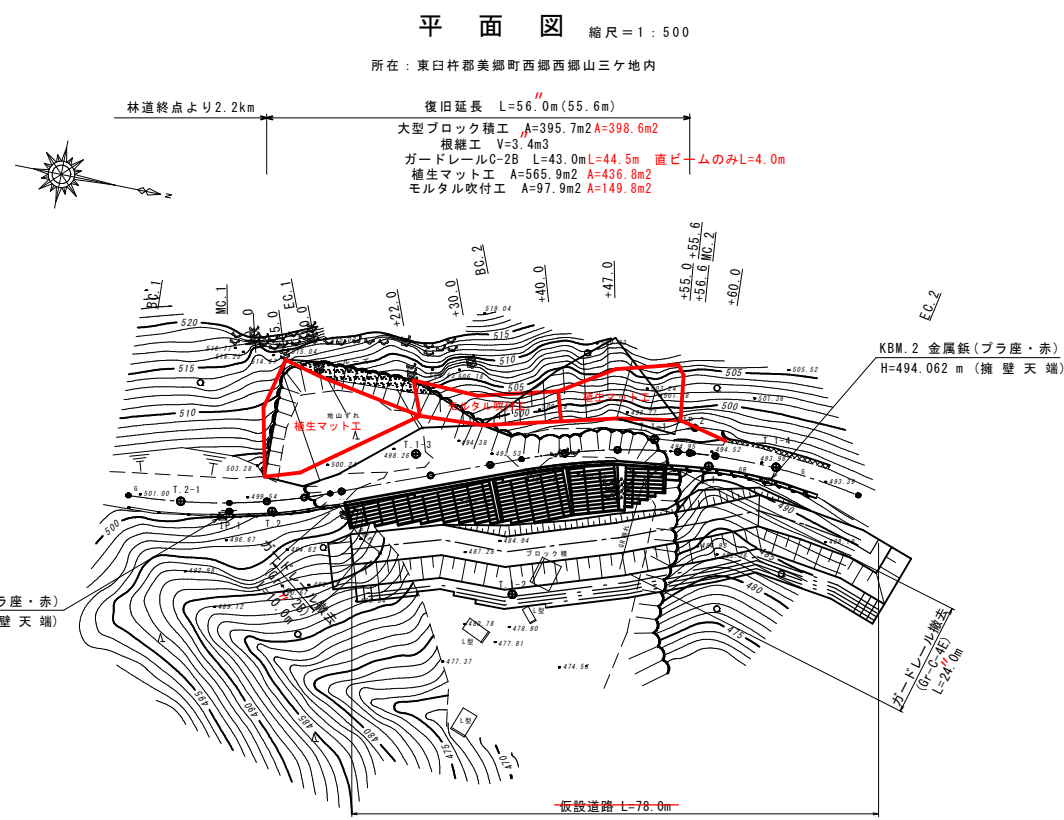
代表者氏名 代表取締役 橋口 一彦



令和6年度
その他林道
5年災
尾茂内線
(台風6号 2号箇所)
災害復旧工事

工事概要

復旧延長	L=56m
幅員	W=3.0m
大型ブロック積工	A=398.6m ² A=395.7m ²
根継工	V=3.4m ³ L=48.5m
ガードレール	L=43.0m A=436.8m ²
植生マット工	A=565.9m ² A=149.8m ²
モルタル吹付工	A=97.9m ² L=40.0m
工事用道路	L=78.0m



報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 専決第13号 工事請負契約の変更について

専決第 13 号

工事請負契約の変更について

令和6年10月15日議案第74号をもって議決を得た、令和5年度【明許繰越】4年災（台風14号2号箇所）奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月19日

美郷町長 長 尾 拓

記

- | | | | |
|---|---------|--|--------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度【明許繰越】4年災（台風14号2号箇所）
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工 | |
| 2 | 契約変更の理由 | 設計変更のため | |
| 3 | 契約変更の内容 | 現在の契約金額 | 78,870,000 円 |
| | | 今回の変更金額 | -2,225,515 円 |
| | | 変更後の契約金額 | 76,644,485 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦 | |



様式第1号の2(約款第1条関係)



工事請負変更契約書

1 工事名 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 2号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 6 年 10 月 15 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負代金 増額 減額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	2	2	5	5	1 5

うち取引に
係る消費税額

億		¥	2	0	2	3	2	0
---	--	---	---	---	---	---	---	---

5 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法 別紙のとおり

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 6 年 10 月 15 日契約した工事については、今回別冊変更設計図面及び仕様書
のとおり、工事の内容の変更により、上記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事
者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 3 月 19 日

発注者

美郷町長

長尾 拓



請負者

住 所

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

商号又は名称

株式会社 橋口組

代表者氏名

代表取締役 橋口 一彦



議 決 書

議案第 74 号

工事請負契約の締結について

令和6年10月7日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年10月15日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

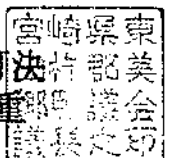
記

- 1 契約の目的 令和5年度【明許繰越】
4年災(台風14号2号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 78,870,000円
(うち取引に係る消費税額 7,170,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋 口 一 彦

提案理由

令和5年度【明許繰越】 4年災(台風14号2号箇所)奥地林道
鳥の巣線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が
5千万円以上であるため、本案を提出する。

令和6年10月15日 原案可決
美郷町議会議長 那 須 富 重



工 事 請 負 仮 契 約 書



1 工 事 名 令和5年度【明許繰越】4年災(台風14号 2号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工 期 自 令和 6 年 10 月 15 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請 負 代 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	8	8	7	0	0	0	0

うち取引に
係る消費税額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	1	7	0	0	0	0	0

5 契 約 保 証 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	8	8	7	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法 別紙のとおり
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分支払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 6 年 10 月 15 日(議案第 74 号 議決)

令和 6 年 10 月 8 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
商号又は名称 株式会社 橋口組
代表者氏名 代表取締役 橋口 一彦



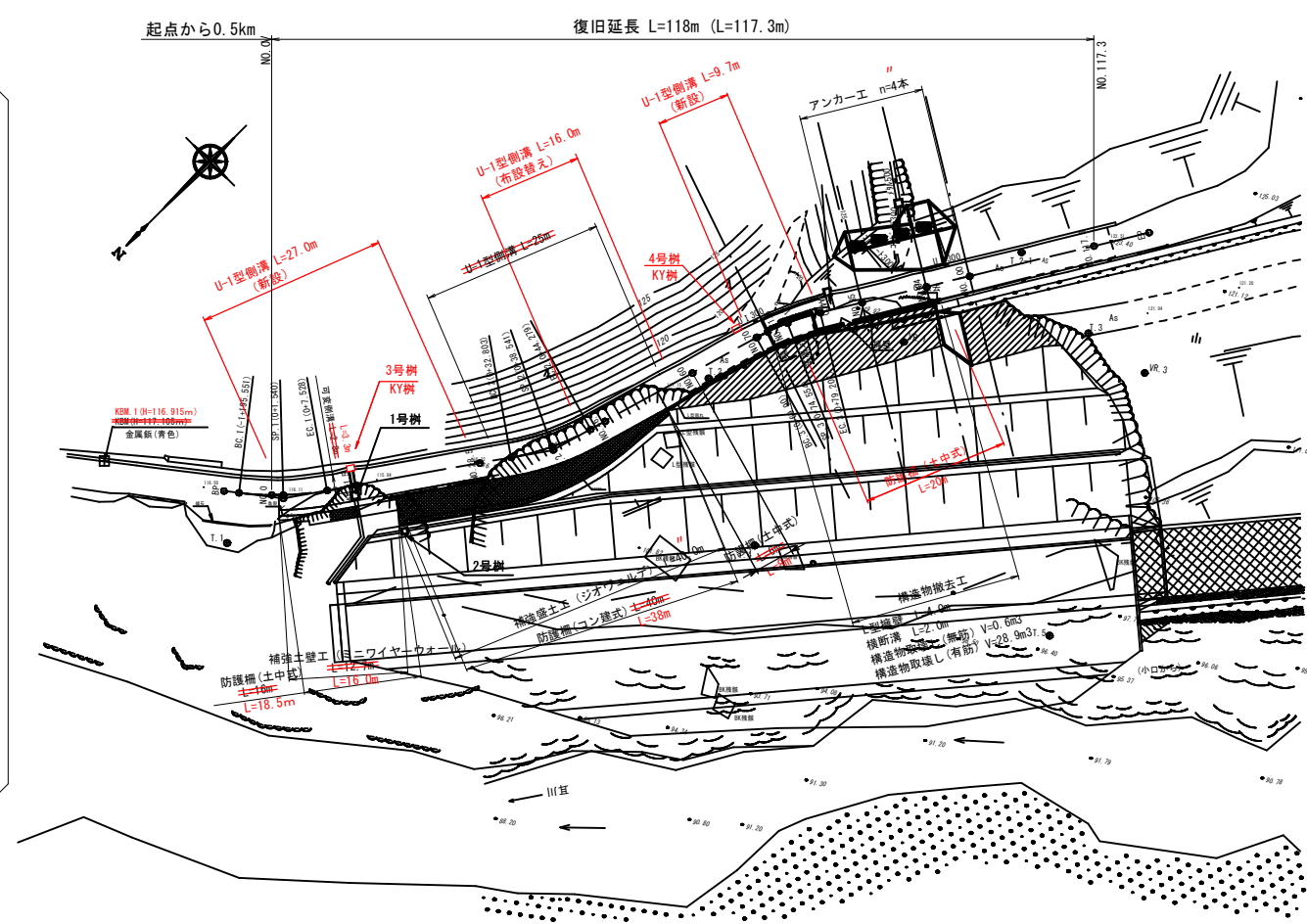
令和5年度【明許繰越】 4年災 (台風14号 2号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

参 考 資 料

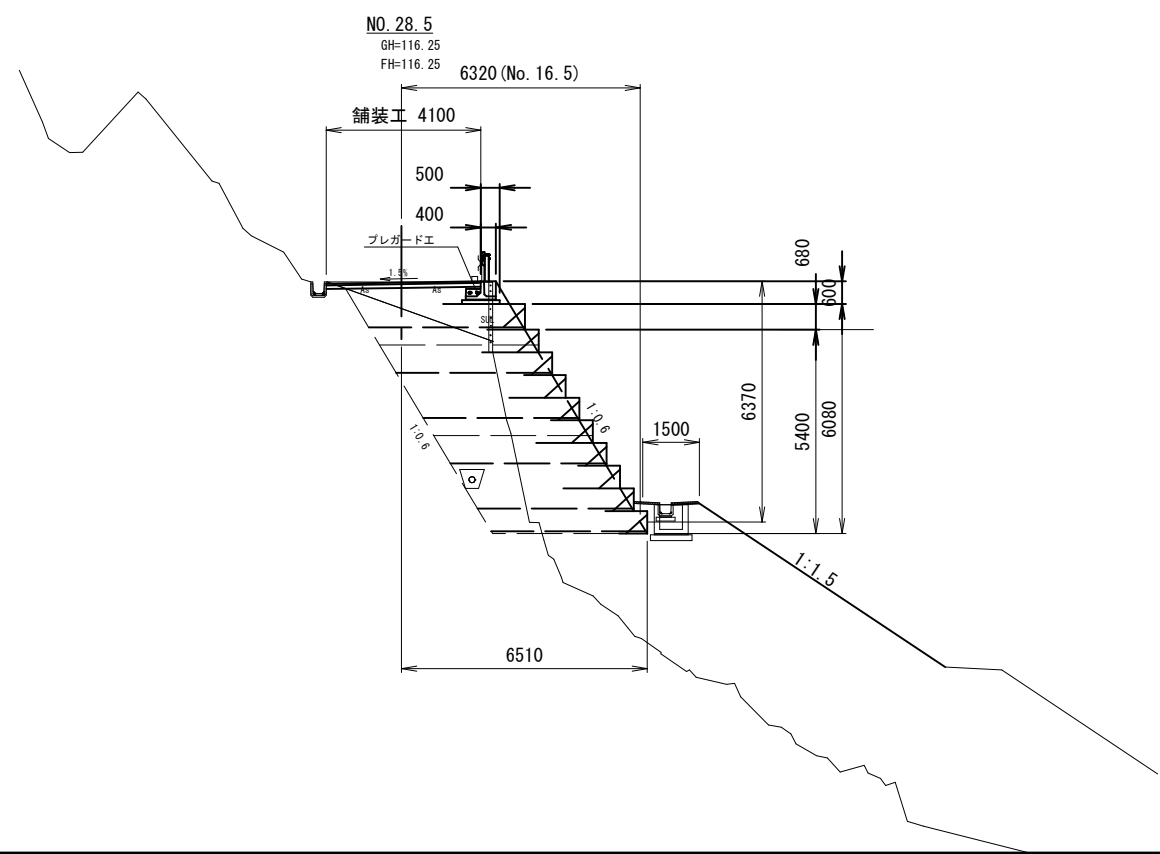
平 面 図

工 事 概 要

- 復旧延長 L=118m
- 幅員 W=3.6m
- 掘削工 V=887m³
- 盛土工 V=620m³
- 大型土のう撤去 N=96袋
- 種子吹付工 A=1865.2m²
- 植生シート工 A=1833.6m²
- 植生マット工 A=115.3m²
- 盛土補強工 (ジオヴェルデ) A=69.5m²
- 補強土壁工 (ミニワイヤー) A=225.8m²
- アスファルト舗装工 A=69.8m²
- ガードレール A=349.9m²
- 構造物取壊工 A=352.8m²
- 排水施設工 L=84.5m
- アンカー工 L=62m
- アンカー工 V=47.0m³
- アンカー工 V=35.5m³
- アンカー工 L=98.0m
- アンカー工 N=4基



横 断 図



報告第14号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第14号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

専決第 1 4 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 7 日

美郷町長 長 尾 拓

記

事 故 発 生 日 時	令和 8 年 4 月 3 日 午前 1 0 時 0 0 分
事 故 発 生 場 所	美郷町南郷神門 1 0 7 8 番地付近
相 手 方	
原 因 ・ 状 況 等	南郷地域課の職員が公用車を運転中に、相手方車両と 接触事故を起こし、相手方車両を破損した。
損 害 賠 償 の 額	1 2 1 , 5 5 3 円

報告第 15 号

令和 7 年度繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 令和 7 年度繰越明許費

提案理由

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものである。

令和7年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)

単位:千円

款	項	目	事業名等	金額	実繰越額	左記金額の財源内訳		
						既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	2 財産管理費	所有権移転登記支援業務委託料 (渡川地区農村環境改善センター分)	365	365			365
2 総務費	1 総務管理費	5 電算システム 管理費	その他電算管理費 (システム改修委託料)	18,434	17,688		3,345	14,343
2 総務費	1 総務管理費	6 CATVセンター 運営費	ケーブルテレビ運営費 (支障移転工事費)	8,500	8,500		3,000	5,500
2 総務費	3 戸籍住民登録 費	1 戸籍住民登録 費	戸籍情報システム改修業務委託料	1,848	1,848		1,848	0
2 総務費	3 戸籍住民登録 費	1 戸籍住民登録 費	住基システム改修業務委託料	495	495		495	0
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務 費	社会福祉一般経費 (物価高騰対策生活応援商品券給付事 業)	51,676	51,112		47,357	3,755
3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉支 援費	高齢者福祉支援費 (介護サービス事業所・施設等物価高騰 緊急対策事業)	4,741	4,741		4,262	479
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務 費	物価高対応子育て応援手当上乗せ支給 事業	7,608	7,608		7,608	0
3 民生費	2 児童福祉費	2 児童福祉施設 費	児童福祉施設整備改修費	4,892	4,892		3,900	992
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (国庫)	6,200	6,200		4,440	1,760
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農地耕作条件改善事業(国庫)	20,200	20,200		13,800	6,400
5 農林水産業費	2 林業費	3 林道整備費	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 (森林環境保全事業【鳥の巣新橋】)	24,660	24,660		10,000	14,660
7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務課	土木総務一般経費 (公住マネジャー改修委託料)	2,500	2,500		2,200	300
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良 費	過疎対策事業費(道路新設改良費)	40,600	21,500		20,400	1,100
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良 費	防災・安全交付金事業(通学路対策)町道	47,900	29,329		28,543	786
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良 費	防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道	57,600	35,100		20,007	15,093
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良 費	防災・安全交付金事業(メンテナンス)町 道	221,990	155,152		12,764	142,388
7 土木費	4 河川費	1 河川砂防費	自然災害防止急傾斜崩壊対策事業	46,200	30,900		26,850	4,050
10 災害復旧費	1 農林水産業施 設災害復旧費	1 農地・農業用 施設災害復旧 費	農地・農業施設災害復旧事業(補助)	16,898	13,262		9,382	3,880
10 災害復旧費	1 農林水産業施 設災害復旧費	2 林業施設災害 復旧費	林道施設災害復旧事業(単独・補助)	899,117	498,436		362,655	135,781
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	1 道路橋梁災害 復旧費	道路橋梁災害復旧事業(補助)	575,141	441,125		403,222	37,903
10 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	1 道路橋梁災害 復旧費	道路橋梁災害復旧事業(単独)	57,210	40,147		0	40,147
12 諸支出金	3 公営企業費	1 公営企業支出 金	簡易水道事業運営費補助金 (コンビニ収納サービス開発に伴うシス テム改修業務委託)	3,042	3,042		2,700	342
合 計				2,117,817	1,418,802	0	988,778	430,024

報告第16号

令和7年度事故繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 令和7年度事故繰越繰越計算書

提案理由

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものである。

令和7年度事故繰越繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	町債	その他		
5 農林振興費	1 農業費	農地耕作条件改善事業 (国庫)	円 70,099,880	円 11,000,000	円 59,099,880	円 0	円 59,099,880	円 0	円 48,300,000	円 0	円 0	円 10,799,880		
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業 (補助)	795,163,561	767,113,561	28,050,000	0	28,050,000	0	24,874,000	0	0	3,176,000		
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業 (補助)	789,166,353	184,037,688	605,128,665	0	605,128,665	0	269,861,603	0	0	335,267,062		
合 計			1,654,429,794	962,151,249	692,278,545	0	692,278,545	0	269,861,603	73,174,000	0	0	349,242,942	

報告第 17 号

令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、下記について別紙とおり報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計繰越計算書

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものである。

令和7年度 美郷町簡易水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	国道327号嵩上げ工事に伴う配水管布設替・下水道マンホール工事実施設計委託業務	3,960,000	0	3,960,000	3,960,000	0	0	0	0	設計計画において不測の日数を要したため。(マンホールの2種変更箇所の特定制や横断等により)

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会計補助金			
1. 簡易水道事業費用	1. 営業費用	コンビニ収納サービス開始に伴うシステム改修業務委託	3,042,000	0	3,042,000	3,042,000	0	0	関連する標準化システムが令和8年9月に延伸となったため

○参考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第18号

令和7年度美郷町農業集落排水事業会計繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記について別紙とおり報告する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1 令和7年度美郷町農業集落排水事業会計繰越計算書

提案理由

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。

令和7年度 美郷町農業集落排水事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	上野原小川T4号-2ポンプ更新工事	983,400	0	983,400	0	0	983,400	0	0	使用資材の納期に不測日数を要したため。

○参考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

議案第 40 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月9日議案第56号をもって議決、令和8年3月11日議案第5号をもって変更議決を得た、令和6年度5年災 公共土木施設災害復旧事業 第210号 一般町道下山瀬・山瀬線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和6年度5年災 公共土木施設災害復旧事業 第210号 一般町道 下山瀬・山瀬線 道路災害復旧工事
- 2 契約変更の理由 設計変更のため
- 3 契約変更の内容 現在の契約金額 196,297,103 円
今回の変更金額 37,473,971 円)
変更後の契約金額 233,771,074 円
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野 3114 番地
株式会社 田村産業
代表取締役 甲斐 貴世会

提案理由

令和6年度5年災 公共土木施設災害復旧事業 第210号 一般町道 下山瀬・山瀬線 道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



工事請負変更仮契約書

工事名 令和6年度5年災 公共土木施設災害復旧事業
第210号 一般町道 下山瀬・山瀬線 道路災害復旧工事
工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
工期 自 令和 6 年 9 月 9 日
至 令和 8 年 9 月 30 日

請 負 金 額 増 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	3	7	4	7	3	9	7	1	
〔うち取引に係る消費税額〕	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	¥	3	4	0	6	7	2	4		

資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 6 年 9 月 9 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 1 日

発注者 美郷町長 長 尾 拓



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114
商号又は名称 株式会社 田 村 産 業
代表者氏名 代表取締役 甲斐 貴世会



議案第 5 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月9日議案第56号をもって議決を得た、令和6年度5年災公共土木施設災害復旧事業第210号一般町道下山瀬・山瀬線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

1. 契約の目的 令和6年度5年災公共土木施設災害復旧事業
第210号一般町道下山瀬・山瀬線道路災害復旧工事
2. 契約変更の理由 設計変更のため
3. 契約変更の内容

現在の契約金額	188,980,000 円
今回の変更金額	7,317,103 円
変更後の契約金額	196,297,103 円
4. 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
株式会社 田村産業
代表取締役 田 村 義 久

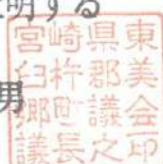
提案理由

令和6年度5年災公共土木施設災害復旧事業第210号一般町道下山瀬・山瀬線道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。

この写は原本と相違ない事を証明する

令和 8 年 3 月 11 日

美郷町議会議長 山 本 文 男



令和 8 年 3 月 11 日 原案可決
美郷町議会議長 山 本 文 男





様式第2号(約款第1条関係)



工事請負変更仮契約書

1 工事名 令和6年度5年災 公共土木施設災害復旧事業
第210号 一般町道 下山瀬・山瀬線 道路災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工期 自 令和 6 年 9 月 9 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負代金 増額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
減額 ￥ 7 3 1 7 1 0 3

うち取引に係る消費税額 億 千 百 十 万 千 百 十 円
￥ 6 6 5 1 9 1

5 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 6 年 9 月 9 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 8 年 3 月 11 日(議案第 5 号 議決)
令和 8 年 2 月 24 日

発注者 美郷町長 長 尾 拓 印



住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地

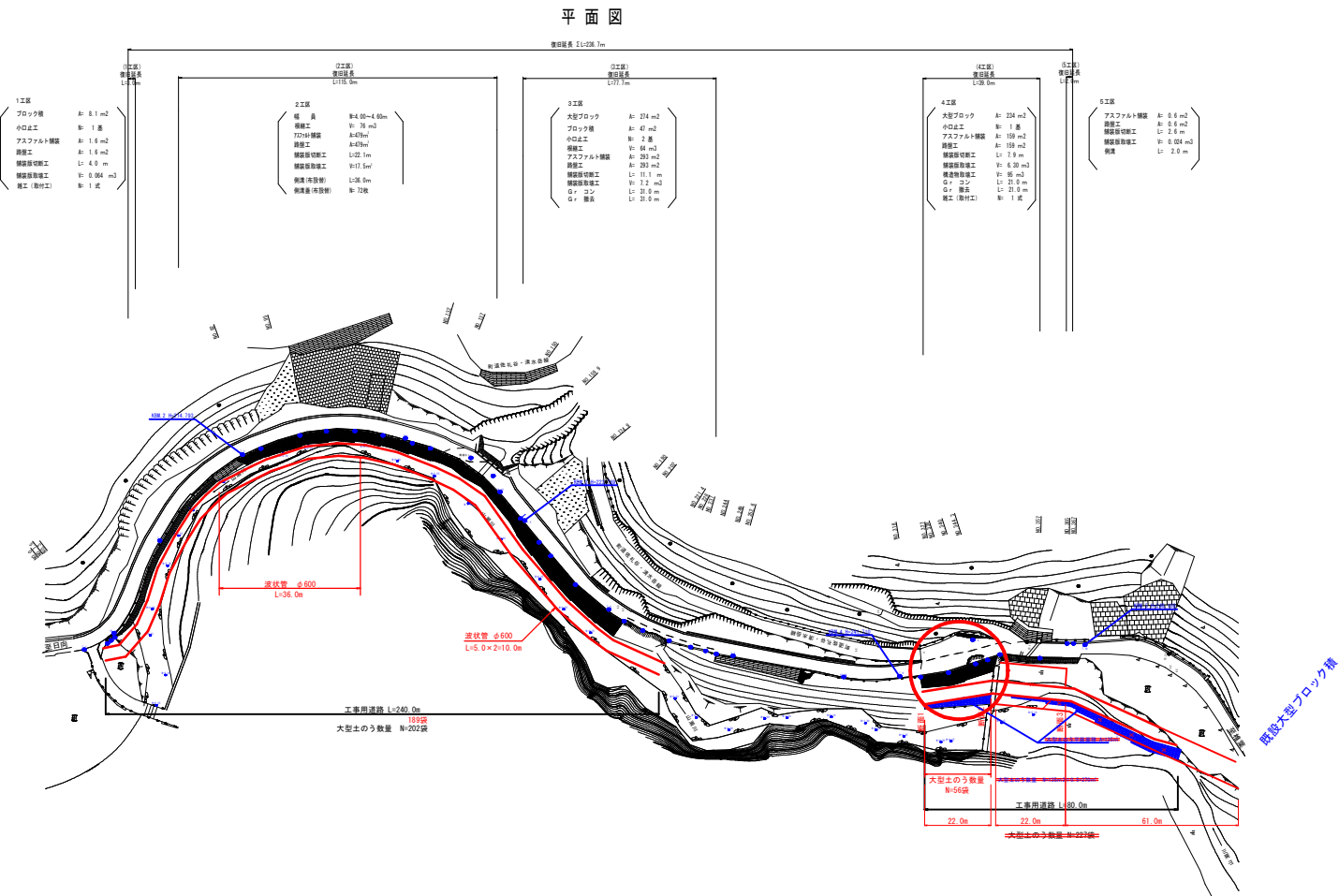
受注者 商号又は名称 株式会社 田 村 産 業

代表者氏名 代表取締役 田 村 義 久



参 考 資 料

令和6年度 5年災 公共土木施設災害復旧事業
第210号 一般町道 下山瀬・山瀬線 道路災害復旧工事



復旧延長 L=236.7m
道路幅員 W=4.0m~11.5m

大型ブロック	A= 508 m ²	507 m ²
ブロック積	A= 55 m ²	56.3 m ²
小口止工	N= 4 基	
根継工	V= 140 m ³	128 m ²
アスファルト舗装	A= 933 m ²	639.2 m ²
路盤工	A= 933 m ²	639.2 m ²
舗装版取壊工	L= 47.7 m	15.34 m
舗装版取壊工	V= 31 m ³	109.835 m ²
構造物取壊工（無筋）	V= 95 m ³	4.8 m ³
構造物取壊工（有筋）		263 m ³
Gr コン	L= 52.0 m	
工事用道路	L= 320.0 m	305.0 m
大型土のう工	N= 429 袋	245 袋
仮設切排水	N= 1 箇所	
雑工（取付工）	N= 1 式	
側溝 BF	L= 2.0 m	22.0 m
側溝（布設替）	L= 36.0m	14.0 m
側溝蓋（布設替）	N= 72枚	37 枚
側溝 MK		6.0 m
モルタル吹付	A= 626 m ²	655 m ²



議案第 41 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 2 月 17 日議案第 3 号をもって議決を得た、令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 214 号 一般町道 佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 214 号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事
- 2 契約変更の理由 設計変更のため
- 3 契約変更の内容 現在の契約金額 143,330,000 円
今回の変更金額 9,359,102 円)
変更後の契約金額 152,689,102 円
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 377 番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦

提案理由

令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 214 号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき本案を提出する。



様式第2号(約款第1条関係)

工事請負変更仮契約書

1. 工 事 名 令和6年度 6年災 公共土木施設災害復旧事業
第214号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事

2. 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3. 工 期 自 令和 7 年 2 月 17 日
至 令和 8 年 9 月 30 日

4. 請負代金 増 額 減 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	9	3	5	9	1	0	2	

(うち取引に係る消費税額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	8	5	0	8	2	7		

5. 資材の再資源化等に関する事項(別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法(昭和22年法律67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 7 年 2 月 17 日に契約した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 8 日

発 注 者

美郷町長 長 尾 拓



請 負 者

住 所

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

商号又は名称

株式会社 橋 口 組

代表者氏名

代表取締役 橋口 一彦



議案第 3 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 1 0 日に入札に付した下記工事について、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町
条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業
第 2 1 4 号
一般町道 佐礼谷・清水岳線道路災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1 4 3, 3 3 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税額 1 3, 0 3 0, 0 0 0 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 377 番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋 口 一 彦 |

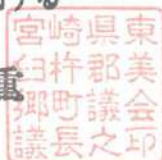
提案理由

令和 6 年度 6 年災公共土木施設災害復旧事業 第 2 1 4 号一般町道
佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事
の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する

令和 7 年 2 月 1 7 日

美郷町議会議長 那 須 富 重



令和 7 年 2 月 1 7 日 原案可決
美郷町議会議長 那 須 富 重





様式第1号(約款第1条関係)



工事請負仮契約書

1. 工事名 令和6年度6年災 公共土木施設災害復旧事業
第214号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事

2. 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3. 工期 自 令和 7 年 2 月 17 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4. 請負代金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	4	3	3	3	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	3	0	3	0	0	0	0

5. 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	4	3	3	3	0	0	0	0

6. 資材の再資源化等に関する事項(別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等の要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

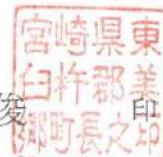
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 7 年 2 月 17 日(議案第 3 号 議決)

令和 7 年 2 月 10 日

発注者

美郷町長 田中秀俊



請負者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口一彦



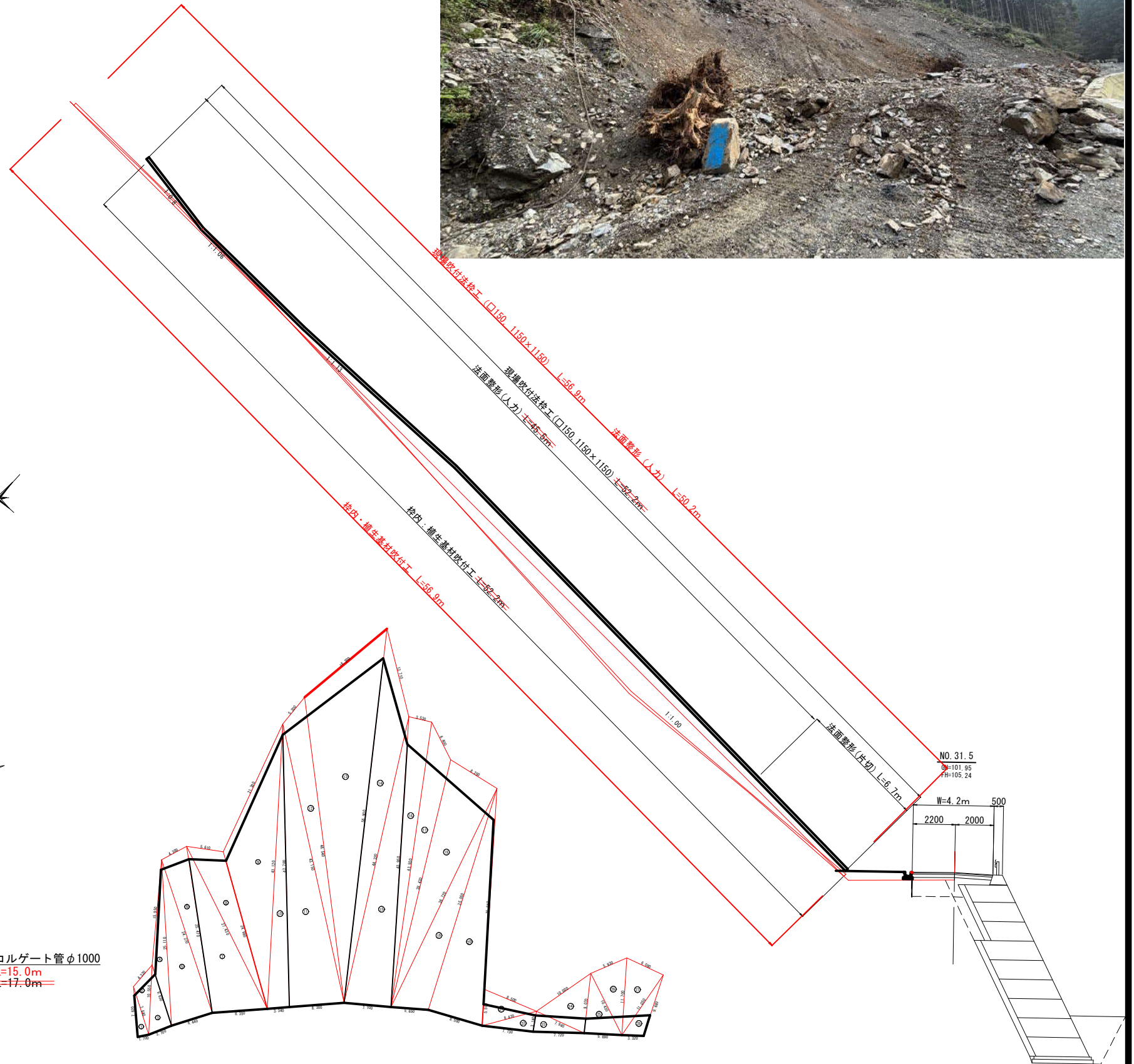
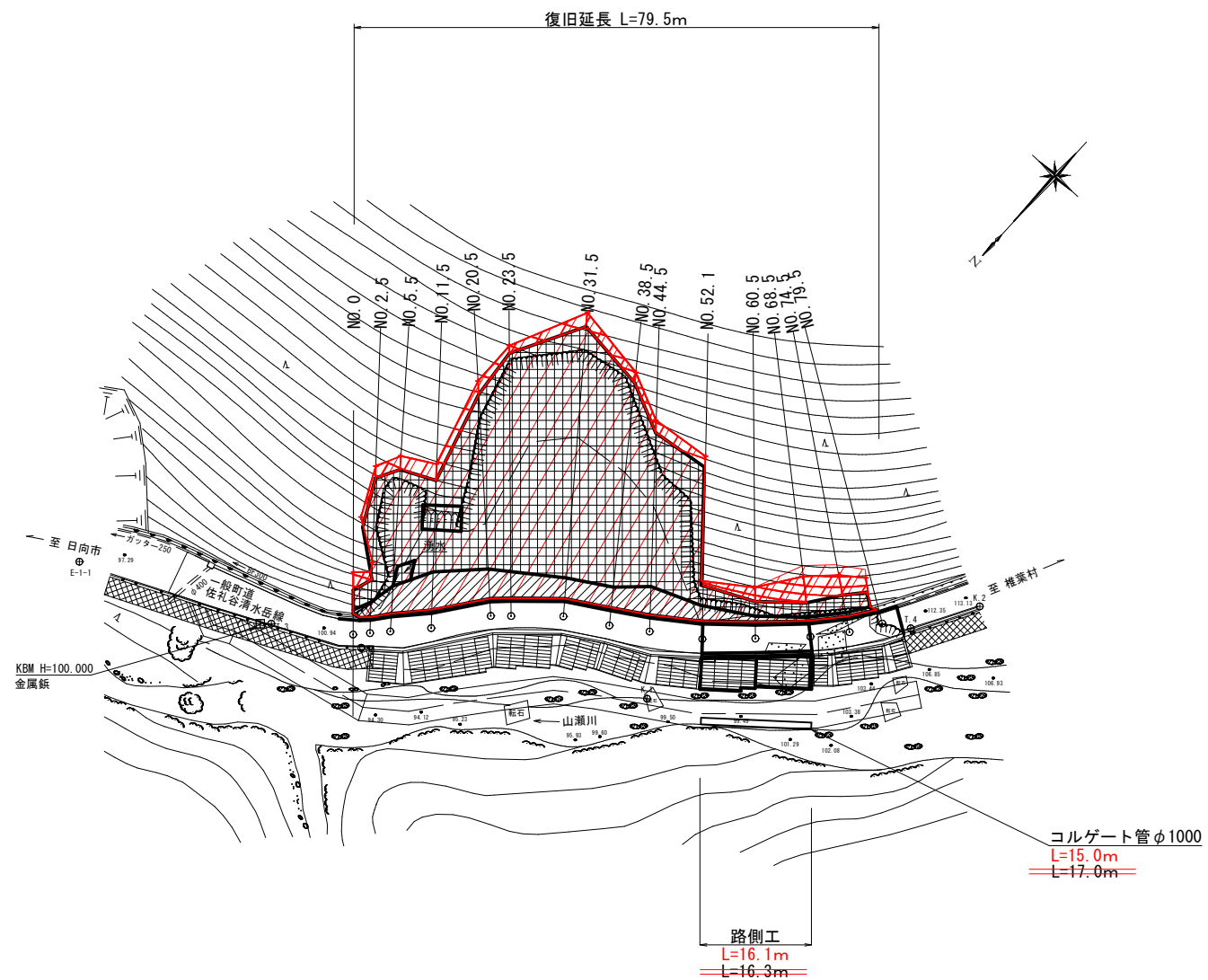
参 考 資 料

令和 6 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業
第 214 号 一般町道 佐礼谷・清水岳線 道路災害復旧工事

平面図

令和6年度 道路災 第214号
一般町道 佐礼谷・清水岳線
復旧延長 L=79.5m
道路幅員 W=4.0m~4.3m

現場吹付法枠工 (植生)	A=1932 m²	A=1996 m ²
現場吹付法枠工 (栗石)	A= 9.2 m²	A= 19 m ²
現場吹付法枠工 (モル)	A= 38 m²	A= 207 m ²
大型ブロック	A= 167 m ²	
G r コン	L= 16.3 m	L= 16.1 m
側溝	L= 77.0 m	L= 78.0 m
構造物取壊工	V= 176 m³	V= 55 m ³
アスファルト舗装	A= 69 m²	A= 70 m ²
路盤工	A= 69 m²	A= 70 m ²
区画線工	L= 32.8 m	L= 32.7 m



議案第 42 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 8 月 27 日に契約を締結いたしました、令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）奥地林道 平城線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）奥地林道 平城線 災害復旧工事
- 2 契約変更の理由 設計変更のため
- 3 契約変更の内容 現在の契約金額 48,070,000 円
今回の変更金額 8,667,983 円)
変更後の契約金額 56,737,983 円
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野 3114 番地
株式会社 田村産業
代表取締役 甲斐 貴世会

提案理由

令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）奥地林道 平城線 災害復旧工事について、契約金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき本案を提出する。



様式第2号 (約款第1条関係)

工事請負変更仮契約書

工 事 名 令和7年度6年災(台風10号 1号箇所)
奥地林道 平城線 災害復旧工事

工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

工 期 自 令和 7 年 8 月 27 日
至 令和 8 年 6 月 26 日

請負金額増額

十	億	千	百	十	萬	千	百	十	元
	¥	8	6	6	7	9	8	3	

うち取引に係る消費税額

億	千	百	十	萬	千	百	十	元
		¥	7	8	7	9	9	8

資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 7 年 8 月 27 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 14 日

発注者 美郷町長 長尾

拓

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114
商号又は名称 株式会社 田 村 産 業
代表者氏名 代表取締役 甲斐 貴世会



様式第1号(約款第1条関係)



工事請負契約書



1 工事名 令和7年度6年災(台風10号 1号箇所)
奥地林道 平城線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 工期 自 令和 7 年 8 月 27 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負代金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	8	0	7	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	3	7	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	8	0	7	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 株式会社 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払の回数 3回以内
- (2) 特約事項 なし

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 8 月 27 日

発注者 美郷町長 田中秀俊 印



住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業
代表者氏名 代表取締役 田村義久



議案第 43 号

工事請負契約の変更について

令和 7 年 8 月 29 日に契約を締結しました、令和 6 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 4 号箇所）奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 4 号箇所）
奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事
- 2 契約変更の理由 設計変更のため
- 3 契約変更の内容 現在の契約金額 46,750,000 円
今回の変更金額 12,028,401 円)
変更後の契約金額 58,778,000 円
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門 1041 番地 6
有限会社 太陽緑化
代表取締役 貫尾 陽一

提案理由

- 令和 6 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 4 号箇所）奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事について、契約金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき本案を提出する。



様式第2号（約款第1条関係）



工事請負変更仮契約書

工事名 令和6年度【明許繰越】5年災(台風6号 4号箇所)
奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事

工事場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

工期 自 令和 7 年 8 月 29 日
至 令和 8 年 10 月 30 日

請負金額増額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	2	8	4	0	1

うち取引に
係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	0	9	3	4	9	1	

資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

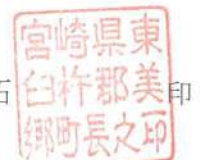
(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法
（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 8 年 8 月 29 日 契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書
のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書 2 通を作成し、当事者記名
押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 18 日

発注者 美郷町長 長尾 拓



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門1041番地6
商号又は名称 有限会社 太陽緑化
代表者氏名 代表取締役 貫尾 陽一





工 事 請 負 契 約 書



- 1 工 事 名 令和6年度【明許繰越】5年災(台風6号 4号箇所)
奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内
- 3 工 期 自 令 和 7 年 8 月 29 日
至 令 和 8 年 3 月 16 日

4 請 負 金 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	6	7	5	0	0	0	0

うち取引に
係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	4	2	5	0	0	0	0	0

5 契 約 保 証 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	6	7	5	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 有限会社 太陽緑化 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回 以内

(2) 特約事項 あり

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令 和 7 年 8 月 29 日

発 注 者 美 郷 町 長 田 中 秀 俊



請 負 者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門1041番地6
商号又は名称 有 限 会 社 太 陽 緑 化
代表者氏名 代 表 取 締 役 貫 尾 陽 一



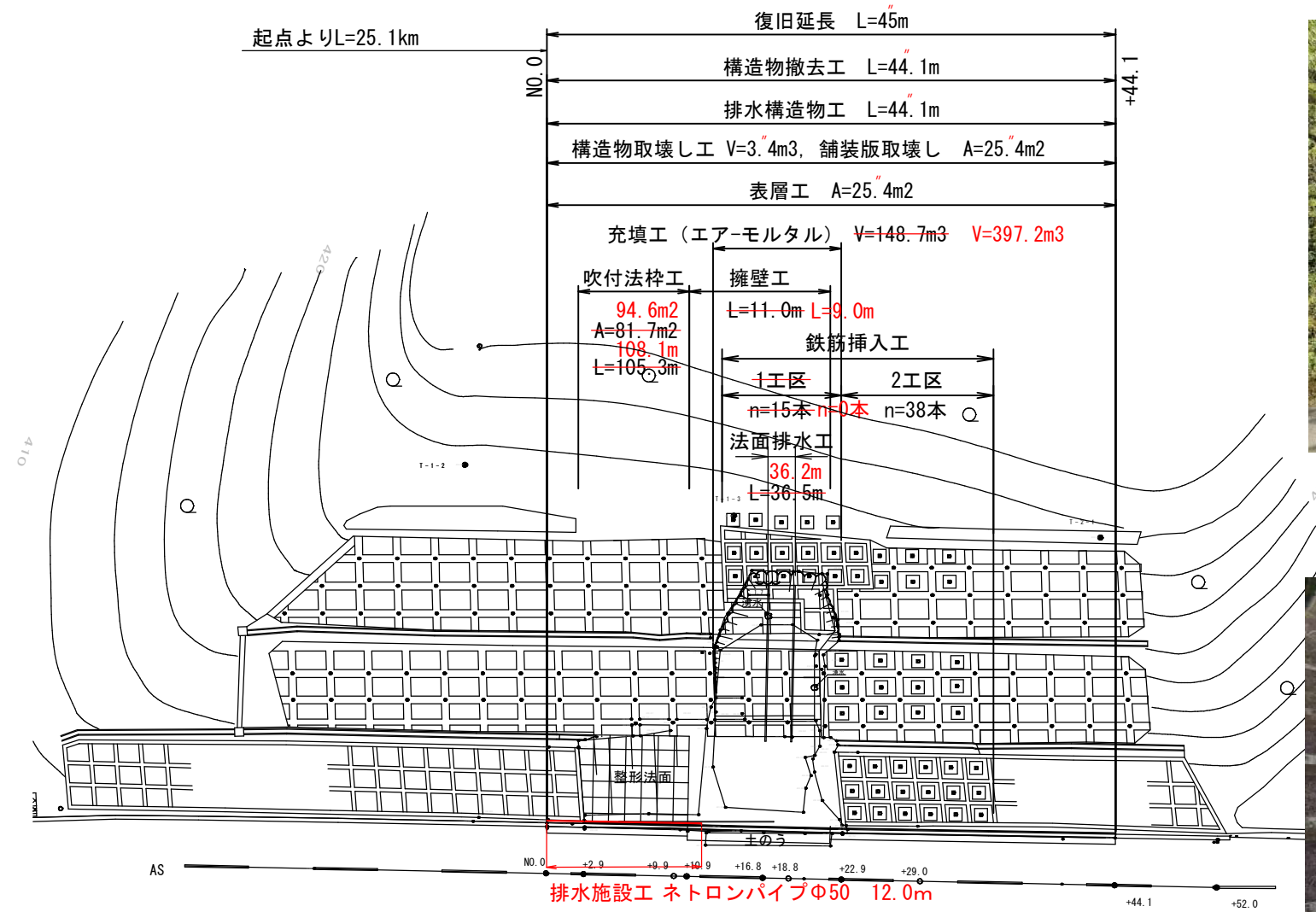
令和6年度【繰越明許】5年災（台風6号 4号箇所）
奥地林道 宇目・須木線 災害復旧工事

参考資料

工事概要

復旧延長	L= 45m
幅員	W=7.0m
充 填 工	397.2 V=148.7 m ³
擁 壁 工	9.0 L= 11.0m
吹付法粹工	94.6 A= 81.7m ²
鉄筋挿入工	38.0 N= 53.0本

平面图



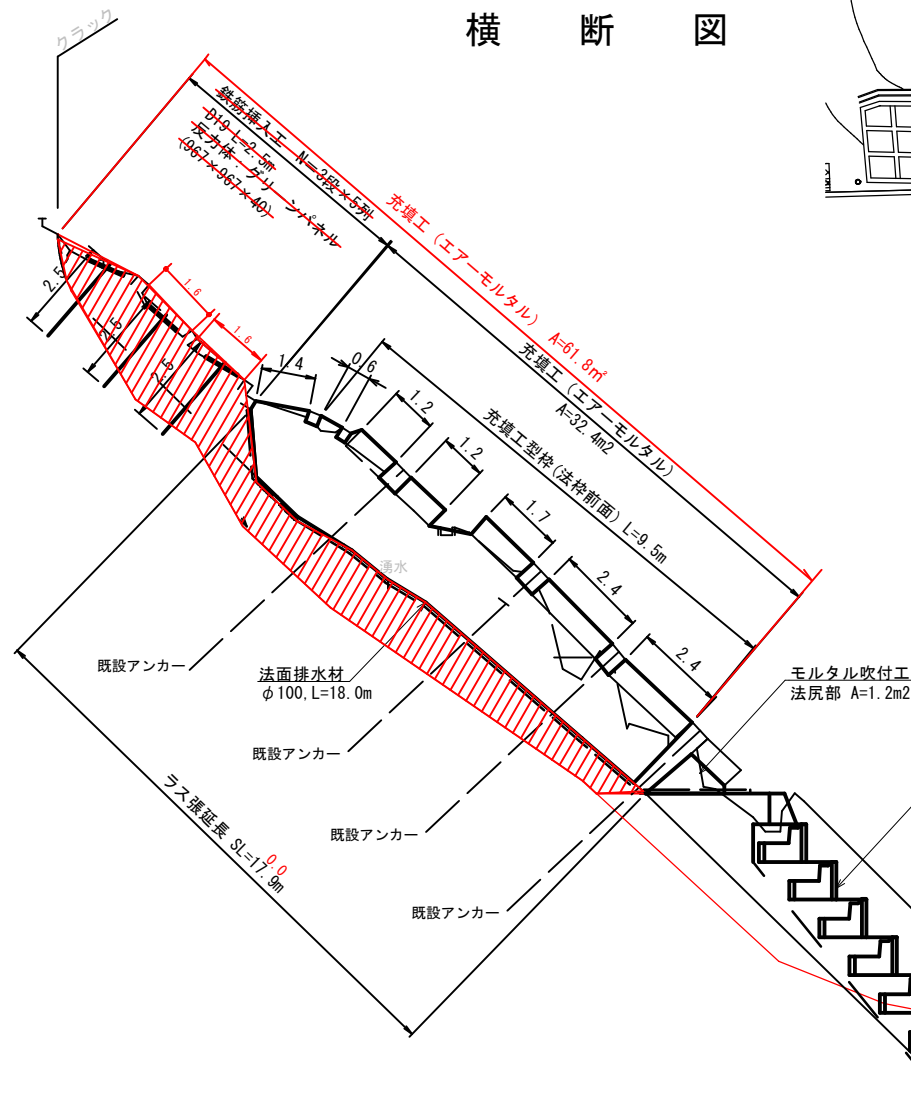
着 工 前



現在



横 断 図



議案第 4 4 号

美郷町役場課設置条例の一部を改正する条例

美郷町役場課設置条例（平成 1 8 年美郷町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課の分掌事務） 第 2 条 各課等の分掌事務は、次のとおりとする。 （１）～（３） 〔略〕 （４） 町民課 ア 戸籍、住民登録、印鑑登録に関すること。 <u>イ 国民年金に関すること。</u> <u>ウ</u> 畜犬に関すること。 <u>エ</u> 環境衛生、上下水道に関すること。 <u>オ</u> その他主管に関すること。 （５） 〔略〕 （６） 健康こども課 ア 国民健康保険<u>事業</u>、後期高齢者医療<u>事業</u>に関すること。 イ 健康づくりに関すること。 ウ 児童福祉及び子育て支援に関すること。 エ その他主管に関すること。 （７）～（１３） 〔略〕	（課の分掌事務） 第 2 条 各課等の分掌事務は、次のとおりとする。 （１）～（３） 〔略〕 （４） 町民課 ア 戸籍、住民登録、印鑑登録に関すること。 <u>イ</u> 畜犬に関すること。 <u>ウ</u> 環境衛生、上下水道に関すること。 <u>エ</u> その他主管に関すること。 （５） 〔略〕 （６） 健康こども課 ア <u>国民年金</u>、国民健康保険、後期高齢者医療に関するこ と。 イ 健康づくりに関すること。 ウ 児童福祉及び子育て支援に関すること。 エ その他主管に関すること。 （７）～（１３） 〔略〕

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

令和８年７月１日施行予定の組織機構改編に伴い、国民健康保険などの社会保障関連事務と関連性が高い国民年金に関する事務を町民課から健康こども課へ移管することにより、住民の利便性向上及び事務効率化を図るもの。

議案第 4 5 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
別表第 4 級別標準職務表（第 3 条関係） 1 行政職給料表 級別標準職務表	別表第 4 級別標準職務表（第 3 条関係） 1 行政職給料表 級別標準職務表																												
<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr><tr><td>1 級</td><td>主事、技師</td></tr><tr><td>2 級</td><td>主任主事、主任技師</td></tr><tr><td>3 級</td><td>主査<u>の職務</u></td></tr><tr><td>4 級</td><td><u>主幹の職務</u></td></tr><tr><td>5 級</td><td>課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、<u>高度の知識を有する主幹</u></td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事</td></tr></table>	職務の級	職務の名称	1 級	主事、技師	2 級	主任主事、主任技師	3 級	主査 <u>の職務</u>	4 級	<u>主幹の職務</u>	5 級	課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、 <u>高度の知識を有する主幹</u>	6 級	課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事	<table><tr><th>職務の級</th><th>職務の名称</th></tr><tr><td>1 級</td><td>主事、技師</td></tr><tr><td>2 級</td><td>主任主事、主任技師</td></tr><tr><td>3 級</td><td>主査</td></tr><tr><td>4 級</td><td><u>副主幹</u></td></tr><tr><td>5 級</td><td>課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、主幹</td></tr><tr><td>6 級</td><td>課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事</td></tr></table>	職務の級	職務の名称	1 級	主事、技師	2 級	主任主事、主任技師	3 級	主査	4 級	<u>副主幹</u>	5 級	課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、主幹	6 級	課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事
職務の級	職務の名称																												
1 級	主事、技師																												
2 級	主任主事、主任技師																												
3 級	主査 <u>の職務</u>																												
4 級	<u>主幹の職務</u>																												
5 級	課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、 <u>高度の知識を有する主幹</u>																												
6 級	課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事																												
職務の級	職務の名称																												
1 級	主事、技師																												
2 級	主任主事、主任技師																												
3 級	主査																												
4 級	<u>副主幹</u>																												
5 級	課長補佐、室長補佐、副看護師長、事務長補佐、主幹																												
6 級	課長、事務局長、室長、事務長、総看護師長、看護師長、参事																												

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

本町の組織体制及び職務の重要性に対応した、より適正かつ明瞭な人事管理体制を確立するため、この条例案を提案する。

議案第 4 6 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成 1 8 年美郷町条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第<u>314</u>条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の 8. 15</u>を乗じて算定する。 2 [略]	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 4 条 第 2 条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の 7. 97</u>を乗じて算定する。 2 [略]
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の 23. 25</u>を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の 11. 62</u>を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 6 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>31, 900円</u>とする。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 6 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>33, 100円</u>とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 22,100円

（2） 特定世帯 11,050円

（3） 特定継続世帯 16,575円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.56を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3、第9条の7及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯 22,300円

（2） 特定世帯 11,150円

（3） 特定継続世帯 16,725円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.63を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.37を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,900円

（2） 特定世帯 3,450円

（3） 特定継続世帯 5,175円

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の23を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1,026円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.68を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

（2） 特定世帯 3,700円

（3） 特定継続世帯 5,550円

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 600円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳

以上被保険者 1 人について 65円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 665円
- (2) 特定世帯 332円
- (3) 特定継続世帯 498円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.11を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の11.13を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について10,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1 世帯について5,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対

以上被保険者 1 人について 25円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円
- (2) 特定世帯 200円
- (3) 特定継続世帯 300円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.21を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.56を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について11,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1 世帯について5,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に

して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円**（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が**55万円**を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢**65歳**未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が**60万円**を超える者に限り、年齢**65歳**以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が**110万円**を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、**43万円**に該当給与所得者等の数から1を減じ

対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円**（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が**55万円**を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢**65歳**未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が**60万円**を超える者に限り、年齢**65歳**以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が**110万円**を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、**43万円**に該当給与所得者等の数から1を減じ

た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について22,330円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

(イ) 特定世帯 7,735円

(ウ) 特定継続世帯 11,603円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,630円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,850円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 718円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 46円

た数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について23,170円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,610円

(イ) 特定世帯 7,805円

(ウ) 特定継続世帯 11,708円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,180円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,060円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 420円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 665円

(イ) 特定世帯 332円

(ウ) 特定継続世帯 498円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円

(イ) 特定世帯 5,525円

(ウ) 特定継続世帯 8,288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,450円

(イ) 特定世帯 1,725円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 280円

(イ) 特定世帯 140円

(ウ) 特定継続世帯 210円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,150円

(イ) 特定世帯 5,575円

(ウ) 特定継続世帯 8,363円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

(イ) 特定世帯 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,750円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 513円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 33円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 332円

(イ) 特定世帯 166円

(ウ) 特定継続世帯 249円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円**（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、**43万円**に当該給与所得者等の数から1を減じた数に**10万円**を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,380円

(ウ) 特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,900円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 300円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円**（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、**43万円**に当該給与所得者等の数から1を減じた数に**10万円**を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**57万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,620円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,420円

(イ) 特定世帯 2,210円

(ウ) 特定継続世帯 3,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,180円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,100円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 205円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 133円

(イ) 特定世帯 67円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,460円

(イ) 特定世帯 2,230円

(ウ) 特定継続世帯 3,345円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,480円

(イ) 特定世帯 740円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,280円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,160円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 120円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 80円

(イ) 特定世帯 40円

(ウ) 特定継続世帯 100円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,785円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,975円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,500円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,000円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

(ウ) 特定継続世帯 60円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,965円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,275円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 13,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 16,550円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア	第1項第1号キに規定する金額を減額した世帯	<u>154円</u>	ア	第1項第1号キに規定する金額を減額した世帯	<u>90円</u>
イ	第1項第2号キに規定する金額を減額した世帯	<u>257円</u>	イ	第1項第2号キに規定する金額を減額した世帯	<u>150円</u>
ウ	第1項第3号キに規定する金額を減額した世帯	<u>410円</u>	ウ	第1項第3号キに規定する金額を減額した世帯	<u>240円</u>
エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>513円</u>	エ	アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>300円</u>
4	[略]				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

美郷町国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため税率の改正が必要なことから、この条例案を提案する。

議案第47号

美郷町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

美郷町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年美郷町条例第101号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給付の決定） 第10条 町長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに決定するものとする。ただし、同一月に入院と入院外が重複する場合は、入院として取り扱う。 <u>2 助成金額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</u>	（給付の決定） 第10条 町長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに決定するものとする。ただし、同一月に入院と入院外が重複する場合は、入院として取り扱う。

附 則
この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月8日提出

美郷町長 長 尾 拓

提案理由

ひとり親家庭医療費助成制度における助成金算出時の端数処理規定を廃止するため、所要の条例改正を行うものであります。近隣自治体との整合性確保による公平性の向上を図り、併せて将来的な現物給付化に向けた事務の簡素化と適正な執行体制の構築に資するものです。

議案第48号

令和8年度美郷町一般会計補正予算（第2号）

令和8年度美郷町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ771,621千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,197,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月8日 提出

美郷町長 長尾 拓

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		33,612	3,483	37,095
	1 分 担 金	776	3,393	4,169
	2 負 担 金	32,836	90	32,926
15 国庫支出金		894,442	41,453	935,895
	2 国庫補助金	204,616	41,453	246,069
16 県支出金		502,357	132,947	635,304
	1 県負担金	177,967	△31,800	146,167
	2 県補助金	297,567	164,747	462,314
18 寄 附 金		611,002	15,879	626,881
	1 寄 附 金	611,002	15,879	626,881
19 繰 入 金		1,015,442	415,159	1,430,601
	2 基金繰入金	1,015,140	415,159	1,430,299
21 諸 収 入		93,328	30,900	124,228
	2 貸付金元利収入	8,805	8,000	16,805
	5 雑 入	72,364	22,900	95,264
22 町 債		248,800	131,800	380,600
	1 町 債	248,800	131,800	380,600
歳 入 合 計		8,425,825	771,621	9,197,446

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		71,520	179	71,699
	1 議 会 費	71,520	179	71,699
2 総 務 費		1,534,650	108,759	1,643,409
	1 総務管理費	1,382,336	93,754	1,476,090
	2 徴 税 費	99,297	15,005	114,302
3 民 生 費		1,031,693	8,194	1,039,887
	1 社会福祉費	682,334	6,767	689,101
	2 児童福祉費	349,359	564	349,923
	3 災害救助費	0	863	863
4 衛 生 費		364,448	5,223	369,671
	1 保健衛生費	148,266	5,163	153,429
	2 清 掃 費	216,182	60	216,242
5 農林水産業費		765,806	239,738	1,005,544
	1 農 業 費	322,589	95,521	418,110
	2 林 業 費	442,715	143,257	585,972
	3 水産業費	502	960	1,462
6 商 工 費		215,089	36,974	252,063
	1 商 工 費	15,122	19,762	34,884
	2 観 光 費	148,892	17,212	166,104
7 土 木 費		468,318	141,516	609,834
	1 土木管理費	134,107	966	135,073
	2 道路橋梁費	213,907	132,750	346,657
	3 住 宅 費	111,205	3,730	114,935
	4 河 川 費	9,099	4,070	13,169
8 消 防 費		253,116	52,327	305,443
	1 消 防 費	253,116	52,327	305,443
9 教 育 費		586,410	37,049	623,459
	1 教育総務費	258,148	24	258,172
	4 義務教育学校費	58,608	6,561	65,169
	5 幼稚園費	73,739	0	73,739
	6 社会教育費	195,915	30,464	226,379
10 災害復旧費		710,640	141,618	852,258
	1 農林水産業施設災害復旧費	89,947	141,618	231,565
12 諸支出金		1,505,935	44	1,505,979
	1 特別会計繰出金	503,076	44	503,120
歳 出 合 計		8,425,825	771,621	9,197,446

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	17,700	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その 場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。	17,700	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その 場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
災 害 復 旧 事 業 債	37,900				38,900			
過 疎 対 策 事 業 債	193,200				292,700			
緊急防災・減災事業債	0				31,300			
合 計	248,800				380,600			

1 総括

(単位：千円)

5

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度

美 郷 町 一 般 会 計 補 正 予 算

事 項 別 明 細 書

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分 担 金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
13			分担金及び負担金	33,612	3,483	37,095			
	1		分 担 金	776	3,393	4,169			
		1	農林水産業費分担金	550	3,463	4,013	1 農業費分担金	3,463	1 県単土地改良事業分担金 2,779 (1) 県単土地改良事業分担金 (2,779) 2 町単土地改良事業分担金 104 (1) 町単土地改良事業分担金 (104) 3 中山間地域総合整備事業分担金 580 (1) 中山間地域総合整備事業分担金 (580)
		2	災害復旧費分担金	165	△70	95	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金	△70	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 △70 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金(補助災) (△145) (2) 農地・農業用施設災害復旧費分担金 (単独災) (75)
	2		負 担 金	32,836	90	32,926			
		2	土木費負担金	0	90	90	1 土木費負担金	90	1 堆積土砂等除去負担金 (1) 堆積土砂等除去事業負担金
15			国庫支出金	894,442	41,453	935,895			
	2		国庫補助金	204,616	41,453	246,069			
		2	民生費国庫補助金	19,927	12,854	32,781	1 民生費補助金	12,854	1 生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金 1,820 (1) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金 (1,820) 2 地域診療情報連携推進費補助金 1,584 (1) 地域診療情報連携推進費補助金 (1,584) 3 互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業補助金 9,450 (1) 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業補助金 (9,450)
		6	教育費国庫補助金	137	26,839	26,976	1 教育補助金	26,839	1 学校施設環境改善交付金 (1) 学校施設環境改善交付金
		8	消防費国庫補助金	0	1,760	1,760	1 消防費補助金	1,760	1 消防団設備整備費補助金 (1) 消防団設備整備費補助金
16			県支出金	502,357	132,947	635,304			
	1		県負担金	177,967	△31,800	146,167			
		4	土木費県負担金	32,300	△31,800	500	1 住宅費県負担金	△31,800	1 水防災事業協定負担金 (1) 和田地区土地利用一体型水防災事業協定負担金
	2		県補助金	297,567	164,747	462,314			
		2	民生費県補助金	19,252	5	19,257	4 児童福祉費補助金	5	1 病児保育利用促進事業補助金 (1) 病児保育利用促進事業補助金

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明		
							区 分	金 額			
		4	農林水産業費県補助金	195, 853	43, 935	239, 788	1 農業費補助金	18, 579	1 農業振興費補助金 (1)最適土地利用総合対策補助金 2 県単土地改良事業補助金 (1)県単土地改良事業補助金 3 県単魅力あるふるさと環境づくり事業補助金 (1)県単魅力あるふるさと環境づくり事業補助金 4 新規就農者育成総合対策事業交付金 (1)経営開始資金	5, 491 (5, 491) 9, 851 (9, 851) 3, 200 (3, 200) 37 (37)	
		7	消防費県補助金	0	700	700	5 地域減災力・受援体制強化支援事業補助金	700	1 地域減災力・受援体制強化支援事業補助金 (1)地域減災力・受援体制強化支援事業補助金		
		9	教育費県補助金	4, 709	16, 600	21, 309	1 社会教育費補助金	8, 735	1 市町村スポーツ施設等整備強化事業補助金 (1)市町村スポーツ施設等整備強化事業補助金 2 国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金 (1)国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金 3 国スポ・障スポ応援団活動支援事業費補助金 (1)国スポ・障スポ応援団活動支援事業費補助金	3, 229 (3, 229) 5, 356 (5, 356) 150 (150)	
							2 学校教育県補助金	7, 865	1 市町村給食費負担軽減交付金 (1)市町村給食費負担軽減交付金		
		10	災害復旧費県補助金	37, 950	103, 507	141, 457	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	103, 507	1 農地・農業用施設災害復旧事業補助金 (1)過年発生農地・農業用施設災害復旧補助金 2 林道施設災害復旧事業補助金 (1)過年発生林道施設災害復旧事業補助金	1, 449 (1, 449) 102, 058 (102, 058)	

(一般会計)

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
18			寄 附 金	611,002	15,879	626,881			
	1		寄 附 金	611,002	15,879	626,881			
		3	ふるさと寄付金(納税)	609,501	15,879	625,380	1 ふるさと寄付金(納税)	15,879	1 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) (1)企業版ふるさと寄付金 (農林課)
19			繰 入 金	1,015,442	415,159	1,430,601			
	2		基金繰入金	1,015,140	415,159	1,430,299			
		1	財政調整基金繰入金	778,982	401,016	1,179,998	1 財政調整基金繰入金	401,016	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金
		15	森林環境譲与税基金繰入金	165,650	7,350	173,000	1 森林環境譲与税基金繰入金	7,350	1 森林環境譲与税基金繰入金 (1)森林環境税基金繰入金
		17	入湯税管理基金繰入金	2,490	6,073	8,563	1 入湯税管理基金繰入金	6,073	1 入湯税管理基金繰入金 (1)入湯税管理基金繰入金
		18	災害見舞金等基金繰入金	0	720	720	1 災害見舞金等基金繰入金	720	1 災害見舞金等基金繰入金 (1)災害見舞金等基金繰入金
21			諸 収 入	93,328	30,900	124,228			
	2		貸付金元利収入	8,805	8,000	16,805			
		3	農林水産業振興資金貸付金元利収入	8,805	8,000	16,805	1 農業振興資金貸付金元利収入	8,000	1 栗加工施設運営資金貸付金元利収入 (1)栗加工施設運営資金貸付金元利収入
	5		雑 入	72,364	22,900	95,264			
		1	雑 入	72,364	22,900	95,264	1 雑 入	22,900	1 コミュニティ助成事業助成金 22,900 (1)コミュニティ助成事業助成金 (21,900) (2)コミュニティ助成事業助成金 (1,000)
22			町 債	248,800	131,800	380,600			
	1		町 債	248,800	131,800	380,600			
		5	災害復旧事業債	37,900	1,000	38,900	1 農林水産施設災害復旧債	1,000	1 林業用施設災害復旧債 (1)過年発生林業施設災害復旧債
		20	過疎対策事業債	193,200	99,500	292,700	1 林道整備事業債 2 町道整備事業債	30,500 56,200	1 林道整備事業債 (1)町単林道整備事業債 (過疎) 1 町道整備事業債 (1)町単町道整備事業債 (過疎)

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
							3 消防施設整備事業債	10,600	1 救急資機材整備事業債 (1)救急資機材整備事業債
							10 ソフト事業債	2,200	1 救急救命対策事業債 (1)救急救命業務対策事業債
		23	緊急防災・減災事業債	0	31,300	31,300	1 緊急防災・減災事業債	31,300	1 緊急防災・減災事業債 (1)消防用備品整備事業債

歳 出

3 歳 出

(款) 1 議 会 費

(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1			議 会 費	71,520	179	71,699		179			
	1		議 会 費	71,520	179	71,699		179			
		1	議 会 費	71,520	179	71,699		179			
									10 需 用 費	77	1 議会一般経費 179
											修繕費（その他の備品） (77)
									12 委 託 料	102	システム改修委託料 (102)

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1		総 務 費	1,534,650	108,759	1,643,409	40,554	68,205			
			総務管理費	1,382,336	93,754	1,476,090	32,172	61,582			
		1	一般管理費	560,213	50	560,263		50			
									10 需 用 費	50	1 総務一般経費 消耗品費（書籍、新聞、資料代等） 50 (50)
		2	財産管理費	103,009	7,949	110,958		7,949			
									10 需 用 費	2,063	1 本所庁舎維持改修費 修繕費（施設管理） 3,716 (306)
									11 役 務 費	5	庁舎会議室改修工事請負費 (3,410)
									12 委 託 料	627	2 南郷庁舎維持改修費 修繕費（施設管理） 2,035 (110)
									14 工事請負費	5,071	施設設備調査委託料 (264)
									17 備品購入費	183	南郷支所改修工事請負費 (1,661)
											3 北郷庁舎維持改修費 修繕費（施設管理） 320 (320)
											4 その他財産管理費 修繕費（施設管理） 1,111 (565)
											委託料 (363)
											備品台帳システムデータ更新等業務委託料 (363)
											公共作業班備品購入費 (183)
											5 その他財産管理費（南郷地域課） 修繕費（施設管理） 721 (721)
											6 その他財産管理費（北郷地域課） 公共施設維持管理消耗品 41 (41)
											7 庁用車管理購入費(財産管理) 車検時手数料 3 (3)
											8 庁用車管理購入費（南郷地域課） 車検時手数料 1 (1)
											9 庁用車管理購入費（北郷地域課） 車検時手数料 1 (1)
		3	交通安全防 犯対策費	5,046	459	5,505		459			
									14 工事請負費	99	1 防犯灯設置管理費 防犯灯設置工事請負費 459 (99)
									18 負担金補助 及び交付金	360	防犯灯設置補助金 (360)

(一般会計)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		4	企 画 費	444,360	73,930	518,290	国庫補助金 11,270 その他 27,700	34,960			
									1 報 酬	82	1 移住・定住対策事業費 263
											普通旅費 (243)
									8 旅 費	1,635	消耗品費（事業関係、その他） (10)
											移住・定住促進パンフレット等郵送料 (10)
									10 需 用 費	58	2 総合戦略推進事業（まち・ひと・しごと創生） 12,349
											美郷町まちづくり懇話会委員報酬 (82)
									11 役 務 費	605	美郷町まちづくり懇話会委員費用弁償 (30)
											各課連携WG視察費用弁償 (179)
									12 委 託 料	15,650	普通旅費 (1,158)
											燃料費 (16)
									18 負担金補助 及び交付金	55,900	視察手数料 (264)
		5	電算システム 管理費	198,182	7,566	205,748	国庫補助金 1,584 その他 △8,382	14,364			総合戦略連携プロジェクト推進支援事業委託料 (8,800)
											地域コミュニティスペース整備支援事業委託料 (1,820)
											3 地域づくり事業（企画） 41,900
											コミュニティ助成事業補助金 (41,900)
											4 みさとしごと発信事業 5,030
											地域特化型求人サイト運営委託料 (5,030)
											5 地区別定住戦略実践事業 14,057
											普通旅費 (25)
											消耗品費（事業関係、その他） (32)
											地区別定住戦略事業（実践事業補助金） (14,000)
											6 企画一般経費 330
											企業版ふるさと納税ポータルサイト手数料 (330)
		6	CATVセ ンター運営 費	59,116	3,800	62,916		3,800			7 庁用車管理購入費(企画) 1
											車検時手数料 (1)
									10 需 用 費	138	1 その他電算管理費 7,566
											消耗品費（事務用品） (138)
									11 役 務 費	102	インターネット回線料 (102)
											システム改修委託料 (7,326)
									12 委 託 料	7,326	
									10 需 用 費	3,800	1 ケーブルテレビ運営費 3,800
											消耗品費（事業関係、その他） (3,800)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	2	徴 税 費	99,297	15,005	114,302	8,382	6,623			
			賦課徴収費	20,148	15,005	35,153	その他	6,623			
						8,382			12 委 託 料	14,501	1 賦課徴収一般経費 15,005 事務補助委託料 (2,192) 固定資産税課税データ移行業務支援委託料 (990) 課税システム連携用登記データベース構築業務委託料 (11,319) 登記データセンター利用料 (504)
									13 使用料及び賃借料	504	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		民生費	1,031,693	8,194	1,039,887	725	7,469			
		1 社会福祉費	682,334	6,767	689,101	720	6,047			
		1 社会福祉総務費	171,401	790	172,191	その他 720	70			
								7 報 償 費	50	1 社会福祉一般経費(町民生活) 災害見舞金 (720)
								10 需 用 費	20	2 社会福祉一般経費(健康福祉) 金婚式記念品代 (50)
								19 扶 助 費	720	消耗品費(事業関係、その他) 印刷製本費 (10)
		2 社会福祉施設費	14,626	979	15,605		979			
								11 役 務 費	6	1 老人ホーム運営費 口座振替手数料 (6)
								14 工事請負費	973	老人ホーム施設設備等改修工事費 (973)
		3 高齢者福祉費	266,286	4,648	270,934		4,648			
								1 報 酬	2,215	1 福祉の充実(高齢者) (1) 高齢者の保健事業及び介護予防との一体的事業 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (2,178)
								2 給 料	△2,178	時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) (37)
								3 職員手当等	△187	給料(フルタイム会計年度任用職員) (△2,178)
								8 旅 費	150	期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (△612)
								14 工事請負費	3,748	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (612)
								18 負担金補助及び交付金	900	通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) (△150)
										勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (△515)
										勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (515)
										時間外勤務手当(フルタイム会計年度任用職員) (△37)
										費用弁償(会計年度職員通勤手当) (150)
										2 高齢者福祉支援費 4,648
										高齢者福祉施設改修工事費 (3,748)
										スマート65購入補助金 (900)
		4 障がい福祉費	230,021	350	230,371		350			
								19 扶 助 費	350	1 扶助費(障がい者福祉) 350
										扶助費 (350)
										心身障がい児通所費助成金 (350)

(一般会計)

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		児童福祉費	349,359	564	349,923	5	559			
		1	児童福祉総務費	111,177	10	111,187	県支出金 5	5			
									18 負担金補助及び交付金	10	1 子育て支援事業(まち・ひと・しごと創生) 10 病児保育利用促進事業費補助金 (10)
		2	児童福祉施設費	238,182	554	238,736		554			
									14 工事請負費 17 備品購入費	154 400	1 児童福祉施設管理運営費 400 一般備品購入費 (400) 2 児童福祉施設整備改修費 154 保育所改修工事請負費 (154)

(一般会計)

(項) 3 災害救助費

(単位：千円)

(一般会計)

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
4			衛 生 費	364,448	5,223	369,671		5,223				
	1		保健衛生費	148,266	5,163	153,429		5,163				
		2	予 防 費	41,829	38	41,867		38				
									12 委 託 料	24	1 各種検診事業費 タクシー使用料	14 (14)
		13 使用料及び 賃借料	14	2 子育て支援事業(まち・ひと・しごと創生) 乳幼児健診委託料	24 (24)							
	5	診療所費	5,139	5,125	10,264		5,125					
								11 役 務 費	75	1 歯科診療所運営管理費 廃棄物処理手数料	5,125 (75)	
								17 備品購入費	5,050	歯科診療所備品購入費	(5,050)	

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		清 掃 費	216,182	60	216,242		60			
			塵芥処理費	107,960	60	108,020		60			
									10 需 用 費	60	1 廃棄物収集整備管理費 消耗品費（施設管理）

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5			農林水産業費	765,806	239,738	1,005,544	105,597	134,141			
	1		農業費	322,589	95,521	418,110	35,695	59,826			
		3	農業振興費	142,042	40,117	182,159	県支出金	26,626			
							5,491		1 報 酬	124	1 農業の振興 40,117
						その他					(1) 農産物生産振興費（県単） (5,491)
						8,000			7 報 償 費	580	最適土地利用総合対策補助金 (5,491)
									8 旅 費	553	(2) 農産物生産振興費（町単） (22,346)
											果樹産地育成対策事業補助金 (1,008)
									10 需 用 費	234	生産組織強化事業費補助金 (600)
											燃油価格高騰緊急対策事業補助金 (1,338)
									11 役 務 費	3,684	みさと米ブランド構築補助金 (1,000)
											スマート農業推進事業補助金 (7,400)
									12 委 託 料	3,300	農業保険加入推進事業補助金 (3,000)
											栗加工施設運営資金貸付金 (8,000)
									13 使用料及び賃借料	239	(3) 農業次世代人材投資事業 (38)
											経営開始資金 (38)
									18 負担金補助及び交付金	23,403	(4) 農業生産組織（担い手）育成強化（町単） (1,883)
											報償費 (100)
											新規就農者確保・育成・支援事業補助金 (818)
									20 貸 付 金	8,000	S A P 活動補助金 (75)
											農作業受託組織支援事業補助金 (890)
											(5) 地域おこし活動費（農業振興） (1,175)
											地域おこし協力隊インターン報償費 (480)
											消耗品費（事業関係、その他） (95)
											燃料費 (116)
											資格取得等手数料 (285)
											研修施設借上料 (199)
											(6) その他農業施策 (80)
											農業用廃プラスチック適正処理推進対策協議会補助金 (80)
											(7) 美郷の自慢づくり推進事業 (8,960)
											普通旅費 (533)
											消耗品費（事務用品） (10)
											燃料費 (13)
											特産品PR広告宣伝費 (3,300)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
											視察手数料 (99)
											6 次産業化推進支援業務委託料 (3,300)
											レンタカー借上料 (40)
											商品開発事業補助金 (1,665)
											(8) 循環型農業推進事業 (144)
											循環型農業推進協議会委員報酬 (124)
											循環型農業推進協議会員出会費用弁償 (20)
		4	畜産業費	55,508	18,054	73,562	その他 7,370	10,684			
									18 負担金補助 及び交付金	18,054	1 畜産業生産振興費（町単） 18,054
											国・県畜産共進会出品補助金 (110)
											肉用牛飼料価格高騰緊急対策事業補助金 (9,194)
											養鶏飼料価格高騰緊急対策事業補助金 (8,750)
		5	農地費	60,648	37,350	97,998	県支出金 11,951 その他 2,883	22,516			
									13 使用料及び 賃借料	1,000	1 農業用施設整備費（県単） 35,250
											県単土地改良事業工事費 (28,450)
											県単魅力あるふるさと環境づくり事業工事費 (6,800)
									14 工事請負費	36,350	2 農業用施設整備費（町単） 1,100
											町単土地改良事業工事費 (1,100)
											3 農業用施設維持管理費 1,000
											重機借上料 (1,000)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		林業費	442,715	143,257	585,972	69,902	73,355			
		2	林業振興費	255,578	79,341	334,919	県支出金 25,356 その他 △20	54,005			
									7 報 償 費	584	1 市町村森林経営計画事業 森林所有者意向調査委託料 1,597 (1,597)
									8 旅 費	596	2 特用林産振興事業(県単) しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金 (14,061)
									11 役 務 費	58	3 特用林産振興事業(町単) 特用林産振興対策事業(種菌購入)補助金 (3,735)
									12 委 託 料	1,897	特用林産振興対策事業(共同選別利用)補助金 (651)
									18 負担金補助 及び交付金	76,206	特用林産物振興対策事業(椎茸原木伐採奨励事業)補助金 (2,957)
											特用林産物振興対策事業(マイタケ種菌購入事業)補助金 (195)
											特用林産物振興対策事業(木炭原木利用奨励事業)補助 (2,800)
											特用林産物振興対策事業(椎茸原木確保事業)補助 (675)
											山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業給付金 (1,000)
											特用林産物振興対策事業(活動促進事業)補助金 (650)
											特用林産物振興対策事業(植樹支援事業)補助金 (462)
											4 作業路整備事業(県単) 県単林道等改良事業補助金 (750)
											5 作業路整備事業(町単) 町単山村整備作業路開設事業補助金 (328)
											町単林内作業路整備事業補助金 (660)
											6 作業路維持管理事業 作業道保全管理事業補助金 (9,000)
											7 林業生産組織(担い手)育成強化(町単) 林大修了生支援事業補助金 (788)
											林業担い手確保対策事業補助金(林業大学校研修補助) (200)
											町単森林整備担い手確保パイロット事業補助金 (810)
											8 地域おこし活動費(林業振興) 地域おこし協力隊起業支援補助金 (1,000)
											9 環境啓発事業費(自然環境) もりをふやそうプロジェクト委託料 (300)
											10 鳥獣被害対策事業(県単) 有害鳥獣対策協議会負担金 (1,189)
											町有害鳥獣対策協議会運営補助金 (32,514)
											有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金 (1,636)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
											狩猟免許取得促進補助金 (145)
											11 林業振興一般経費 1,238
											美郷特産支給プロジェクト報償費 (584)
											普通旅費 (596)
											視察手数料 (58)
		3	林道整備費	103,973	31,400	135,373	地方債	900			
							30,500		14 工事請負費	31,400	1 過疎対策事業費(林道整備事業) 31,400
											町単林道整備事業工事費 (31,400)
		4	林道維持費	36,501	10,700	47,201		10,700			
									12 委 託 料	200	1 林道改築改修費 10,700
											技術補助委託料 (200)
									14 工事請負費	10,500	林道排水施設改修工事費 (4,500)
											林道舗装補修工事費 (6,000)
		5	治山事業費	427	21,500	21,927	県支出金	7,434			
							14,066		12 委 託 料	3,800	1 治山対策事業費 21,500
											治山事業測量設計委託料 (3,800)
									14 工事請負費	17,700	県単治山事業工事請負費 (17,700)
		6	公有林整備費	3	316	319		316			
									12 委 託 料	316	1 森林管理費 316
											森林認証管理審査委託料 (316)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 3 水産業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		水産業費	502	960	1,462		960			
		1	水産業振興費	502	960	1,462		960			
									18 負担金補助及び交付金	960	1 内水面漁業組合支援 区漁業協同組合活動補助金 960 (960)

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			商 工 費	215,089	36,974	252,063	6,073	30,901			
	1		商 工 費	15,122	19,762	34,884		19,762			
		1	商工振興費	15,122	19,762	34,884		19,762			
									18 負担金補助 及び交付金	19,762	1 商工業振興事業 19,762 商工会設備資金利子補給補助金 (4) 商工会合同商品券事業補助金 (12,600) 中小企業退職金共済制度補助金 (30) 商工業制度資金利子補給補助金 (660) 商工業設備投資支援事業補助金 (6,468)

(一般会計)

(款) 6 商 工 費
(項) 2 観 光 費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
						特定財源	一般財源	区 分	金 額			
	2		観 光 費	148,892	17,212	166,104	6,073	11,139				
		1	観光振興費	148,892	17,212	166,104	その他 6,073	11,139				
									8 旅 費	455	1 美郷レイクランド管理運営費 修繕費（施設管理）	10,228 (559)
									10 需 用 費	1,640	美郷レイクランド施設改修工事費	(9,669)
									11 役 務 費	180	2 南郷温泉管理運営費 南郷温泉施設改修工事請負費	1,918 (1,918)
									12 委 託 料	705	3 西の正倉院・百済の館管理運営費 普通旅費	780 (138)
									13 使用料及び 賃借料	49	印刷製本費 消防用施設点検手数料 消防設備保守点検委託料 観光施設再興等調査委託料	(20) (152) (△152) (622)
									14 工事請負費	12,097	4 南郷地区観光施設管理運営費 修繕費（施設管理）	734 (706)
									17 備品購入費	67	消防用施設点検手数料	(28)
									18 負担金補助 及び交付金	2,019	5 西郷地区観光施設管理運営費 西郷地区観光施設改修工事請負費	510 (510)
											6 北郷地区観光施設管理運営費 修繕費（施設管理） 立木伐採委託料 重機借上料	639 (355) (235) (49)
											7 観光一般経費 普通旅費 一般備品購入費 （一社）美郷町観光協会運営補助金	2,403 (317) (67) (2,019)

(一般会計)

(款) 7 土 木 費

(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7	1		土 木 費	468,318	141,516	609,834	70,290	71,226			
			土木管理費	134,107	966	135,073		966			
		1	土木総務費	133,967	566	134,533		566			
									2 給 料	106	1 道路等施設環境の整備 修繕費（重機管理） 167 (167)
									3 職員手当等	42	2 土木総務一般経費 消耗品費（事務用品） 58 (50)
									10 需 用 費	217	C O B R I S 使用料 (8)
									12 委 託 料	193	3 会計年度任用職員人件費（測量登記） 給料（フルタイム会計年度任用職員） 148 (106)
									13 使用料及び 賃借料	8	期末手当（フルタイム会計年度任用職員） 勤勉手当（フルタイム会計年度任用職員） (23) (19)
											4 土木施設管理費 支障木等伐採委託料 193 (193)
		2	公園管理費	140	400	540		400			
									12 委 託 料	400	1 公園施設管理費 植栽等管理委託料 400 (400)

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2	道路橋梁費	213,907	132,750	346,657	69,700	63,050				
		1 道路維持費	38,107	54,450	92,557		54,450				
									12 委 託 料	3,400	1 町道改築改修費(道路維持費) 54,450 町単道路改築改修測量設計委託料 (3,400)
									14 工事請負費	51,050	道路舗装補修工事費 (23,350) 道路排水施設改修工事費 (7,700) 道路安全施設整備工事費 (20,000)
	2	道路新設改良費	175,800	78,300	254,100	県支出金 13,500 地方債 56,200	8,600				
									12 委 託 料	3,600	1 過疎対策事業費(道路新設改良費) 77,800 町道用地登記業務委託料 (1,000)
									14 工事請負費	71,700	技術補助委託料 (600) 用地測量委託料 (2,000)
									16 公有財産購入費	600	過疎対策事業工事費 (71,700) 過疎対策事業用地取得費 (500)
											過疎対策事業立木伐採補償費 (2,000)
									21 補償補填及び賠償金	2,400	2 防災・安全交付金事業(通学路対策)町道 500 防災・安全交付金(通学路対策)用地取得費 (100) 防災・安全交付金(通学路対策)補償補填費 (400)

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 3 住 宅 費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3	住 宅 費	111,205	3,730	114,935	500	3,230			
		1 公営住宅管理費	23,265	3,230	26,495		3,230			
								12 委 託 料	1,610	1 公営住宅維持管理費 1,610 清掃業務委託料 (300)
								14 工事請負費	1,620	植栽等管理委託料 (1,310) 2 公営住宅改築改修費 1,620 公営住宅改修工事請負費 (1,620)
		2 公営住宅建設費	59,850	500	60,350	県支出金 500				
								10 需 用 費	500	1 公営住宅建設事業費（単独） 500 修繕費（施設管理） (500)

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 4 河 川 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		河 川 費	9,099	4,070	13,169	90	3,980			
		1	河川砂防費	9,099	4,070	13,169	その他	3,980			
							90		12 委 託 料	300	1 急傾斜地崩壊対策費 4,070 町単堆積土砂等除去委託料 (300)
									14 工事請負費	330	町単急傾斜対策工事費 (330)
									18 負担金補助 及び交付金	3,440	町単災害関連急傾斜地崩壊対策事業補助金 (3,440)

(一般会計)

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8			消 防 費	253,116	52,327	305,443	47,560	4,767			
	1		消 防 費	253,116	52,327	305,443	47,560	4,767			
		1	非常備消防費	234,598	13,336	247,934	県支出金 700 地方債 12,800	△164			
									10 需 用 費	2,300	1 地域防災強化事業 2,340 消耗品費（事業関係、その他） (2,300) 11 役 務 費 1 防災士養成事業補助金 (40) 2 救急体制運営費 10,996 車検時手数料 (1) 消防用備品購入費 (10,995)
									17 備品購入費	10,995	
									18 負担金補助及び交付金	40	
		2	消防施設費	4,742	38,991	43,733	国庫補助金 1,760 地方債 31,300 その他 1,000	4,931			
									11 役 務 費	5	1 消防車両管理整備費(消防施設) 31,429 車検時手数料 (5) 12 委 託 料 22 産業廃棄物運搬処理業務委託料 (22) 消防用備品購入費 (31,402) 2 消防備品管理整備費 7,562 消防用備品購入費 (7,562)
									17 備品購入費	38,964	

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9			教 育 費	586,410	37,049	623,459	43,439	△6,390			
	1		教育総務費	258,148	24	258,172	26,839	△26,815			
		2	事務局費	149,362	23	149,385		23			
									18 負担金補助及び交付金	23	1 教育委員会事務局一般経費 日向東臼杵算数・数学教育研究大会負担金 23 (23)
		3	スクールバス運営費	38,203	1	38,204		1			
									11 役 務 費	1	1 町内スクールバス運行費 車検時手数料 1 (1)
		4	住宅管理費	68,926	0	68,926	国庫補助金 26,839	△26,839			

(款) 9 教育費
(項) 4 義務教育学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		義務教育学校費	58,608	6,561	65,169		6,561			
		1	義務教育学校管理費	45,052	6,561	51,613		6,561			
									10 需用費	184	1 義務教育学校管理費 修繕費（施設管理） 学校施設営繕工事請負費 一般備品購入費
									14 工事請負費	6,037	(184) (6,037)
									17 備品購入費	340	(340)

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	5		幼稚園費	73,739	0	73,739					
		1	幼稚園費	73,739	0	73,739					
									10 需用費	△102	1 幼稚園管理費 消耗品費（事業関係、その他） 一般備品購入費
									17 備品購入費	102	(△102) (102)

(款) 9 教育費

(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	6	社会教育費	195,915	30,464	226,379	16,600	13,864			
		2 公民館費	20,647	2,653	23,300		2,653			
								8 旅 費	784	1 公民館活動支援 765 大会参加者費用弁償 (705)
								10 需 用 費	217	レンタカー借上料 (60)
								13 使用料及び賃借料	60	2 公民館一般経費 79 普通旅費 (79)
								14 工事請負費	1,592	3 公民館管理運営費 217 修繕費（施設管理） (217)
										4 公民館整備改修費 1,592 ニューホープセンター改修工事請負費 (1,592)
	3	文化財保護費	6,378	1,916	8,294		1,916			
								10 需 用 費	916	1 伝統芸能行事の発掘保存継承 1,000 映像保存事業委託料 (1,000)
								12 委 託 料	1,000	2 文化財一般経費 916 修繕費（施設管理） (916)
	4	図書館費	29,326	24	29,350		24			
								3 職員手当等	9	1 図書館管理運営費 24 時間外勤務手当（フルタイム会計年度任用職員） (9)
								10 需 用 費	15	燃料費 (15)
	5	保健体育総務費	1,791	17,630	19,421	県支出金 5,506	12,124			
								1 報 酬	112	1 スポーツ振興 17,630 国スポ・障スポ実行委員会委員報酬 (112)
								8 旅 費	18	国スポ・障スポ実行委員会委員費用弁償 (18)
								18 負担金補助及び交付金	17,500	ロードレースイン百済の里補助金 (2,050) 市町村対抗駅伝大会補助金 (450) 宮崎国スポ・障スポ美郷町実行委員会補助金 (15,000)
	6	体育施設費	13,839	8,241	22,080	県支出金 3,229	5,012			
								12 委 託 料	619	1 社会体育施設管理費 8,241 社会体育施設営繕等委託料 (619)
								14 工事請負費	7,622	社会体育施設改修工事請負費 (7,622)
	7	学校給食施設費	77,217	0	77,217	県支出金 7,865	△7,865			

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10			災害復旧費	710,640	141,618	852,258	104,362	37,256			
	1		農林水産業施設災害復旧費	89,947	141,618	231,565	104,362	37,256			
		1	農地・農業用施設災害復旧費	19,756	0	19,756	県支出金 1,449 その他 △145	△1,304			
		2	林業施設災害復旧費	70,191	141,618	211,809	県支出金 102,058 地方債 1,000	38,560			
									12 委 託 料	31,840	1 林業施設災害復旧事業(補助) 過年発生林道施設災害復旧工事費 103,328 (103,328)
									14 工事請負費	109,778	2 林業施設災害復旧事業(単独) 林道災害測量設計委託料 町単林道施設災害復旧工事費 38,290 (31,840) (6,450)

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
(項) 1 特別会計繰出金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
12			諸支出金	1,505,935	44	1,505,979		44			
	1		特別会計繰出金	503,076	44	503,120		44			
		1	特別会計繰出金	503,076	44	503,120		44	27 繰 出 金	44	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費)

(一般会計)

令和8年第2回美郷町議会定例会 (6月定例会)

主 要 事 業 等 説 明 資 料



Dear MISATO



【 目 次 】

	〔目〕	〔ページ〕
1	一般会計予算 年度別比較表	4
2	一般会計予算 歳出目的・性質別一覧表	5
3	主要事業等説明資料	
	(1) 一般会計	
	総務課	
	財産管理費	6
	交通安全防災対策費	6
	非常備消防費	7
	消防施設費	9
	税務課	
	賦課徴収費	11
	企画情報課	
	企画費	13
	電算システム管理費	14
	CATVセンター運営費	16
	商工振興費	17
	観光振興費	19
	町民生活課	
	社会福祉総務費	23
	児童福祉総務費	23
	児童福祉施設費	24
	災害救助費	25
	健康福祉課	
	社会福祉総務費	26
	社会福祉施設費	26
	高齢者福祉費	27
	障がい福祉費	29
	診療所費	29
	農林振興課	
	農業振興費	30
	畜産業費	36
	林業振興費	38
	公有林整備費	52
	水産業振興費	53
	建設課	
	農地費	54
	林道整備費	57
	林道維持費	58
	治山事業費	59
	土木総務費	59

【 目 次 】

	〔目〕	〔ページ〕
	公園管理費	60
	道路維持費	61
	道路新設改良費	63
	公営住宅管理費	64
	河川砂防費	65
	林業施設災害復旧費	66
政策推進室	企画費	66
	農業振興費	70
南郷地域課	観光振興費	71
北郷地域課	財産管理費	74
	観光振興費	75
教育課	義務教育学校管理費	76
	公民館費	76
	文化財保護費	77
	保健体育総務費	78
	体育施設費	79

一般会計予算年度別比較表

令和8年度6月補正（第2次）後の予算総額と令和7年度当初予算との比較は以下のとおりです。

（歳 入）

（単位：千円、％）

区 分	令和8年度 予算総額 A	構 成 比	令和7年度 当初予算 B	構 成 比	比較 (A－B)	増 減 率
町 税	817,237	8.9	813,505	7.9	3,732	0.5
地 方 譲 与 税	283,116	3.1	273,605	2.7	9,511	3.5
利 子 割 交 付 金	451	0.0	51	0.0	400	784.3
配 当 割 交 付 金	1,638	0.0	1,122	0.0	516	46.0
株式等譲渡所得割交付金	1,103	0.0	1,226	0.0	△ 123	△ 10.0
法 人 事 業 税 交 付 金	5,374	0.1	5,459	0.1	△ 85	△ 1.6
地 方 消 費 税 交 付 金	103,401	1.1	101,692	1.0	1,709	1.7
自動車税環境性能割交付金	7,433	0.1	7,567	0.1	△ 134	△ 1.8
地 方 特 例 交 付 金	1,097	0.0	1,132	0.0	△ 35	△ 3.1
地 方 交 付 税	3,595,790	39.1	3,610,000	35.0	△ 14,210	△ 0.4
うち普通交付税	3,400,000	37.0	3,400,000	32.9	0	0.0
うち特別交付税	195,790	2.1	210,000	2.0	△ 14,210	△ 6.8
交通安全対策特別交付金	900	0.0	1,000	0.0	△ 100	△ 10.0
分 担 金 及 び 負 担 金	37,095	0.4	40,186	0.4	△ 3,091	△ 7.7
使 用 料 及 び 手 数 料	58,949	0.6	60,332	0.6	△ 1,383	△ 2.3
国 庫 支 出 金	935,895	10.2	984,766	9.5	△ 48,871	△ 5.0
県 支 出 金	635,304	6.9	966,740	9.4	△ 331,436	△ 34.3
財 産 収 入	100,353	1.1	38,315	0.4	62,038	161.9
寄 附 金	626,881	6.8	611,001	5.9	15,880	2.6
繰 入 金	1,430,601	15.6	1,554,923	15.1	△ 124,322	△ 8.0
繰 越 金	50,000	0.5	50,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	124,228	1.4	274,845	2.7	△ 150,617	△ 54.8
町 債	380,600	4.1	925,500	9.0	△ 544,900	△ 58.9
うち災害復旧債	38,900	0.4	385,100	3.7	△ 346,200	△ 89.9
うち災害復旧債を除く町債	341,700	3.7	540,400	5.2	△ 198,700	△ 36.8
計	9,197,446	100.0	10,322,967	100.0	△ 1,125,521	△ 10.9

一般会計予算 歳出目的・性質別一覧表

(歳出・目的別)

(単位：千円、%)

目的別区分	令和8年度 予算総額		令和7度 当初予算		比較	
	A	構成 比	B	構成 比	A－B	増減 率
1. 議会費	71,699	0.8	68,162	0.7	3,537	5.2
2. 総務費	1,643,409	17.9	1,804,180	17.5	△ 160,771	△ 8.9
3. 民生費	1,039,887	11.3	1,028,593	10.0	11,294	1.1
4. 衛生費	369,671	4.0	370,149	3.6	△ 478	△ 0.1
5. 農林水産業費	1,005,544	10.9	998,422	9.7	7,122	0.7
6. 商工費	252,063	2.7	350,000	3.4	△ 97,937	△ 28.0
7. 土木費	609,834	6.6	785,577	7.6	△ 175,743	△ 22.4
8. 消防費	305,443	3.3	519,987	5.0	△ 214,544	△ 41.3
9. 教育費	623,459	6.8	523,585	5.1	99,874	19.1
10. 災害復旧費	852,258	9.3	1,556,500	15.1	△ 704,242	△ 45.3
11. 公債費	898,200	9.8	892,000	8.6	6,200	0.7
12. 諸支出金	1,505,979	16.4	1,405,812	13.6	100,167	7.1
13. 予備費	20,000	0.2	20,000	0.2	0	0.0
合計	9,197,446	100.0	10,322,967	100.0	△ 1,125,521	△ 10.9

(歳出・性質別)

(単位：千円、%)

性質別区分	令和8年度 予算総額		令和7度 当初予算		比較	
	A	構成 比	B	構成 比	A－B	増減 率
1. 人件費	1,456,809	15.8	1,468,110	14.2	△ 11,301	△ 0.8
2. 物件費	1,573,895	17.1	1,671,629	16.2	△ 97,734	△ 5.8
3. 維持補修費	108,296	1.2	103,508	1.0	4,788	4.6
4. 扶助費	720,485	7.8	697,715	6.8	22,770	3.3
5. 補助費等	1,513,500	16.5	1,501,107	14.5	12,393	0.8
6. 普通建設事業費	998,482	10.9	1,382,068	13.4	△ 383,586	△ 27.8
7. 災害復旧事業費	852,258	9.3	1,556,500	15.1	△ 704,242	△ 45.2
8. 公債費	898,200	9.8	892,000	8.6	6,200	0.7
9. 積立金	492,838	5.4	475,718	4.6	17,120	3.6
10. 投資及び出資金	51,563	0.6	61,122	0.6	△ 9,559	△ 15.6
11. 貸付金	8,000	0.1	8,000	0.1	0	0.0
12. 繰出金	503,120	5.5	485,490	4.7	17,630	3.6
13. 予備費	20,000	0.2	20,000	0.2	0	0.0
計	9,197,446	100.0	10,322,967	100.0	△ 1,125,521	△ 10.9

担当課	総務課	小事業名	本所庁舎維持改修費	予算書
会 計	一般会計	事業名	庁舎会議室改修工事	ページ
予 算	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	15
款	1 総務管理費			
項	2 財産管理費			
目				
要求区分	新規要求	3,410		
事業区分	新規事業		一般財源	3,410
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
本所庁舎で一番広い会議室4では区長会等の大人数の会議を行うことができず、ニューホープセンターを使用しているため、準備や移動において手間が生じている。 組織機構改編に伴い空室となる現在の政策推進室執務室との間の壁を撤去し拡張することにより、庁舎内での会議の開催を可能とし、業務効率の向上と庁舎機能の有効活用を図る。				
事業の概要（積算根拠等）				
予算科目	工事請負費			
事業費	3,410,000円			
工事内容	壁解体撤去工事、電気設備工事、床張替工事など			
	会議室4：55㎡＋政策推進室：78㎡＝拡張後：133㎡			

担当課	総務課	小事業名	防犯灯設置管理費	予算書				
会 計	一般会計	事業名	美郷町防犯灯設置補助事業	ページ				
予 算	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	15				
款	1 総務管理費							
項	3 交通安全防犯対策費							
目								
要求区分	新規要求	360						
事業区分	継続事業		一般財源	360				
法令・ 条例等	美郷町防犯灯設置補助金交付要綱							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
本事業は、町内の住民自治組織が維持管理する防犯設備について、LED化への更新や新規設置を推進することで、夜間の道路環境における安全・安心な生活空間を確保することを目的としています。								
事業の概要（積算根拠等）								
美郷町防犯灯設置補助事業 補助金の交付額は、1基当たり1万2,000円を限度とする。 要望分：補助金12,000円×26基＝312,000円 （水清谷区5基、神門下区1基、神門中区3基、鬼神野区1基、渡川区6基、花水流区7基、坂本区3基） 突発分：補助金12,000円×4基＝48,000円								

担当課	総務課	小事業名	地域防災強化事業		予算書
会 計	一般会計	事業名	(県単) 地域減災力・受援体制強化支援事業		ページ
予 算	款	8 消防費	事業費(千円)	34	
	項	1 消防費		左の財源内訳	
	目	1 非常備消防費		県支出金	地域減災力・受援体制強化支援事業補助金
要求区分	新規要求	2,300			
事業区分	新規事業				
			一般財源		1,600
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
災害用備蓄品として避難所用パーテーションを購入したい。 避難者のプライバシーを確保することにより、集団生活の心理的負担を低減させることが可能となる。また、避難所内のゾーニング（区画・分類）が容易になり、運営者・避難者双方にとって、管理・生活し易い環境が整う。					
事業の概要（積算根拠等）					
消耗品費 避難所用ポップアップパーテーション購入 23,000円/張 × 100 張 = 2,300,000 円 （財源）県補助金 700,000円 令和8年度宮崎県地域減災力・受援体制強化支援事業補助金（R8.3.25内定） 補助率：1/3以内（上限：700,000円）					

担当課	総務課	小事業名	地域防災強化事業		予算書
会 計	一般会計	事業名	美郷町防災士養成事業		ページ
予 算	款	8 消防費	事業費(千円)	34	
	項	1 消防費		左の財源内訳	
	目	1 非常備消防費			
要求区分	新規要求	40			
事業区分	継続事業				
			一般財源		40
法令・ 条例等	美郷町防災士養成事業補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
本事業は、町内の自主防災活動の中核となる防災リーダーを育成することを目的としています。 防災士の資格取得に係る費用を町が補助することで、防災知識と技能を有する人材を継続的に確保し、地域の防災体制の充実を図ることを目的としています。					
事業の概要（積算根拠等）					
美郷町防災士養成事業 補助対象経費は、防災士資格取得受験料及び認証登録料とし、その全額を補助する。 ※防災士資格取得受験料 3,000円 ※資格認証登録料 5,000円 8,000円×5名＝40,000円					

担当課	総務課	小事業名	救急体制運営費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	消防用備品購入		
予算	款	8 消防費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項	1 消防費	10,995	地方債	過疎対策事業債
	目	1 非常備消防費			10,600
要求区分	新規要求				
事業区分	新規事業				
			一般財源		395
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
救急車に搭載している患者モニターの経年劣化により、救急搬送中の患者に対する精密な容態監視に支障をきたす恐れがあるため、町民の命をつなぐ救急搬送体制を維持するため機器の更新を行いたい。 更新する機器については、車内から取り外し、現場でも使用可能で、かつ、AED機能が付いたモニターとしたい。					
事業の概要（積算根拠等）					
備品購入費 救急車用 モニター機能付き除細動器 5,497,360円×2台＝10,994,720円 （財源）過疎対策事業債 10,600,000円（救急資機材整備事業債 ※予定）					

担当課		総務課	小事業名	消防車両管理整備費			予算書 ページ	
会 計		一般会計	事業名	消防用備品購入費				
予算	款	8	消防費	事業費(千円)	左の財源内訳			34
	項	1	消防費					
	目	2	消防施設費					
要求区分		新規要求		31,402	地方債	緊急防災・減災事業債	31,300	
事業区分		継続事業						
				一般財源			102	
法令・ 条例等								

事業の目的・意図・効果・補正理由

- ・消防団各部の消防力向上のため、有事の際に必要な消防車両の更新を図る。
- ・大規模災害時には道路の寸断等が発生すると近隣市町村から給水車を借りることも難しいことが予想され、美郷町の災害時の給水体制の構築を図るため給水車の導入を行う。

事業の概要（積算根拠等）

備品名	項目	金額	備考
消防用軽トラック (資機材搬送車)	車両本体価格	1,432,200	1 台分 の金額
	荷台ほろ等	169,092	
	回転灯・アンプ・マイク	666,245	
	ポンプ台	93,600	
	全塗装等	422,400	
	諸費用等	197,051	
合 計		2,980,588	

○消防用軽トラック 2,980,588円 × 2台 = 5,961,176円

(西郷分団第4部、北郷分団第5部)

事業期間：令和8年度

緊急防災・減災事業債活用予定（充当率100%、元利償還金の70%交付税措置）

備品名	項目	金額	備考
給水車 (3 t タンク)	シャシ 日野デュトロ	7,614,530	1 台分 の金額
	A/T特装等	255,310	
	タンクボデー等	16,609,428	
	警光灯・サイレンアンプ等	828,003	
	諸費用等	131,870	
合 計		25,439,141	

○給水車（タンク3 t） 25,439,141円×1台

事業期間：令和8年度～令和9年度

緊急防災・減災事業債活用予定（充当率100%、元利償還金の70%交付税措置）

担当課	総務課	小事業名	消防備品管理整備費		予算書
会 計	一般会計	事業名	コミュニティ助成事業		ページ
予算	款	8 消防費	事業費(千円)	34	
	項	1 消防費		左の財源内訳	
	目	2 消防施設費		諸収入	コミュニティ助成事業助成金
要求区分	新規要求	1,050			
事業区分	新規事業				
			一般財源		50
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
本事業は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、消防団の活動備品を整備することで、町内の山林火災等に対する消防対応能力の強化を図り、住民の生命・財産の保護を目的とします。					
事業の概要（積算根拠等）					
コミュニティ助成事業 地域防災組織育成事業 事業区分「イ」消防団育成 美郷町は中山間部の地形と、消防本部を所有しない非常備消防自治体であるため、消防団による初動の消火力が地域防災の要となる状況が多い背景があります。背負い式消火器具を整備することで、車両の進入が限られる山林での火災現場等で、現場到着前に一定量の水を携行でき、初期消火を迅速に開始できる体制を確保することを目的に事業を実施します。 背負い式消火器具53,000円×18基×1.1%=1,049,400円					

担当課	総務課	小事業名	消防備品管理整備費		予算書
会 計	一般会計	事業名	消防用備品購入費		ページ
予算	款	8 消防費	事業費(千円)	34	
	項	1 消防費		左の財源内訳	
	目	2 消防施設費		国庫支出金	消防団設備整備費補助金
要求区分	新規要求	6,512			
事業区分	継続事業				
			一般財源		4,752
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
・消防団各部の消防力向上のため、有事の際に必要となる消防備品の更新を図る。 小型動力ポンプ、小型可搬ポンプの更新					
事業の概要（積算根拠等）					
○小型動力ポンプ（B-2級） 2,400,000円×1.1×2台=5,280,000円 北郷分団第4部（既存ポンプH21年製）、南郷分団第1部（既存ポンプH24年製） 令和7年度補正消防団設備整備費補助金を活用。補助額1,760,000円内示あり。 補助残については特別交付税措置率0.8 ○小型可搬ポンプ（C級） 1,120,000円×1.1×1台=1,232,000円 県営発電所周辺地域振興事業を活用予定。補助額1,000,000円					

担当課	税務課	小事業名	賦課徴収一般経費	予算書 ページ																														
会 計	一般会計	事業名	事務補助委託料	17																														
予算	款	2 総務費	相続人調査結果照合業務委託料																															
	項	2 徴税費	事業費(千円)	左の財源内訳																														
	目	2 賦課徴収費																																
要求区分	新規要求	2,192																																
事業区分	新規事業																																	
			一般財源	2,192																														
法令・ 条例等	地方税法第343条																																	
事業の目的・意図・効果・補正理由																																		
令和6年度から継続している『新たな納税義務者の相続人調査事務』については、役場担当において土地の権利者の確認調査にかかる戸籍謄本等証明書類等の収集、相続関係説明図の作成を行っている。この相続関係説明図及び相続関係人について、有識者へ正当性を評価・補正いただき、万全なものとし、今後実施する相続人代表者の選定事務に寄与する。																																		
事業の概要（積算根拠等）																																		
【委託料積算】 <table> <tr> <td>相続権利者</td> <td>1,160円</td> <td>×</td> <td>1,700名</td> <td>=</td> <td>1,972,000円</td> </tr> <tr> <td>交通費</td> <td>10,000円</td> <td>×</td> <td>3日</td> <td>=</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,992,000円</td> </tr> <tr> <td>消費税(10%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>199,200円</td> </tr> <tr> <td>委託料計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,191,200円</td> </tr> </table> ※ 相続権利者： 相続関係説明図に必要最小限度記載される関係者（被相続人を除く）					相続権利者	1,160円	×	1,700名	=	1,972,000円	交通費	10,000円	×	3日	=	30,000円	小計					1,992,000円	消費税(10%)					199,200円	委託料計					2,191,200円
相続権利者	1,160円	×	1,700名	=	1,972,000円																													
交通費	10,000円	×	3日	=	30,000円																													
小計					1,992,000円																													
消費税(10%)					199,200円																													
委託料計					2,191,200円																													

担当課	税務課	小事業名	賦課徴収一般経費	予算書 ページ				
会 計	一般会計	事業名	固定資産税課税データ移行業務	17				
予算	款	2 総務費	支援委託料					
	項	2 徴税費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	目	2 賦課徴収費						
要求区分	新規要求	990						
事業区分	新規事業							
			一般財源	990				
法令・ 条例等	地方税法第343条							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
本年度当初課税台帳から実測課税移行に係る土地課税シミュレーションを行い、新たな納税義務者を把握し、その住所地・相続人調査を行うためのデータを作成する。 現在調査に利用しているデータは、令和6年度当初課税データから作成したリストであるため、最新のリストを作成し、『新たな納税義務者の相続人調査事務』に寄与する。								
事業の概要（積算根拠等）								
【検証作業等】 <table> <tr> <td>・土地課税シミュレーションの実施及び完成データ検証</td> <td>103,433筆</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>900,000円 × 1.1 = 990,000円</td> </tr> </table>					・土地課税シミュレーションの実施及び完成データ検証	103,433筆	委託料	900,000円 × 1.1 = 990,000円
・土地課税シミュレーションの実施及び完成データ検証	103,433筆							
委託料	900,000円 × 1.1 = 990,000円							

担当課	税務課	小事業名	賦課徴収一般経費	予算書	
会 計	一般会計	事業名	課税システム連携用登記データベース構築業務委託料	ページ	
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	17	
	項	2 徴税費		左の財源内訳	
	目	2 賦課徴収費			
要求区分	新規要求	11,319	国庫支出金	デジタル基盤改革支援補助金	8,382
事業区分	新規事業				
			一般財源		2,937
法令・ 条例等					
	地方税法第403条・第408条・第409条				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
本業務は、登記情報の異動をオンラインで課税台帳に反映可能とするもので、これにより正確かつ迅速な登記と課税の連携を実現し、効率的な行政運営に資する。 国の示す税務システム標準仕様書（基幹系システム標準化移行）において、登記情報のオンラインによる通知及び受領に対応する機能を実装することが必須とされている。					
事業の概要（積算根拠等）					
課税システム連携用登記データベース構築業務委託料 (1) デジタル基盤改革支援補助金対象作業 7,620,420円 (2) デジタル基盤改革支援補助金対象外作業 2,669,000円 小 計 10,289,420円 消費税 1,028,942円 合 計 11,318,362円					

担当課	企画情報課	小事業名	地域づくり事業（企画）		予算書
会 計	一般会計	事業名	コミュニティ助成事業補助金		ページ
予 算	款	2 総務費	事業費(千円)	16	
	項	1 総務管理費		左の財源内訳	
	目	4 企画費		諸収入	コミュニティ助成事業補助金
要求区分	新規要求	41,900			
事業区分	継続事業				
			一般財源		20,000
法令・ 条例等	コミュニティ助成事業交付要綱				
	美郷町地区集会施設整備事業補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、地域コミュニティ活動の充実・強化を図る組織・団体に補助金を交付する。					
事業の概要（積算根拠等）					
○一般コミュニティ助成事業補助金 事業主体 和田区 事業内容 コミュニティ活動備品整備（カラオケ設備、音響設備 等） 事業費 1,901千円（補助対象事業費 1,900千円） ○コミュニティセンター助成事業補助金 事業主体 南郷渡川地区自治公民館 事業内容 コミュニティセンターの建設 （木造平屋建て 建設面積：145.96㎡ 延床面積：145.96㎡） 当組織は、令和7年6月に渡川上区・渡川中区・渡川下区の3地区が統合し、地縁団体として認可され、自主防災組織としても位置付けられている。 現在活動の拠点としている渡川地区公民館は昭和51年に建設されたものであり、老朽化が進んでいる。公民館組織を合併したことを機に集会機能及び避難施設を兼ねた公民館建設を行う。 事業費 ・設計管理費 3,751千円 （基本設計業務、実施設計業務、工事管理業務） ・建築費 46,629千円 （仮設工事、基礎工事、木工事、大工工事、外装工事、屋根工事 等） ・登記費 189千円 （建物表題登記、所有権保存、全部事項証明書） 合計 50,569千円 補助対象事業費 40,000千円 （内訳） ・コミュニティ助成事業補助金 20,000千円 ・美郷町地区集会施設整備事業補助金 20,000千円 ○財源 [特定財源] コミュニティ助成事業補助金 21,900千円 ※（一財）自治総合センター [一般財源] 美郷町地区集会施設整備事業補助金 20,000千円					

担当課	企画情報課	小事業名	企画一般経費		予算書
会 計	一般会計	事業名	企業版ふるさと納税支援業務		ページ
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	16
	項	1 総務管理費			
	目	4 企画費			
要求区分	新規要求	330			
事業区分	新規事業				
			一般財源		330
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
本町では地方創生に関連する計画（地域再生計画）に基づき企業版ふるさと納税の受入を行っているが、本町の重点プロジェクトが企業の目に留まる機会が少なく、寄附の多くが既存の取引企業等に限定されており、町HP上だけではプロジェクトの進捗状況や魅力を十分に発信できていないことから、企業版ふるさと納税ポータルサイトを構築することで全国の企業への認知度を向上させ戦略的な財源確保と官民連携の強化を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
1,500千円（寄付額）×20%×1.1=330千円（ポータルサイト手数料） ～R8年度 ポータルサイトへのプロジェクト掲載内容～ 具体的な重点事業（寄附金の使い道） 企業の興味関心に合わせて選択できるよう、第3期美郷町総合戦略第4章の重点施策を具体的に示す。 1. 交流拠点づくり： 遊休施設（旧田代小学校など）を利活用した、コミュニティ拠点やコワーキングスペースの整備 2. 学び・楽しみの創出： 住民が互いに教え合い学び合う「みさと大学」の開校 3. 次世代育成： 空き家を活用した文化活動の場「こぞって（みさと総合文化クラブ）」の設立 4. 支え合い体制： 買い物支援や、多世代が見守り合う支え合い体制の構築					

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費		予算書								
会 計	一般会計	事業名	みさとどこでも窓口事業		ページ								
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	16								
	項	1 総務管理費											
	目	5 電算システム管理費											
要求区分	新規要求	240											
事業区分	新規事業												
			一般財源		240								
法令・ 条例等													
事業の目的・意図・効果・補正理由													
本事業は、本所・支所間をテレビ会議等で繋ぎ支所窓口においても本所の職員による説明を受けられる体制を構築することにより、住民サービスの向上、来庁者の負担軽減、窓口業務の効率化などが図られる。													
事業の概要（積算根拠等）													
●通信運搬費 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>利用月数</th><th>金額(税込)</th></tr> <tr> <td>テレビ会議用 通信SIM利用料(20GB)</td><td>4台</td><td>10ヶ月</td><td>101,200円</td></tr> </table>						名称	数量	利用月数	金額(税込)	テレビ会議用 通信SIM利用料(20GB)	4台	10ヶ月	101,200円
名称	数量	利用月数	金額(税込)										
テレビ会議用 通信SIM利用料(20GB)	4台	10ヶ月	101,200円										
●消耗品費 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>数量</th><th>金額(税込)</th></tr> <tr> <td>テレビ会議用タブレット端末</td><td>4台</td><td>137,280円</td></tr> </table> ※タブレット4台の内訳 本所1F、2F用、北郷地域課、南郷地域課						名称	数量	金額(税込)	テレビ会議用タブレット端末	4台	137,280円		
名称	数量	金額(税込)											
テレビ会議用タブレット端末	4台	137,280円											

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	システム改修委託料		
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	16	
	項	1 総務管理費		左の財源内訳	
	目	5 電算システム管理費		国庫支出金	地域診療情報連携推進費補助金
要求区分	新規要求	3,168			
事業区分	新規事業				
			一般財源		1,584
法令・ 条例等	令和8年度(R7繰越分)地域診療情報連携推進費補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するためPMHシステムとの連携を図るための自治体業務システムの改修を行う。 ※PMHシステム…自治体と医療機関・薬局をつなぎ、医療費助成のオンライン資格確認等を実施するための情報システム					
事業の概要(積算根拠等)					
障害者給付審査支払等システム 児童福祉業務管理システム 2システム改修一式 3,168,000円 (国1/2補助) (改修対象業務) 肢体不自由児通所医療費助成・重度障害者医療費助成 こども医療費助成・ひとり親家庭の医療費助成 各システムとPMHシステムが医療費助成受給者情報の共有が可能になる。					

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	システム改修委託料		
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	16	
	項	1 総務管理費		左の財源内訳	
	目	5 電算システム管理費			
要求区分	新規要求	3,949			
事業区分	新規事業				
			一般財源		3,949
法令・ 条例等	番号法				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
本事業は、番号制度に係る法改正に伴い、母子保健、予防接種、成人保健分野におけるデータ標準レイアウトの改版へ対応するため、既存システムの改修を行い安定した行政運営に努める。					
事業の概要(積算根拠等)					
○システム改修委託料 3,949 千円 ・令和8年6月データ標準レイアウト改版に係る健康管理システム改修業務 (業務内容) パッケージ適用、カスタマイズ影響調査、対応作業、システムテスト 一式					

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	システム改修委託料		
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	16	
	項	1 総務管理費		左の財源内訳	
	目	5 電算システム管理費			
要求区分	新規要求	209			
事業区分	新規事業				
			一般財源		209
法令・ 条例等	所得税法				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
税制改正により「特定親族等特別控除」が創設されたことに伴い、既存の子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度心身障害者医療費助成等の各制度において、新控除適用後の所得区分を正確に反映させ、適正な受給資格審査・自己負担額算出を行うためのシステム改修を実施する。					
事業の概要（積算根拠等）					
児童福祉業務管理システム システム改修一式 209 千円 (改修対象業務) 重度障害者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成					

担当課	企画情報課	小事業名	ケーブルテレビ運営費		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	消耗品費(事業関係、その他)		
予算	款	2 総務費	事業費(千円)	16	
	項	1 総務管理費		左の財源内訳	
	目	6 CATVセンター運営費			
要求区分	新規要求	3,800			
事業区分	継続事業				
			一般財源		3,800
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
美郷町西郷山三ヶ地区では小動物によるCATV障害が多発しており、令和8年5月に発生した障害で美郷町保管分を全て使用したため、現在、在庫がない状態である。 今後、小動物による障害が発生した場合に早急に復旧ができるよう在庫をもっておくことで安定したCATVサービスを提供することができる。					
事業の概要（積算根拠等）					
●事業名 令和8年度 町単独事業 獣害対策用光ケーブル購入事業 ●事業費 3,800千円(3,000m) ●獣害対策用光ケーブルとは 防護層としてPE外被の下にステンレス鋼を使用している光ケーブル					

担当課	企画情報課	小事業名	商工業振興事業		予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	商工会設備資金利子補給補助金		28	
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目 的	1 商工費				
	1 商工振興費					
要求区分	新規要求	4				
事業区分	継続事業					
			一般財源			4
法令・ 条例等	美郷町商工会設備資金利子補給要綱					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
町内の商工業者が近代化を推進するために、商工会を経由して設備投資に係る資金を借入れた場合に、利子の補給を行う。						
事業の概要（積算根拠等）						
○対象事業 設備資金（店舗の内外装、新築、改築、機械器具等の整備） ○対象融資 政府系金融機関（日本政策金融公庫）の融資 ○補給期間 5年以内 ○補 給 額 利子全額（借入金の限度額20万円～500万円） ○予 算 額 2件 3,784円 ※ 今年度終了						

担当課	企画情報課	小事業名	商工業振興事業		予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	プレミアム付き商品券発行事業補助金		28	
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目 的	1 商工費				
	1 商工振興費					
要求区分	新規要求	12,600				
事業区分	継続事業					
			一般財源			12,600
法令・ 条例等	美郷町プレミアム付き商品券発行事業補助金交付要綱					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
町内商工業の支援を目的として、平成19年度から継続している商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対して補助金を交付する。プレミアムが付いていることから、町民の購買意欲を喚起させ、町外に流れている購買額の一部を町内に取り戻すことで各商工業者の売上向上を図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
○発行時期 年1回発行（7月中旬発行 使用期限：6ヶ月以上） ○プレミアム率 30%（6.5千円の商品券を5千円で販売） ○発行総額 52,000千円（6.5千円×8千冊×1回） ○事業費 12,000千円（プレミアム分） 600千円（事務経費一式）						

担当課	企画情報課	小事業名	商工業振興事業		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	中小企業退職金共済制度補助金		28
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	目	1 商工費			
	1 商工振興費				
要求区分	新規要求	30			
事業区分	継続事業				
			一般財源		30
法令・ 条例等	美郷町中小企業退職金共済制度補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
町内の中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定、中小企業の振興を図るため、退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、掛金の一部を補助する。中小企業の退職金制度への加入を促進し、従業員の福祉の増進と雇用の安定を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
○対象事業 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度 ○補助期間 1年間（新規加入者は4ヶ月目から、追加加入者は加入月から） ※開始時期は中退共の国の補助事業と同じ ○補助金額 掛金の1/2、従業員ごとに上限 5千円/月 ○予 算 額 30,000円（1事業所）					

担当課	企画情報課	小事業名	商工業振興事業		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	商工業制度資金利子補給補助金		28
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	目	1 商工費			
	1 商工振興費				
要求区分	新規要求	660			
事業区分	継続事業				
			一般財源		660
法令・ 条例等	美郷町商工業制度資金利子補給補助金要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
町内の商工業者が経営改善を図るために、商工会を經由して日本政策金融公庫のマル経融資（小規模事業者経営改善資金）から借入れする運転資金及び設備資金に対して利子の補給を行う。					
事業の概要（積算根拠等）					
○対象者 商工業者で町内に事業所がある個人事業者又は本社がある法人で農林漁業者を除く。 ○対象事業 運転資金（新規開業・運転資金のつなぎ・商品開発に伴う融資等） 設備資金（店舗の内外装・新築・改築・機械器具等の整備に伴う融資等） ○対象融資 政府系金融機関（日本政策金融公庫）の融資 ○補給期間 初回償還月（据置期間を含む）から60ヶ月以内 ○補給額 1事業者につき限度額 50,000円 ○予算額 659,682円 ・ 補給継続事業者分 12件 389,838円 ・ 今年度申請受理分 1件 19,844円 ・ 新規受付分 5件 250,000円（50,000円上限）					

担当課		企画情報課		小事業名		商工業振興事業		予算書	
会 計		一般会計		事業名		商工業設備投資支援事業補助金		ページ	
予算	款	6	商工費	事業費(千円)		左の財源内訳		28	
	項	1	商工費						
	目	1	商工振興費						
要求区分		新規要求		6, 468					
事業区分		継続事業							
						一般財源		6, 468	
法令・ 条例等		美郷町商工業設備投資支援事業補助金交付要綱							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
町内の商工業者や町内で新規開業または事業承継をする事業者が行う設備や建物への投資、業績回復や事業拡大につながる事業等を支援する。 新規開業・事業承継や商工会員の事業拡大に投資することで、設備整備による業務効率化や売上向上に寄与するものである。									
事業の概要（積算根拠等）									
○対象者		町内に事業所を有する商工業者（農林漁業者を除く）						※補助金最終年度	
○補助金									
		・既存事業者、事業承継者、新規開業者							
		補助対象経費 3分の2以内 上限100万円							
		・新規開業者（飲食店で土日営業する場合） ①と②のいずれかを選択可							
		①補助対象経費 3分の2以内 上限100万円							
		②補助対象経費 2分の1以内 上限200万円							
○予算額		6, 468千円							
		(内訳) 要望件数 4件 補助金申請額 3, 468千円							
		新規開業者1件・新規土日営業飲食店1件 3, 000千円（令和8年度目標）							
○対象事業		① 業績回復・事業拡大 ④ 新規開業・事業継承							
		② 新製品開発・新分野進出 ⑤ 町長が認めるもの							
		③ 生産性向上・ICT活用							

担当課		企画情報課		小事業名		美郷レイクランド管理運営費		予算書	
会計		一般会計		事業名		管理費（修繕費、工事請負費）		ページ	
予算	款	6	商工費	事業費(千円)	左の財源内訳				29
	項目	2	観光費						
	項目	1	観光振興費						
要求区分		新規要求		10,228	繰入金		入湯税管理基金繰入金		5,114
事業区分		継続事業			一般財源				5,114
法令・ 条例等		美郷町公の施設条例							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
美郷レイクランドの既存施設の維持管理において、経年劣化に伴う設備等の改善を行うことで施設の延命化を図り、観光拠点である美郷レイクランドの利便性の向上と町外からの利用者や町民の健康を維持するための安心・安全な屋内環境の提供が図られる。									
事業の概要（積算根拠等）									
○修繕費（558,360円）									
項目					数量		金額		
コテージ内畳新調（3・4・8・9号棟）					一式		558,360円		
○工事請負費（9,669,000円）									
項目					数量		金額		
残留塩素濃度監視装置更新工事					一式		8,844,000円		
センターハウス内利用者待合所エアコン更新工事					一式		825,000円		
■特定財源：入湯税管理基金繰入金（5,114千円）									

担当課	企画情報課	小事業名	南郷温泉管理運営費		予算書	
会 計	一般会計	事業名	管理費（工事請負費）		ページ	
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目	2 観光費				
		1 観光振興費		繰入金	入湯税管理基金繰入金	
要求区分	新規要求	1,918			959	
事業区分	継続事業					
			一般財源			959
法令・ 条例等	美郷町公の施設条例					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
南郷温泉施設の運営に伴う浴槽水排水及び降雨時の雨水流出について、適切な排水系統を整備することにより、隣接する民有地への溢水を防止し、地域住民の安全な生活環境の確保と施設周辺の地盤流出防止を図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
当該箇所は現在、未整備の谷部を排水経路としており、雨天時と浴槽排水が重なった際にキャパシティを越え隣接する民地に越流する事案が発生している。周辺住民より私有地への影響を懸念する要望を受けており、管理上の安全配慮義務を果たすとともに、将来的な土砂災害や補償トラブルを未然に防止するため、排水工及び出口対策として谷止工を施工し、排水処理の適正化を図る。						
○工事請負費（1,918,000円）						
項目		事業量		工事請負費		
南郷温泉浴槽水排水工事		排水工U型側溝（500）L=25m 谷止工 1箇所		1,918,000円		
■特定財源：入湯税管理基金繰入金（959千円）						

担当課	企画情報課	小事業名	西郷地区観光施設管理運営費		予算書	
会 計	一般会計	事業名	管理費（工事請負費）		ページ	
予 算	款 項	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目	2 観光費				
		1 観光振興費				
要求区分	新規要求	510				
事業区分	継続事業					
			一般財源			510
法令・ 条例等	美郷町公の施設条例					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
葉桜ふれあい公園道路において、経年劣化した水銀灯が腐食し倒壊や部品脱落などの公衆災害のリスクが高まっているため水銀灯の撤去や公園内電灯を改修することで、葉桜公園施設内のリスク回避や安全・安心な通行環境の確保が図られる。						
事業の概要（積算根拠等）						
○工事請負費（509,211円）						
項目		事業量		工事請負費		
葉桜ふれあい公園道路水銀灯撤去及び公園内電灯工事		①水銀灯ポール撤去×6本 ②電撃殺虫器撤去×3台 ③LED照明取付×1台		509,211円		

担当課	企画情報課	小事業名	観光一般経費		予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	一般備品購入費			
予算 款 項 目	6	商工費	事業費(千円)	29		
	2	観光費	左の財源内訳			
要求区分	1	観光振興費	67			
		新規要求				
事業区分		新規事業				
				一般財源		67
法令・ 条例等						
事業の目的・意図・効果・補正理由						
記者会見やイベントのインタビュー時に使用するインタビューボードの購入。 町のPRに寄与するもの。						
事業の概要（積算根拠等）						
○ 備品購入費 66,440円 ○ 備品詳細 - 商品名 くるりんⅡ200（ロールアップ式） - サイズ 縦2m×横2m - 素材 防災ターボリン ※ デザインデータ作成費込み						



担当課	企画情報課	小事業名	観光一般経費		予算書
会 計	一般会計	事業名	一社) 美郷町観光協会運営補助金		ページ
予算	款	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	29
	項	2 観光費			
	目	1 観光振興費			
要求区分	現計予算の増減	2,019			
事業区分	継続事業				
			一般財源		2,019
法令・ 条例等	美郷町観光協会補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
(一社) 美郷町観光協会は、地域の特色を活かした観光開発及び観光地育成を担う、本町観光の中核組織であり、継続した運営支援により戦略的な観光事業の実施が可能となる。観光の振興については伝統文化の継承や産業の発展など、地域の活性化を目的とし、補助金を交付する。					
事業の概要(積算根拠等)					
○事業費補助事業					
項 目		金 額	備 考		
イベント協賛		450,000円	観光誘客に繋がる町内イベントへの協賛		
合宿支援		141,000円	町内で宿泊合宿する団体への支援		
広告宣伝費		176,000円	雑誌及び新聞へのイベント等広告掲載費		
誘客 集客 事業	美郷町PR営業活動費	112,000円	企業報等への掲載協議に要する旅費		
	地域づくり推進費	240,000円	・文化庁協議旅費(1泊2日:166千円×1名) ・京都産業大学訪問旅費(観光資源を活かしたまちづくりに関する協議)及び奈良県明日香村視察研修旅費(2泊3日:74千円×1名)		
	日向坂46事業	900,000円	ひなたフェス出店他、おひさま集客に要する経費(出展料350千円、商品開発費等550千円)		
計		2,019,000円			

担当課		町民生活課	小事業名	社会福祉一般経費（町民生活）		予算書
会 計		一般会計	事業名	交通事情不便世帯生活支援		ページ
予算	款	3 民生費				18
	項	1 社会福祉費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目	1 社会福祉総務費		繰入金	災害見舞金等基金繰入金	720
要求区分	新規要求	720				
事業区分	継続事業					
			一般財源		0	
法令・ 条例等		美郷町生活道被災による交通事情不便世帯生活支援金支給要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由						
令和4年台風14号により生活道が被災し、生活において不便を余儀なくされている世帯に対し、災害箇所が復旧するまでの間、交通事情を考慮し支援を行う。						
事業の概要（積算根拠等）						
○対象世帯 町道山瀬橋長崎線の十合谷橋被災箇所より西に位置する西郷山三ヶ野々尾地区、持田地区、長崎地区に居住する世帯						
○世帯数 野々尾地区 5 世帯 持田地区 4 世帯 長崎地区 1 世帯						
○支給額 月額6,000円×12ヵ月×10世帯＝720,000円						

担当課		町民生活課		小事業名		子育て支援事業（まち・ひと・しごと創生）		予算書	
会 計		一般会計		事業名		病児保育利用促進事業費補助金		ページ	
予算	款	3	民生費	事業費(千円)	10	左の財源内訳			
	項	2	児童福祉費			県支出金	病児保育利用促進事業補助金	5	
	目	1	児童福祉総務費						
要求区分		新規要求							
事業区分		継続事業							
				一般財源					
				5					
法令・ 条例等		美郷町病児保育利用促進事業補助金交付要綱							
		病児保育利用促進事業費補助金交付要綱							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
病児・病後児保育施設利用者の経済的負担を軽減することにより、子育て世帯に対する支援の充実を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
病児保育施設利用料を助成することで利用者の負担を軽減し、病児保育事業の利用促進を図る。 （病児・病後児、体調不良児）									
利用料 2,000円 × 延べ利用人数（見込み） 5人 = 10,000円									
※町外病児保育施設利用の場合でも助成の対象 日向市 ・お倉が浜kidsクリニック ・ひよこ保育園 等									
※県補助金が令和8年度まで継続、本町補助金についても令和8年度末までで要綱を再整備済									

担当課	町民生活課	小事業名	児童福祉施設管理運営費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	一般備品購入	19
予 算	款 3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 児童福祉費			
目 2 児童福祉施設費	新規要求	400		
要求区分	新規事業			
事業区分			一般財源	400
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児の健全な育成を行うため、園児の安全面や保育環境の充実に必要な保育用品を購入する。				
事業の概要（積算根拠等）				
○一般備品購入 400,000円				
【みかど保育所】				
・園庭砂場ユニット 400,000円				
2.3m×2.3m=5.29㎡				

担当課	町民生活課	小事業名	児童福祉施設設備改修費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	保育所改修工事請負費	19
予 算	款 3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 児童福祉費			
目 2 児童福祉施設費	新規要求	154		
要求区分	新規事業			
事業区分			一般財源	154
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
園児が安全・安心で過ごせる環境を整備し、健やかな成長と健康の促進を図る。				
事業の概要（積算根拠等）				
○保育所改修工事請負費 154,000円				
【田代保育所】				
・職員出入口屋根設置工事 154,000円				
2.7m×1.6m=4.32㎡				

担当課	町民生活課	小事業名	災害救助費		予算書 ページ 20																																				
会 計	一般会計	事業名	災害時備蓄品購入																																						
予算	款	3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳																																					
	項	3 災害救助費																																							
	目	1 災害救助費	863																																						
要求区分	新規要求																																								
事業区分	新規事業																																								
				一般財源	863																																				
法令・ 条例等																																									
事業の目的・意図・効果・補正理由																																									
被災時において、支援物資が到着するまでの「孤立期間」を凌ぐため、必要最低限の食料、飲料水等の備蓄品を確保し、避難生活における健康被害を防ぐ。																																									
事業の概要（積算根拠等）																																									
○災害時備蓄品購入 862,920円																																									
・非常食3日間セット 11,000円 × 50セット × 1.08 = 594,000円																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>わかめご飯 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>五目ご飯 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>山菜おこわ 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>えびピラフ 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>チキンライス 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>ドライカレー 100g</td><td>50</td></tr> <tr><td>缶入りソフトパン オレンジ</td><td>50</td></tr> <tr><td>缶入りソフトパン 黒糖</td><td>50</td></tr> <tr><td>缶入りソフトパン メロン</td><td>50</td></tr> <tr><td>レトルトスープ オニオン</td><td>100</td></tr> <tr><td>レトルトスープ 野菜</td><td>100</td></tr> <tr><td>レトルトスープ トマト</td><td>100</td></tr> <tr><td>ビスコ保存缶</td><td>50</td></tr> <tr><td>えいようかん</td><td>50</td></tr> <tr><td>牛肉大和煮</td><td>50</td></tr> <tr><td>さんま味噌煮</td><td>50</td></tr> <tr><td>国産鶏の炙り焼き</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>						商品名	数量	わかめご飯 100g	50	五目ご飯 100g	50	山菜おこわ 100g	50	えびピラフ 100g	50	チキンライス 100g	50	ドライカレー 100g	50	缶入りソフトパン オレンジ	50	缶入りソフトパン 黒糖	50	缶入りソフトパン メロン	50	レトルトスープ オニオン	100	レトルトスープ 野菜	100	レトルトスープ トマト	100	ビスコ保存缶	50	えいようかん	50	牛肉大和煮	50	さんま味噌煮	50	国産鶏の炙り焼き	50
商品名	数量																																								
わかめご飯 100g	50																																								
五目ご飯 100g	50																																								
山菜おこわ 100g	50																																								
えびピラフ 100g	50																																								
チキンライス 100g	50																																								
ドライカレー 100g	50																																								
缶入りソフトパン オレンジ	50																																								
缶入りソフトパン 黒糖	50																																								
缶入りソフトパン メロン	50																																								
レトルトスープ オニオン	100																																								
レトルトスープ 野菜	100																																								
レトルトスープ トマト	100																																								
ビスコ保存缶	50																																								
えいようかん	50																																								
牛肉大和煮	50																																								
さんま味噌煮	50																																								
国産鶏の炙り焼き	50																																								
・チルミル スティックタイプ 14g×10 (20個/箱) 650円 × 60個 × 1.08 = 42,120円																																									
・備蓄用飲料水 2L (5年) 350円 × 600本 × 1.08 = 226,800円																																									

担当課	健康福祉課	小事業名	社会福祉一般経費（健康福祉）		予算書 ページ																				
会 計	一般会計	事業名	社会福祉一般経費																						
予算	款	3 民生費	事業費(千円)	18																					
	項	1 社会福祉費		左の財源内訳																					
	目	1 社会福祉総務費																							
要求区分	現計予算の増減	70																							
事業区分	継続事業																								
			一般財源		70																				
法令・ 条例等	なし																								
事業の目的・意図・効果・補正理由																									
結婚50周年を迎えられたご夫婦をお祝いし、生きがいや敬老意識の醸成につなげるため実施する。負担軽減を図るため、式典形式を見直し、記念品贈呈による形で実施したい。																									
事業の概要（積算根拠等）																									
・ 記念品贈呈																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>単位</th><th>数量/単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食事券</td><td>5,000</td><td>10組</td><td>50,000</td></tr> <tr> <td>写真印刷</td><td>1,000</td><td>10組</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>A4金消し（写真用）</td><td>1,000</td><td>10組</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td colspan="3">総額</td><td>70,000</td></tr> </tbody> </table>							単位	数量/単位	金額	食事券	5,000	10組	50,000	写真印刷	1,000	10組	10,000	A4金消し（写真用）	1,000	10組	10,000	総額			70,000
	単位	数量/単位	金額																						
食事券	5,000	10組	50,000																						
写真印刷	1,000	10組	10,000																						
A4金消し（写真用）	1,000	10組	10,000																						
総額			70,000																						

担当課	健康福祉課	小事業名	老人ホーム運営費		予算書 ページ																								
会 計	一般会計	事業名	老人ホーム運営費																										
予算	款	3 民生費	事業費(千円)	18																									
	項	1 社会福祉費		左の財源内訳																									
	目	2 社会福祉施設費																											
要求区分	現計予算の増減	587																											
事業区分	新規事業																												
			一般財源		587																								
法令・ 条例等	美郷町公の施設条例 美郷町公の施設条例施行規則																												
事業の目的・意図・効果・補正理由																													
老朽化した照明設備の取替及び増設（LED化）を行い、入所者の安全で快適な生活環境の確保を図る。経年劣化による照度不足や故障リスクに対応し、事故防止及び視認性の向上を図る。省エネルギー化及び長寿命化により、電気使用量及び維持管理コストの削減と環境負荷の軽減に寄与する。不点灯等が発生しており早急な対応が必要であるため、補正予算により実施する。																													
事業の概要（積算根拠等）																													
<table> <tbody> <tr> <td>○照明器具取替工事</td> <td>9台</td> <td>426,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>○照明器具増設工事</td> <td>4台</td> <td>58,800</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>○諸経費</td> <td></td> <td>48,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>532,800</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税</td> <td>53,280</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>586,080</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>						○照明器具取替工事	9台	426,000	円	○照明器具増設工事	4台	58,800	円	○諸経費		48,000	円		小計	532,800	円		消費税	53,280	円		合計	586,080	円
○照明器具取替工事	9台	426,000	円																										
○照明器具増設工事	4台	58,800	円																										
○諸経費		48,000	円																										
	小計	532,800	円																										
	消費税	53,280	円																										
	合計	586,080	円																										

担当課		健康福祉課		小事業名		老人ホーム運営費		予算書	
会 計		一般会計		事業名		養護老人ホーム設備改修工事		ページ	
予算	款	3	民生費	事業費(千円)		左の財源内訳			
	項	1	社会福祉費	386					
	目	2	社会福祉施設費						
要求区分			現計予算の増減						
事業区分			新規事業						
					一般財源				386
法令・ 条例等		美郷町公の施設条例							
		美郷町公の施設条例施行規則							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
自家発電バッテリーについては、既設バッテリーの型式が古く、修理対応ができない状況となっていることから、火災時の停電発生時に正常に作動しないおそれがあり、入所者及び職員の安全確保のため早急な更新を行うものである。あわせて、避難誘導灯についても、通常時は電源により常時点灯しているものの停電時に作動する内臓バッテリーが経年老化しており、非常時に十分な機能を果たせないおそれがあることから取替工事を6月補正予算により実施したい。									
事業の概要（積算根拠等）									
○自家発電バッテリー取替工事292,000 円									
○避難誘導灯取替工事94,000 円									
合計386,000 円									

担当課		健康福祉課		小事業名		高齢者福祉支援費		予算書	
会 計		一般会計		事業名		高齢者福祉施設改修工事		ページ	
予算	款	3	民生費	事業費(千円)		左の財源内訳		18	
	項	1	社会福祉費	923					
	目	3	高齢者福祉費						
要求区分		新規要求							
事業区分		新規事業			一般財源			923	
法令・ 条例等									
事業の目的・意図・効果・補正理由									
西郷デイサービスセンター(梅香園)の職員用トイレを和式から洋式に改修することで、職員の足腰への負担が軽減されよりよい職場環境となる。 また、事務室の2台のエアコンのうち1台が老朽化により壊れて使用できなくなっている。 新しい物に取替えて職場環境の充実を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
○ 職員用トイレ洋式化工事 1か所									

担当課		健康福祉課	小事業名	高齢者福祉支援費		予算書
会 計		一般会計	事業名	高齢者福祉支援費		ページ
予 算	款	3 民生費				18
	項	1 社会福祉費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目	3 高齢者福祉費	2,825			
要求区分	新規要求					
事業区分	新規事業					
		一般財源			2,825	
法令・ 条例等						
事業の目的・意図・効果・補正理由						
地区からの要望を受け、凹凸がみられるゲートボール場を整地し、安心して利用できる環境を整える。転倒防止など安全性の向上に加え、プレーのしやすさも高まり、利用者の満足度向上につなげる。高齢者をはじめとした地区住民が気軽に集い、健康づくりや交流の場として利用できるよう整備を行いたい。						
事業の概要（積算根拠等）						
・ 入下地区 ゲートボール場整備工事						

担当課		健康福祉課		小事業名		高齢者福祉支援費		予算書	
会 計		一般会計		事業名		スマート65購入補助金		ページ	
予算	款	3	民生費	事業費(千円)		左の財源内訳		18	
	項	1	社会福祉費						
	目	3	高齢者福祉費						
要求区分		新規要求		900					
事業区分		新規事業							
				一般財源				900	
法令・ 条例等		美郷町スマート65購入補助金交付要綱（案）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
宮崎交通が発行するスマート65を購入する65歳以上の町民に対し、補助金を交付することで、交通弱者の移動手段に係るコストを軽減し、外出機会の増加を促す。 （企画情報課にて補助を行ってきた宮崎交通が行う「悠々パス」が令和7年度末で終了、令和8年度から開始した「スマート65」に対し引き続き補助を行うもの。）									
事業の概要（積算根拠等）									
【宮交スマート65】 65歳以上の方を対象に、サービスを提供。年会費（10,000円）を支払ってスマート65会員となることで、宮崎交通が運行する県内の一般路線バスを1乗車200円で利用することが可能となる。申し込みにはニモカカードを使用する。（年会費の有効期限は1年間）。 初年度として2か年分の件数を想定。									
○補助金									
種別		金額		補助率		件数		補助額	
スマート65年会費		10,000円		1/2		180		900,000円	

担当課	健康福祉課	小事業名	扶助費（障がい者福祉）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	心身障がい児通所等交通費助成事業	18
予 算	款 3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 1 社会福祉費			
	目 4 障がい福祉費	350		
要求区分	新規要求			
事業区分	新規事業			
			一般財源	350
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
言語障害及び心身の障害を有する児童及びその介護者が、その障害に対する発達支援等を行う医療機関又は施設への通所、通院に要した交通費を助成することにより、児童障がい福祉の増進を図る。				
事業の概要（積算根拠等）				
1. 事業名 美郷町心身障がい児通所等交通費助成事業 2. 助成対象者 町内在住で自宅から児童福祉法に規定する障害児通所支援を行う施設又は医療機関機関に通う18歳未満の者 3. 助成額 助成対象者の自宅から施設等への往復交通費の1/2に相当する額 (積算基準 1 k mにつき 3 7 円)				

担当課	健康福祉課	小事業名	歯科診療所運営管理費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	歯科診療所運営管理費	21
予 算	款 4 衛生費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 1 保健衛生費			
	目 5 診療所費	5, 050		
要求区分	現計予算の増減			
事業区分	新規事業			
			一般財源	5, 050
法令・ 条例等	美郷町公の施設条例 美郷町公の施設条例施行規則			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
歯科診療時に発生する粉じんや飛沫の吸引による衛生環境の維持と感染防止対策の強化を図るとともに、安全で安定した診療体制を確保することを目的とする。既存の口腔バキュームは老朽化により機能が低下し、歯科ユニットチェアは耐用年数を大幅に超過しており修繕対応も困難となっているため、必要な更新を行うものである。				
事業の概要（積算根拠等）				
【北郷歯科診療所】 ・フリーアーム・シーテクト（口腔バキューム） 950, 000円 【南郷歯科診療所】 ・歯科ユニットチェア購入 4, 100, 000円 ※別途歯科ユニット破棄手数料 75, 000円				

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（県単）	予算書 ページ															
会 計	一般会計	事業名	最適土地利用総合対策	23															
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																
項 目	1 農業費	5,491	国庫支出金	農山漁村振興交付金															
	3 農業振興費			5,491															
要求区分	新規要求																		
事業区分	新規事業		一般財源	0															
法令・ 条例等	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号）																		
事業の目的・意図・効果・補正理由																			
南郷内竹地区の農地（約7ha）では所有者の高齢化及び後継者の不在等の理由により耕作放棄され、大半の農地が荒廃農地となっている。そこで、本事業を活用することにより、土壌調査や基盤整備等で荒廃農地を再生・解消し、農地として長期的な維持・発展を目指す。 ◎土壌調査7ha、先進地視察2回																			
事業の概要（積算根拠等）																			
【事業年度】 令和8年度～令和12年度 【実施主体】 南郷神門内竹地区協議会（仮称） 【事業要件】 ①土地利用構想の策定（3年以内） ②粗放的利用の実施（下限面積なし） ③地域計画の策定 ※粗放的とは、少ない労力で農地の管理をすること 【事業費】 5,491,000円（R8年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th><th>事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議費</td><td>土地利用構想の作成協議</td><td>100,000円</td></tr> <tr> <td>旅費</td><td>先進地視察</td><td>500,000円</td></tr> <tr> <td>測量設計費</td><td>土改連による土壌調査</td><td>4,891,000円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>5,491,000円</td></tr> </tbody> </table>					項目	内容	事業費	会議費	土地利用構想の作成協議	100,000円	旅費	先進地視察	500,000円	測量設計費	土改連による土壌調査	4,891,000円			5,491,000円
項目	内容	事業費																	
会議費	土地利用構想の作成協議	100,000円																	
旅費	先進地視察	500,000円																	
測量設計費	土改連による土壌調査	4,891,000円																	
		5,491,000円																	

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）	予算書 ページ																																										
会 計	一般会計	事業名	果樹産地育成対策事業	23																																										
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																																											
項 目	1 農業費	1,008																																												
	3 農業振興費																																													
要求区分	新規要求																																													
事業区分	継続事業		一般財源	1,008																																										
法令・ 条例等	美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱（平成18年1月4日訓令第116号） 美郷町果樹産地育成対策事業実施要領（平成19年8月24日訓令第22号）																																													
事業の目的・意図・効果・補正理由																																														
本町の地理的条件を活かした果樹類（栗・金柑・柚子・梨・梅）の苗木購入経費を支援することで、老木化の進んだ園地の計画的な改植・補植と生産効率の良い平地での新植を促進し、産地の維持・強化を図る。 ◎改植・補植による生産面積維持																																														
事業の概要（積算根拠等）																																														
果樹の植栽に対する助成。 ・事業実施主体は町内に居住する者3戸以上で組織された生産者組織とする。 ・令和7年度に植栽する苗木のうち、20本以上の購入に要する経費を対象とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作物</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">事業量</th><th rowspan="2">事業費</th><th rowspan="2">町費</th><th rowspan="2">事業主</th><th rowspan="2">補助率</th></tr> <tr> <th>本数(本)</th><th>補助単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栗</td><td>新植・改植・補植</td><td>970</td><td>1,140 円</td><td>1,105,800 円</td><td>884,640 円</td><td>221,160 円</td><td>4/5以内</td></tr> <tr> <td>金柑</td><td>新植・改植</td><td>100</td><td>1,140 円</td><td>114,000 円</td><td>91,200 円</td><td>22,800 円</td><td>4/5以内</td></tr> <tr> <td>梨</td><td>新植・改植</td><td>30</td><td>1,340 円</td><td>40,200 円</td><td>32,160 円</td><td>8,040 円</td><td>4/5以内</td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td></td><td></td><td>1,260,000 円</td><td>1,008,000 円</td><td>252,000 円</td><td></td></tr> </tbody> </table>					作物	区分	事業量		事業費	町費	事業主	補助率	本数(本)	補助単価	栗	新植・改植・補植	970	1,140 円	1,105,800 円	884,640 円	221,160 円	4/5以内	金柑	新植・改植	100	1,140 円	114,000 円	91,200 円	22,800 円	4/5以内	梨	新植・改植	30	1,340 円	40,200 円	32,160 円	8,040 円	4/5以内	合 計				1,260,000 円	1,008,000 円	252,000 円	
作物	区分	事業量		事業費			町費	事業主					補助率																																	
		本数(本)	補助単価																																											
栗	新植・改植・補植	970	1,140 円	1,105,800 円	884,640 円	221,160 円	4/5以内																																							
金柑	新植・改植	100	1,140 円	114,000 円	91,200 円	22,800 円	4/5以内																																							
梨	新植・改植	30	1,340 円	40,200 円	32,160 円	8,040 円	4/5以内																																							
合 計				1,260,000 円	1,008,000 円	252,000 円																																								

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	生産組織強化事業		23
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 1 農業費				
	目 3 農業振興費	600			
要求区分	新規要求				
事業区分	継続事業				
			一般財源		600
法令・ 条例等	美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱（平成18年1月4日訓令第116号）				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
生産組織の特色ある多種多様な取り組み（部会ごとの販売イベント、販売ルート開発）を支援することで産地強化が図られ、主体性があり活力に満ちた生産組織の育成を目指す。					
事業の概要（積算根拠等）					
5 生産組織、6 事業への定額助成。 積算根拠					
	組織名	事業区分	事業名	事業費	補助額
	シキミ研究会	販路拡大1回	市場研究・協議	200,000 円	100,000 円
	野菜部会	販促活動1回	市場研究・協議	200,000 円	100,000 円
	ほおずき部会	販促(即売会)1回	ほおずきまつり	200,000 円	100,000 円
	シキミ部会	販路拡大1回	市場研究・協議	200,000 円	100,000 円
	金柑部会	販促(即売会)1回	北九州販促	200,000 円	100,000 円
	金柑部会	販促(イベント)1回	金柑感謝祭	200,000 円	100,000 円
	計				600,000 円

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	燃油価格高騰緊急対策事業補助金		23
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 1 農業費				
	目 3 農業振興費	1,338			
要求区分	新規要求				
事業区分	継続事業				
			一般財源		1,338
法令・ 条例等	美郷町燃油価格高騰対策事業補助金交付要領（令和4年8月1日訓令第48号）				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
原油の価格高騰に伴い影響を受けた施設園芸及び茶農家に対して、価格高騰分の一部を支援することで、営農継続の一助とする。					
事業の概要（積算根拠等）					
施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業が発動した月に重油等を購入した農家に対し、各セーフティネット事業において算出される補填金額の4分の1以内の補助を行う。					
・ 令和7年度セーフティネット事業補填金額：5,352,000円（実績）					
$5,352,000円 \times 1/4 = 1,338,000$					

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）	予算書 ページ																									
会 計	一般会計	事業名	みさと米ブランド構築事業	23																									
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																										
款 項	1 農業費	1,000																											
目 的	3 農業振興費																												
要求区分	新規要求																												
事業区分	継続事業		一般財源	1,000																									
法令・ 条例等	みさと米ブランド構築事業補助金交付要綱（令和3年9月14日訓令第113号）																												
事業の目的・意図・効果・補正理由																													
ＪＡに出荷された美郷町産ヒノヒカリは、「みさと米」のブランド名でＪＡならびに姉妹都市の沖縄県豊見城市で販売を行っている。これまで豊見城市では「うなま米」が認知されており、豊見城市でのイベントを通じて「みさと米」の認知度アップを図る。また、現在は米価高騰により農家所得の向上が図られているものの今後下落する可能性もあり、知名度向上で安定した価格での販売を目指す。◎販促活動2回																													
事業の概要（積算根拠等）																													
○ 事業内容 美郷町産米ヒノヒカリをブランド構築する為に必要な事業費を支援する。 ● 事業費（補助金） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th><th>単価</th><th>数量</th><th>事業費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販促費用</td><td>旅費＋販促費</td><td>2回</td><td>3人</td><td>600,000円</td></tr> <tr> <td>販促費用</td><td>消耗品＋経費</td><td></td><td></td><td>200,000円</td></tr> <tr> <td>PR費用</td><td></td><td></td><td></td><td>200,000円</td></tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td><td>1,000,000円</td></tr> </tbody> </table>					項目	内容	単価	数量	事業費	販促費用	旅費＋販促費	2回	3人	600,000円	販促費用	消耗品＋経費			200,000円	PR費用				200,000円	合 計				1,000,000円
項目	内容	単価	数量	事業費																									
販促費用	旅費＋販促費	2回	3人	600,000円																									
販促費用	消耗品＋経費			200,000円																									
PR費用				200,000円																									
合 計				1,000,000円																									

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）	予算書 ページ								
会 計	一般会計	事業名	スマート農業推進事業補助金	23								
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳									
款 項	1 農業費	7,400										
目 的	3 農業振興費											
要求区分	新規要求											
事業区分	継続事業		一般財源	7,400								
法令・ 条例等	美郷町スマート農業推進事業補助金交付要綱（令和4年5月2日訓令第26号）											
事業の目的・意図・効果・補正理由												
ドローンを活用し水稻防除を行う個人・団体を支援することにより、防除を委託する米の生産者が負担する防除代金の軽減、労力の軽減により面積維持が図られる。 ドローン防除の需要は年々増加しており、水稻以外にも果樹や花きへの普及も今後増えていくことが予想される。免許取得の一部を助成することで、有資格者の増員を図り、地域の担い手の育成を推進する。◎組織の健全な運営（防除代・機械更新代）に寄与する。												
事業の概要（積算根拠等）												
①. 事業内容 ドローン防除を実施している（受託している事）組織、個人に 対して実施面積に応じて支援する。 ● 事業費（補助金）－ 単価：1,000円以内/10a（同一圃場上限2回） <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積</th><th>単価</th><th>回数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>325ha</td><td>1,000円</td><td>2回</td><td>6,500,000円</td></tr> </tbody> </table>					面積	単価	回数	金額	325ha	1,000円	2回	6,500,000円
面積	単価	回数	金額									
325ha	1,000円	2回	6,500,000円									
②. 事業内容 オペレーター育成支援。免許取得に係る費用を助成 ● 事業費（補助金）－ 費用の1/2以内、上限150,000円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準費用</th><th>補助率</th><th>人数</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000円</td><td>1/2</td><td>6人</td><td>900,000円</td></tr> </tbody> </table>					基準費用	補助率	人数	金額	300,000円	1/2	6人	900,000円
基準費用	補助率	人数	金額									
300,000円	1/2	6人	900,000円									

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）	予算書								
会 計	一般会計	事業名	農業保険加入推進事業	ページ								
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	23								
款 項	1 農業費											
目 的	3 農業振興費											
要求区分	新規要求	3,000										
事業区分	継続事業											
法令・ 条例等	美郷町農業保険推進事業補助金交付要綱（令和5年3月29日訓令第31号）											
事業の目的・意図・効果・補正理由												
燃油高騰及び肥料高騰により農業に係る収入の著しい変動が町内の農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和すると共に災害時の備えとして農業保険の加入促進を図る。 ◎自然災害により被災した施設等の復旧が保険対応となることで、復旧事業に係る町費負担の軽減が図られる。												
事業の概要（積算根拠等）												
●事業概要 収入保険・果樹共済・園芸施設共済に加入する農業者が支払うべき保険料又は共済掛金の1/2以内とし、上限を5万円とする。 ●事業費（補助金） <table border="1"> <tr> <th>対象経費(上限単価)</th><th>補助率</th><th>対象件数(見込)</th><th>事業費（補助金）</th></tr> <tr> <td>100,000円</td><td>1/2以内</td><td>90件</td><td>3,000,000円</td></tr> </table>					対象経費(上限単価)	補助率	対象件数(見込)	事業費（補助金）	100,000円	1/2以内	90件	3,000,000円
対象経費(上限単価)	補助率	対象件数(見込)	事業費（補助金）									
100,000円	1/2以内	90件	3,000,000円									

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興（町単）	予算書
会 計	一般会計	事業名	栗加工施設運営資金貸付金	ページ
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	23
款 項	1 農業費			
目 的	3 農業振興費			
要求区分	新規要求	8,000	諸収入	栗加工施設運営資金貸付金元利収入
事業区分	継続事業			8,000
法令・ 条例等	金銭の消費貸借契約書に基づく			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
栗の加工施設での栗餡製造は、栗生産農家の経営安定に大きく貢献しており、必要不可欠である。栗餡の安定的な製造を支援することで、栗生産の維持・拡大に資する。				
事業の概要（積算根拠等）				
加工場の稼働当初の、運営資金の一次貸し付けを行う。				
【実施主体】				
年度	栗餡製造量(t)	生栗購入量(t)	生栗購入額(千円)	平均単価
27	32.3	37.4	29,914	800
28	48.9	75.5	60,284	798
29	43.4	64.8	41,309	637
30	48.1	57.5	38,688	672
R1	48	71.2	48,891	686
R2	44.3	67.6	50,212	742
年度	栗餡製造量(t)	生栗購入量(t)	生栗購入額(千円)	平均単価
R3	47.2	75.0	66,138	882
R4	55.6	74.9	85,799	1,146
R5	18.6	25.4	29,503	1,158
R6	25.6	37.4	40,689	1,086
R7	—	31.7	22,447	708

担当課	農林振興課	小事業名	農業次世代人材投資事業	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	経営開始資金	23
予算 款 項 目	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	1 農業費			
	3 農業振興費			
要求区分	現計予算の増減	38		
事業区分	新規事業			
			一般財源	38
法令・ 条例等	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）			
	宮崎県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け宮崎県農政水産部長通知）			
	美郷町新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）実施要綱（令和3年4月30日訓令第95号）			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
次世代を担う農業者の経営確立を支援するため、認定新規就農者に対し年間最大165万円を最長3年間交付する。 令和8年4月1日の改正により、受給者に対し月額12,500円の上乗せ措置が実施されている。 今回、受給者の上乗せが既交付月分（令和8年4月～6月）が不足していたため、3ヶ月分（37,500円）の追加計上を行うもの。				
事業の概要（積算根拠等）				
交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者 交 付 額：137,500円（従来125,000円＋上乗せ12,500円）/月 （165万円/年）を3年間 令和7年度予算で支払済み				
			今回補正分	
給付対象期間	給付月	従来 (月額)	月	金額
R8年1月からR8年3月	R8.1	125,000 × 3		375,000
R8年4月からR8年6月		125,000 × 3		375,000
計				750,000
上乗せ分 (月額)	月	金額		
0 × 3		0		
12,500 × 3		37,500		
計		37,500		
追加予算分				
令和8年度 当初予算計上分				
給付対象期間	給付月	従来 (月額)	月	金額
R8年7月からR8年12月	R8.7	125,000 × 6		750,000
R9年1月からR9年6月	R9.1	125,000 × 6		750,000
計				1,500,000
当初予算計上分				
上乗せ分 (月額)	月	金額		
12,500 × 6		75,000		
12,500 × 6		75,000		
計		150,000		
合計		1,650,000		

担当課	農林振興課	小事業名	農業生産組織（担い手）育成強化（町単）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	新規就農基盤整備対策事業	23
予算 款 項 目	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	1 農業費			
	3 農業振興費			
要求区分	新規要求	818		
事業区分	継続事業			
			一般財源	818
法令・ 条例等	美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱（平成18年1月4日訓令第116号）			
	新規就農基盤整備対策事業実施要領（平成30年5月25日訓令第66号）			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
新規就農者の初期投資を支援することにより、就農の促進と就農後の経営安定を図る。 ◎新規就農者確保				
事業の概要（積算根拠等）				
新規就農者（農業研修を概ね1,200時間以上受け、青年等就農計画の認定を受けた者）が実施する施設整備や機械導入に対して助成を行う。 就農時または就農後3年以内で、5年間補助対象。（限度額1,000万円）				
内訳	事業費(税抜)	補助金	補助率	備考
施設整備	566,000円	377,000円	2/3以内	牛舎回転柵
機械購入	2,870,600円	441,000円	2/3以内	ヒートポンプ
合計	3,436,600円	818,000円		

担当課	農林振興課	小事業名	農業生産組織（担い手）育成強化（町単）	予算書 ページ												
会 計	一般会計	事業名	農作業受託組織支援事業	23												
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳													
	項 1 農業費															
	目 3 農業振興費															
要求区分	新規要求	890														
事業区分	継続事業															
			一般財源	890												
法令・ 条例等	美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱（平成18年1月4日訓令第116号）															
	農作業受託組織支援事業実施要領（平成28年6月17日訓令第35号）															
事業の目的・意図・効果・補正理由																
農作業受託組織の支援により、耕作者が減少する地域の生産体制の維持・強化を図り、農地の有効活用及び遊休化を防止し、地域の活性化に寄与することを目的とする。 ◎受託面積：ドローン防除36ha																
事業の概要（積算根拠等）																
○ 事業内容 集落内の受託組織を支援することにより、受託組織の維持及び水稻面積維持が図られる。 ● 事業費（補助金）－ 費用の1/3以内、上限1,000,000円 <table border="1"> <tr> <td>事業実施主体</td><td>事業費(税抜き)</td><td>補助金</td><td>購入機械</td></tr> <tr> <td>小川受託組織</td><td>2,668,000 円</td><td>889,000 円</td><td>ドローン</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2,668,000 円</td><td>889,000 円</td><td></td></tr> </table>					事業実施主体	事業費(税抜き)	補助金	購入機械	小川受託組織	2,668,000 円	889,000 円	ドローン	計	2,668,000 円	889,000 円	
事業実施主体	事業費(税抜き)	補助金	購入機械													
小川受託組織	2,668,000 円	889,000 円	ドローン													
計	2,668,000 円	889,000 円														

担当課	農林振興課	小事業名	地域おこし活動費（農業振興）	予算書 ページ																				
会 計	一般会計	事業名	地域おこし活動事業	23																				
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																					
	項 1 農業費																							
	目 3 農業振興費																							
要求区分	現計予算の増減	1,175																						
事業区分	継続事業																							
			一般財源	1,175																				
法令・ 条例等	地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日 総行応第38号）																							
	美郷町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年6月1日訓令第36号）																							
事業の目的・意図・効果・補正理由																								
高齢等の理由によりリタイアする農家の施設を承継する目的で、町内の農家の元で研修を行いながら、就農を目指す隊員の活動を支援し、3年間の任務終了後の自営就農を支援する。 ◎新規就農予定者（1名）確保																								
事業の概要（積算根拠等）																								
地域おこし協力隊インターン費 <table border="1"> <tr> <td>項 目</td><td>内 容</td><td>金 額</td></tr> <tr> <td>インターン生報酬</td><td>12,000円×40日（協力隊採用までの研修）</td><td>480,000円</td></tr> </table> 地域おこし協力隊活動費 <table border="1"> <tr> <td>項 目</td><td>内 容</td><td>金 額</td></tr> <tr> <td rowspan="2">需要費</td><td>活動用消耗品費</td><td>95,000円</td></tr> <tr> <td>活動用車両燃料代</td><td>116,000円</td></tr> <tr> <td>手数料</td><td>手数料</td><td>285,000円</td></tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td><td>研修施設借上料</td><td>199,000円</td></tr> </table>					項 目	内 容	金 額	インターン生報酬	12,000円×40日（協力隊採用までの研修）	480,000円	項 目	内 容	金 額	需要費	活動用消耗品費	95,000円	活動用車両燃料代	116,000円	手数料	手数料	285,000円	使用料及び賃借料	研修施設借上料	199,000円
項 目	内 容	金 額																						
インターン生報酬	12,000円×40日（協力隊採用までの研修）	480,000円																						
項 目	内 容	金 額																						
需要費	活動用消耗品費	95,000円																						
	活動用車両燃料代	116,000円																						
手数料	手数料	285,000円																						
使用料及び賃借料	研修施設借上料	199,000円																						

担当課	農林振興課	小事業名	循環型農業推進事業	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	循環型農業推進事業	24
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 1 農業費			
	目 4 畜産業費			
要求区分	新規要求	144		
事業区分	新規事業			
法令・ 条例等	環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）		一般財源	144
事業の目的・意図・効果・補正理由				
国が進める持続可能な食料システムの構築「みどりの食料システム戦略」や「有機農業の取組拡大」等について検討を行い、本町が取り組むべき循環型・持続可能な農業の確立に向けた協議を進める。				
事業の概要（積算根拠等）				
・美郷町循環型農業推進協議会（仮称）の委員報酬 5名×4回×6,000円＝124,000円 ・美郷町循環型農業推進協議会（仮称）の旅費費用弁償 5名×4回×1,000円＝20,000円 ＜みどりの食料システムとは＞ 調達から生産・加工・流通・消費まであらゆる関係者のつながりによって成り立つ「食」を大きな仕組みとして捉えたものを「食料システム」と呼び、未来の子どもたちの「食」を守るためには、環境にやさしい（＝みどり）ものとすることから、環境にやさしい食料システムのこと。				

担当課	農林振興課	小事業名	畜産業生産振興費（町単）	予算書 ページ																				
会 計	一般会計	事業名	国・県畜産共進会出品補助金	24																				
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																					
	項 1 農業費																							
	目 4 畜産業費																							
要求区分	新規要求	110																						
事業区分	継続事業																							
法令・ 条例等	美郷町畜産振興事業補助金交付規定（平成18年1月1日訓令第83号）		一般財源	110																				
事業の目的・意図・効果・補正理由																								
地域肉用牛の改良技術向上を目的に、九州・県・郡で行われる畜産共進会への出品を奨励する。生産・改良技術の向上や優良繁殖雌牛の導入・保留が図られる。 ◎飼養技術の向上、所得向上																								
事業の概要（積算根拠等）																								
出品者に対して出品奨励金を交付																								
<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>開催回数</th><th>出品頭数</th><th>補助単価</th><th>補助金額</th></tr> <tr> <td>九州・県共進会出品</td><td>1</td><td>1頭</td><td>30,000円</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>郡共進会出品（子牛）</td><td>8</td><td>5頭</td><td>2,000円</td><td>80,000円</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td></td><td></td><td>110,000円</td></tr> </table>					区分	開催回数	出品頭数	補助単価	補助金額	九州・県共進会出品	1	1頭	30,000円	30,000円	郡共進会出品（子牛）	8	5頭	2,000円	80,000円	計				110,000円
区分	開催回数	出品頭数	補助単価	補助金額																				
九州・県共進会出品	1	1頭	30,000円	30,000円																				
郡共進会出品（子牛）	8	5頭	2,000円	80,000円																				
計				110,000円																				

担当課		農林振興課		小事業名		畜産業生産振興費（町単）		予算書 ページ	
会 計		一般会計		事業名		肉用牛飼料価格高騰緊急対策事業補助金		24	
予算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	項	1	農業費						
	目	4	畜産業費						
要求区分		新規要求			9, 194				
事業区分		継続事業							
法令・ 条例等		美郷町肉用牛飼料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（令和4年8月1日訓令第47号）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
高齢化等による廃業等の影響により子牛価格は上昇してきているものの、飼料価格の高止まりが続いており肉用牛経営は大変厳しい状況となっている。飼料購入経費の一部を補てんすることにより、経営継続の支援を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
【事業内容】肉用牛（繁殖牛・肥育牛）の年間購入飼料費上昇分の一部を助成する。 （1）繁殖牛 母牛1頭あたりの年間飼料費（配合飼料＋粗飼料） 令和2年4月：228, 168円 → 令和7年10月：269, 646円 41, 478円上昇 母牛1頭あたりの補てん単価：41, 478円×30%＝12, 400円 （2）肥育牛 肥育牛1頭あたりの年間飼料費（配合飼料＋粗飼料） 令和2年4月：115, 909円 → 令和7年10月：157, 819円 41, 910円上昇 肥育牛1頭あたりの補てん単価：41, 910円×30%＝12, 500円 （3）予算額 母牛 690頭×12, 400円＝8, 556, 000円 肥育牛 51頭×12, 500円＝ 637, 500円 ※1 経営体の補助上限を1, 000千円とする。									

担当課		農林振興課		小事業名		畜産業生産振興費（町単）		予算書 ページ	
会 計		一般会計		事業名		養鶏飼料価格高騰緊急対策事業補助金		24	
予算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	項	1	農業費						
	目	4	畜産業費						
要求区分		新規要求			8,750				
事業区分		継続事業							
				一般財源					8,750
法令・ 条例等		美郷町養鶏飼料価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（令和5年3月23日訓令第15号）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
飼料価格の高止まりが続いており、みやざき地頭鶏などの小規模養鶏農家の経営は大変厳しい状況となっている。飼料購入経費の一部を補てんすることにより、 <u>経営継続の支援</u> を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
【事業内容】									
(1) 地鶏・きじ生産者の年間購入飼料費上昇分の一部を助成する。 令和7年4月～令和8年3月に購入した飼料代の価格上昇分（令和2年4月の価格から上昇した分）の3割以内を交付する。 補助対象者：町内に住所を有する生産者及び事業者（3経営体） ・予算額：750千円									
(2) ブロイラー生産者に対する支援 ・事業内容：飼料費の助成 ・補助対象者：町内に住所を有するブロイラー生産者（8戸） ・交付単価：出荷羽数1,000羽あたり5,000円以内 ・予算額：1,000千円×8経営体＝8,000千円 ※1経営体の補助上限を1,000千円とする。									

担当課	農林振興課	小事業名	市町村森林経営計画事業		予算書
会計	一般会計	事業名	森林所有者意向調査		ページ
款	5 農林水産業費				25
予算	項目	2 林業費	左の財源内訳		
	2 林業振興費	事業費(千円)	繰入金	森林環境譲与税基金繰入金	1,000
要求区分	新規要求	1,597			
事業区分	継続事業				
			一般財源		597
法令・条例等	美郷町森林経営管理制度実施方針(令和4年10月)				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
森林経営管理法（森林経営管理制度）の施行に伴い、森林経営計画が策定されていない森林について、経営管理の責務を明確にするため、対象森林所有者にアンケート調査をおこなう。					
事業の概要（積算根拠等）					
- 令和3年度実施の事前調査に基づき 616件から抽出 - 令和4～7年度に引き続き実施 (抽出条件) ①森林経営計画が策定されていない森林（10年以上管理されていない森林） ②森林区分 人口林 面積0.5ha以上 ③所有形態 個人、共有 - 調査箇所は50筆（件） (調査内容) ①位置図等の作成 ②令和8年度森林所有者意向調査アンケート（趣旨説明書、アンケート発送） ③アンケート調査の集計分析 ④現地調査 ⑤令和6年度の再調査及び令和4～6年度分のフォローアップ調査 ※フォローアップ調査…アンケート回答者に対し森林経営計画を活用するか森林経営管理制度を活用するかについて、電話等聞き取りを実施。 ※森林環境譲与税充当予定事業					

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（県単）		予算書		
会計	一般会計	事業名	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業		ページ		
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	25			
	項目	2 林業費					
	2 林業振興費	左の財源内訳					
要求区分	新規要求	14,061	県支出金	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業県補助金	7,025		
事業区分	継続事業						
			一般財源		7,036		
法令・ 条例等	美郷町しいたけ等特用林産物生産体制強化事業実施要領(平成30年6月6日訓令第83号)						
	美郷町しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金交付要綱(平成30年6月6日訓令第84号)						
	しいたけ等特用林産物生産強化事業補助金交付要綱(平成20年4月1日)						
	しいたけ等特用林産物生産強化事業実施要領(平成20年4月1日)						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
特用林産物の生産に活用する経営管理道、生産施設及び出荷施設に係る経費に対して助成を行う。このことにより、作業の効率化や生産量の増加が見込まれる。また、当該事業を利用する条件として、事業終了後3年間で出荷量等を5%増加させる計画が必要となるため、特用林産物の生産量増に繋がる。 ◎作業の効率化・生産量増加							
事業の概要（積算根拠等）							
補助対象経費に対し2/3以上の補助を行う。							
事業内容		数量	補助対象経費	事業費内訳			
				県補助金(1/3)	町補助金(1/3)	補助金計	事業主負担金
管理道改良 シキミ		120m	1,680	560	560	1,120	560
経営管理道整備		1件	1,680	560	560	1,120	560
人工ほだ場 椎茸		2式	2,395	798	799	1,597	798
散水施設 椎茸		1式	250	83	84	167	83
乾燥機 椎茸		1台	1,949	649	651	1,300	649
炭窯補修 木炭		1式	3,000	1,000	1,000	2,000	1,000
作業用施設 木炭		1式	1,430	476	478	954	476
生産施設機械整備		6件	9,024	3,006	3,012	6,018	3,006
フォークリフト 木炭		1台	3,000	1,000	1,000	2,000	1,000
グラップル等 木炭		1式	3,395	1,131	1,133	2,264	1,131
生産施設機械整備		2件	6,395	2,131	2,133	4,264	2,131
動力噴霧器 シキミ		1台	636	212	212	424	212
炭窯 木炭		1基	2,000	666	668	1,334	666
運搬機 椎茸		1台	1,351	450	451	901	450
新規参入者		3件	3,987	1,328	1,331	2,659	1,328
総計		11件	21,086	7,025	7,036	14,061	7,025

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）	予算書 ページ																											
会 計	一般会計	事業名	特用林産振興対策事業（種菌購入）補助金	25																											
予算 款 項 目	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳																												
	2 林業費																														
	2 林業振興費																														
要求区分	新規要求	3,735																													
事業区分	継続事業																														
			一般財源	3,735																											
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）																														
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）																														
事業の目的・意図・効果・補正理由																															
椎茸の生産に必要な種駒購入等に対し助成を行い、生産振興及び産地強化を図る。 種駒の費用を助成することで椎茸の生産意欲を促し、植菌量及び生産量の向上を狙う。 ◎原木植菌量220万個																															
事業の概要（積算根拠等）																															
生産者が原木椎茸の種駒を20,000個以上、菌床椎茸はブロック換算1,000個以上相当購入した場合、その購入費に対し助成を行う。 原木種駒・・・購入費の1/3 菌床ブロック・・・購入経費の20%（上限有り）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">補助対象金額 (円)</th><th colspan="2">町補助金</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>補助率</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原木種駒</td><td>9,611,500</td><td>1/3</td><td>3,203,000</td><td></td></tr> <tr> <td>菌床ボトル</td><td>800,000</td><td>1/3</td><td>266,000</td><td>補助対象事業費上限80万円</td></tr> <tr> <td>菌床ブロック</td><td>800,000</td><td>1/3</td><td>266,000</td><td>補助対象事業費上限400万円×20%=80万円</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>10,849,566</td><td></td><td>3,735,000</td><td></td></tr> </tbody> </table>					区分	補助対象金額 (円)	町補助金		備考	補助率	金額(円)	原木種駒	9,611,500	1/3	3,203,000		菌床ボトル	800,000	1/3	266,000	補助対象事業費上限80万円	菌床ブロック	800,000	1/3	266,000	補助対象事業費上限400万円×20%=80万円	合 計	10,849,566		3,735,000	
区分	補助対象金額 (円)	町補助金		備考																											
		補助率	金額(円)																												
原木種駒	9,611,500	1/3	3,203,000																												
菌床ボトル	800,000	1/3	266,000	補助対象事業費上限80万円																											
菌床ブロック	800,000	1/3	266,000	補助対象事業費上限400万円×20%=80万円																											
合 計	10,849,566		3,735,000																												

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）	予算書 ページ										
会 計	一般会計	事業名	特用林産振興対策事業（共同選別利用）補助金	25										
予算 款 項 目	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳											
	2 林業費													
	2 林業振興費													
要求区分	新規要求	651												
事業区分	継続事業													
			一般財源	651										
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）													
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）													
事業の目的・意図・効果・補正理由														
経済連共同選別場を利用した場合に支払う選別手数料に対し助成を行うことで、大口生産者の選別負担が軽減されると同時に選別誤りがなくなるため、安定した価格での出荷が可能となる。加えて、生産者は全量が買い取り対象となるため生産した作物の無駄がなくなる。 ◎販売単価の向上														
事業の概要（積算根拠等）														
経済連共同選別場を利用した場合に支払う選別手数料に対し助成を行う。 補助率：選別利用料の1/3を補助する。（1kgにつき100円）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費 (円)</th><th colspan="2">町補助金</th></tr> <tr> <th>補助率</th><th>金額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同選別</td><td>1,954,000</td><td>1/3</td><td>651,000</td></tr> </tbody> </table>					区分	事業費 (円)	町補助金		補助率	金額(円)	共同選別	1,954,000	1/3	651,000
区分	事業費 (円)	町補助金												
		補助率	金額(円)											
共同選別	1,954,000	1/3	651,000											

担当課		農林振興課		小事業名		特用林産振興対策事業（町単）		予算書	
会 計		一般会計		事業名		特用林産振興対策事業（椎茸原木伐採奨励事業）補助金		ページ	
予算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)	2, 957	左の財源内訳		25	
	項	2	林業費						
	目	2	林業振興費						
要求区分		新規要求							
事業区分		継続事業							
法令・条例等		美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年 6 月 6 日訓令第81号）							
		美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年 6 月 6 日訓令第82号）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
椎茸原木取得に関する費用に対し助成をすることで、生産意欲の促し、生産量の向上を狙う。また、自家伐採が推進され町内山林の大径木の減少に繋がり、適正な伐採サイクルが構築できる。									
事業の概要（積算根拠等）									
補助率：自家伐採した原木1本あたり25円の補助を行う。									
補助対象事業量：植菌量が20,000個以上の生産者									
積算方法：植菌量より使用原木数を算定する。									
種駒数 （個）		原木数 （本）		単 価 （円）		事業費 （円）			
2, 365, 960		118, 298		25		2, 957, 000		※一人あたり1, 000円未満は切り捨て	
・自家伐採した補助を行う。									
・原木1本あたり種駒を20個使用すると仮定する。									
・立木1本あたりの単価を300円、立木1本からとれる原木数を6本と仮定する。									
・原木1本あたりの取得費用に50円が必要となるため、その半額の25円を補助する。									
・椎茸原木供給事業との併用不可。									

担当課		農林振興課		小事業名		特用林産振興対策事業（町単）		予算書	
会 計		一般会計		事業名		特用林産振興対策事業（マイタケ植菌購入事業）補助金		ページ	
予 算		農林水産業費						25	
款		5	農林水産業費	事業費(千円)		左の財源内訳			
項		2	林業費						
目		2	林業振興費						
要求区分		新規要求		195					
事業区分		継続事業							
						一般財源		195	
法令・ 条例等		美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）							
		美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
収穫時期には美郷町産原木マイタケとして様々な媒体で目にすることが多い。産業としてのみでなく、特用林産物が豊かな山村地域としてのアピール効果は非常に大きい。									
事業の概要（積算根拠等）									
マイタケ種菌原木の購入に対し助成									
補助率 ： 購入経費の1 / 3									
補助対象事業量 ： 購入数量が1戸当たり100本以上									
区分		本数 (本)	単価 (円)	事業費 (円)	町補助金				
					補助率	金額(円)			
原木マイタケ		900	650.0	585,000	1 / 3	195,000			
合 計		900		585,000		195,000			

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	特用林産振興対策事業（木炭原木利用奨励事業）補助金	25
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 林業費			
目 2 林業振興費	新規要求	2,800		
要求区分	継続事業			
事業区分			一般財源	2,800
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）			
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
原材料のコストを圧縮することが可能となり生産意欲向上に繋がる。 現在伐採業者等からの木炭原木の持ち込みが激減しており、生産者は自ら原木を伐採する必要が生じ手間がかかっている。今後も生産者に意欲を持って製炭業に取り組んでもらうため木炭原木の取得に対し補助を行う。				
事業の概要（積算根拠等）				
木炭原木の取得に対し、自家伐採購入原木を問わずに助成 補助率：2,000円／原木1t 使用している炭窯の登録を行い、焼いた回数の窯容量分を使用原木量とする。 1,400t×2,000円＝2,800,000円 ※木炭生産量は令和4年度実績程度 ※木炭原木と備長炭の重量比が10:1 【8t窯で年間10回製炭した場合】 8t×10回×2,000円＝160,000円 年間16万円支給				

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	特用林産振興対策事業（椎茸原木確保事業）補助金	25
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 林業費			
目 2 林業振興費	新規要求	675		
要求区分	継続事業			
事業区分			一般財源	675
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）			
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
美郷町の椎茸生産の従事者減を防ぐことに寄与する。 自ら椎茸原木を伐採することが困難な生産者が継続して椎茸づくりに取り組むことができる。 ◎生産量の増、適期作業による品質向上(収穫作業の専念)				
事業の概要（積算根拠等）				
椎茸原木の購入した生産者に対し、1m³あたり30,000円を上限として購入金額の半額の助成を行う。 補助額：購入金額の1/2 15m³×3名×15,000円＝675,000円 ※1人あたりの補助対象購入量の上限を15m³とする。 ※購入先の決定は自ら行う。 ※椎茸原木伐採奨励事業の併用は不可。				

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）		予算書 ページ										
会 計	一般会計	事業名	山村地域を支える特用林産業新規就業者 支援事業		25										
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳												
	項 2 林業費														
	目 2 林業振興費														
要求区分	現計予算の増減	1,000													
事業区分	継続事業														
			一般財源		1,000										
法令・ 条例等	美郷町山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業交付要綱(令和5年8月31日訓令第56号)														
	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業補助金交付要綱(令和元年6月26日)														
	山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業実施要領(令和元年6月26日)														
事業の目的・意図・効果・補正理由															
特用林産物生産にかかる担い手の育成・確保を図ることを目的として、特用林産業の新規就業希望者に対し、生産技術習得のための研修受講期間に就業準備給付金を給付する。加えて、2箇年の研修修了後、新たに就業、起業する生産者に対し経営開始給付金の給付を行う。◎新規の椎茸生産者1名															
事業の概要（積算根拠等）															
経営開始給付金事業 1,000,000円×1名=1,000,000円（しいたけ生産1名） （参考） 【親元就業者（3親等以内）】 新規就業準備給付金事業：1人あたり125,000円/月 必要条件：就業予定時55歳以下で6ヶ月以上かつ月100時間以上の就業が必要。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月あたり給付額 (円)</th> <th>月数 (月)</th> <th>人数 (人)</th> <th>年額 (円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125,000</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>1,500,000</td> <td>しいたけ生産（継続1名）</td> </tr> </tbody> </table>						月あたり給付額 (円)	月数 (月)	人数 (人)	年額 (円)	備考	125,000	12	1	1,500,000	しいたけ生産（継続1名）
月あたり給付額 (円)	月数 (月)	人数 (人)	年額 (円)	備考											
125,000	12	1	1,500,000	しいたけ生産（継続1名）											

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	特用林産振興対策事業（活動促進事業） 補助金		25
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 2 林業費				
	目 2 林業振興費				
要求区分	新規要求	650			
事業区分	継続事業				
			一般財源		650
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）				
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
美郷町椎茸部会、うなま備長炭生産部会及び美郷町備長炭製炭技術保存会の活性化を目的とする。各団体が実施する、販売促進活動やプロモーション活動、技術向上のための研修会等の費用に対し補助を行う。 ◎椎茸の研修1回・販売促進2回 ◎木炭の研修1回					
事業の概要（積算根拠等）					
販売促進活動 美郷町椎茸部会 ・沖縄県豊見城市 350,000円 ・宮崎市 100,000円 研修費に対する補助 美郷町椎茸部会 ・県外視察研修 100,000円 うなま備長炭生産部会及び美郷町備長炭製炭技術保存会 ・技術研修 100,000円					

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興対策事業（町単）		予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	特用林産物振興対策事業（植樹支援事業）補助金		25	
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項	2 林業費				
	目	2 林業振興費				
要求区分	新規要求		462			
事業区分	継続事業					
				一般財源		462
法令・ 条例等	美郷町特用林産物振興対策事業補助金交付要綱（平成30年6月6日訓令第81号）					
	美郷町特用林産物振興対策事業実施要領（平成30年6月6日訓令第82号）					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
特用林産物生産を持続可能な産業とすることを目的に、アラカシ等の苗木購入費用に対し補助を行う。当該事業によりアラカシ等の植樹に対する費用負担軽減に繋がり、植樹促進に寄与する。 特用林産物生産者のみでなく、一般の山林所有者にアラカシ、クヌギ等の植樹を促す。 ◎アラカシ造林1ヘクタール						
事業の概要（積算根拠等）						
森林環境保全整備事業の植樹対象樹種となっているものの、標準単価と販売単価に大幅な乖離のある特用林産物生産に関する樹種を対象とし、その差額に対し補助を行う。 （例：アラカシポット苗1個当たり） 300円－69円（宮崎県の補助）＝231円 1haあたりの植栽数を2,000本と仮定 1ha×2,000本×231円＝462,000円 ※69円（森林環境保全整備事業標準単価）						

担当課	農林振興課	小事業名	作業路整備事業（県単）		予算書 ページ			
会 計	一般会計	事業名	県単林道等改良事業		25			
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	項	2 林業費						
	目	2 林業振興費		県支出金	県補助金	450		
要求区分	新規要求		750					
事業区分	継続事業							
				一般財源		300		
法令・ 条例等	美郷町作業路整備事業実施要領							
	美郷町作業路整備事業補助金交付要綱							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
育林等や特用林産物等の生産活動で通行する作業路を改良し、生産性の向上を図るため作業路の舗装等に関する事業費の一部を補助する。 ◎路面維持軽減、路面土砂流出防止、スムーズな通行								
事業の概要（積算根拠等）								
・県単林道等改良事業：作業路の生コン舗装等に係る経費に対して補助を行う。								
事業内容		路線数	延長 幅員	事業費（千円）	補助金（千円）		備考	
					県（3/10）	町（2/10）		計
生コン舗装		1	L=50m W=3.0m	1,500	450	300	750	北郷

担当課	農林振興課	小事業名	作業路整備事業（町単）			予算書
会 計	一般会計	事業名	町単山村整備作業路開設事業			ページ
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	25		
	項	2 林業費		左の財源内訳		
	目	2 林業振興費				
要求区分	新規要求	988				
事業区分	継続事業					
			一般財源		988	
法令・ 条例等	美郷町作業路整備事業実施要領					
	美郷町作業路整備事業補助金交付要綱					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
育林や特用林産物等の生産活動で通行する作業路を改良し、生産性の向上を図るため作業路の開設に関する事業費の一部を補助する。 ◎生産性の向上						
事業の概要（積算根拠等）						
・町単山村整備作業路開設事業：幅員3m、延長100m～300m未満の作業路開設に係る経費 ・町単林内作業路整備事業：幅員2m、延長50m～300m未満の作業路開設に係る経費						
事業名		路線数	延長（m）	標準単価(円)	事業費(千円)	町補助金
						補助率 金額(千円)
町単山村整備作業路開設事業		1	299	2,200	657.8	1/2 328
町単林内作業路整備事業		8	1,320	1,000	1,320	1/2 660
計		9	1,619		1,978	1/3 988

担当課	農林振興課	小事業名	作業路維持管理事業			予算書
会 計	一般会計	事業名	作業路保全管理事業			ページ
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	25		
	項	2 林業費		左の財源内訳		
	目	2 林業振興費				
要求区分	新規要求	9,000	繰入金	森林環境譲与税基金繰入金	5,000	
事業区分	継続事業					
			一般財源		4,000	
法令・ 条例等	美郷町作業道保全管理事業補助金交付要綱					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
作業道は、林業経営になくってはならない基盤である。その基盤である作業道が台風等により被災すると林業経営に支障を来すため、維持補修に係る経費の一部を支援し効率的な森林整備、地域産業の振興を図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
作業道保全管理事業 台風災害等により被害を受けた林内作業道の補修に係る経費に対して、40千円/日を基準額として町が3/4の割合で助成する。						
地区	作業日数（日）	事業費（千円）	町補助金		備考	
			補助率	金額（千円）		
南郷	100	4,000	3/4	3,000		
西郷	100	4,000	3/4	3,000		
北郷	100	4,000	3/4	3,000		
計	300	12,000	—	9,000		
※森林環境譲与税充当予定						

担当課	農林振興課	小事業名	林業生産組織（担い手）育成強化事業（町単）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	林大終了生支援事業補助金	25
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 林業費			
	目 2 林業振興費			
要求区分	新規要求	788		
事業区分	継続事業			
			一般財源	788
法令・ 条例等	みやざき林業大学校修了生林業技術資格取得支援事業等補助金交付要綱(令和5年3月29日訓令第29号) 美郷町林業担い手確保対策事業実施要綱(令和元年11月27日訓令第83号)			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
林業就労に必要な資格・免許の取得のため、みやざき林業大学校へ入校した研修生に対し支援することで、町内での新規林業従事者の雇用促進及び育成が図られる。◎美郷町への定住2名				
事業の概要（積算根拠等）				
みやざき林業大学校を卒業後、2年間美郷町内に居住し、林業関係に就労する研修生を対象に、林業就労に必要な資格・免許の取得のための研修及び高性能林業機械の操作技術研修等の受講費用相当分(月額25,000円)を助成する。 また、林業大学校の受講料相当額(118,000円)を助成する。 【積算根拠】 令和8年度対象者 2名 25,000円/月 × 11カ月 × 2名 = 550,000円 118,800円 × 2名 = 237,600円 計 787,600円				

担当課	農林振興課	小事業名	林業生産組織（担い手）育成強化事業（町単）	予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	林業担い手確保対策事業補助金（林業大学）	25	
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 2 林業費				
	目 2 林業振興費				
要求区分	新規要求	200	繰入金	森林環境譲与税基金繰入金	200
事業区分	継続事業				
			一般財源		0
法令・ 条例等	みやざき林業大学研修生体験交流事業補助金交付要綱(令和5年3月29日訓令第30号)				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
みやざき林業大学生との交流を図ることにより、対外的なPR、町内の活性化を図り、ひいては研修終了後の町内への就職を目指す。 ◎林業大学生の町内イベント参加2回					
事業の概要（積算根拠等）					
みやざき林業大学生の各種事業・イベント等に参加するための経費について補助する。					
イベント名	補助対象者	想定される費用	補助金額		
御田祭	美郷町西郷青年団協議会	法被・足袋購入及びクリーニング費用等	70,000 円		
師走祭り	師走祭り実行委員会	櫓作成委託料等	80,000 円		
マッチング イベント	美郷町林業振興協議会	町内林業事業体と林大生の交流	50,000 円		
※森林環境譲与税充当予定事業					

担当課	農林振興課	小事業名	林業生産組織（担い手）育成強化事業（町単）		予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	森林担い手パイロット事業補助金		25	
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳			
	項 2 林業費		繰入金	森林環境譲与税基金繰入金	750	
目 2 林業振興費		810				
要求区分	新規要求					
事業区分	継続事業		一般財源			60
法令・ 条例等	美郷町森林整備担い手確保パイロット事業補助金交付要綱(平成18年1月1日訓令第105号)					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
自営林家又は1人親方の労災保険対象外の死亡事故や林業労働災害に対応するため、加入を希望する者に対して林業退職金共済及び労災保険の特別加入に要する費用の一部を助成する。 ◎自営林業者の労災10名・林退共11名の加入						
事業の概要（積算根拠等）						
美郷町在住者を対象とする。 労災保険 36,000円／人円 林業退職金共済 30,000円／人円 ※ただし、任意団体を設立する必要があるため、森林組合が設立している素材生産組合に加入することが条件。 【積算根拠】 (労災保険) 36,000円×10名(見込) = 360,000円 (林退共) 30,000円×11名(見込) = 330,000円 (事務手数料) 120,000円 計 810,000円 ※森林環境譲与税充当予定事業						

担当課	農林振興課	小事業名	地域おこし活動費（林業振興）		予算書 ページ 25																										
会 計	一般会計	事業名	地域おこし協力隊起業支援補助金																												
予算 款 項 目	5 農林水産業費	事業費(千円) 1,000	左の財源内訳																												
	2 林業費																														
	2 林業振興費																														
要求区分	新規要求																														
事業区分	継続事業		一般財源		1,000																										
法令・ 条例等	美郷町地域おこし協力隊設置要綱（令和4年6月1日訓令第36号）																														
	美郷町地域おこし協力隊起業支援事業補助金交付要綱（令和2年8月3日訓令第66号）																														
	地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号）																														
事業の目的・意図・効果・補正理由																															
備長炭製炭指導者の会の元、日向備長炭製炭の基本的な技術を身につけ任用期間が終了し、起業を行う隊員に対して起業等に要する経費の補助を行う。																															
事業の概要（積算根拠等）																															
備長炭製炭に関する地域おこし協力隊隊員が1名、令和8年9月より起業する予定であるためそれに関する経費の補助。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窯出し道具</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>扇風機</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>はかり（計量器）</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>溶接機</td><td>200,000 円</td></tr> <tr> <td>電動トリマー</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>デザイン費用</td><td>70,000 円</td></tr> <tr> <td>ポータブル電源</td><td>200,000 円</td></tr> <tr> <td>窯づくり動画作成費用</td><td>200,000 円</td></tr> <tr> <td>段ボールデザイン費用</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>コンテナ</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>チェーンソー</td><td>100,000 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,000,000 円</td></tr> </tbody> </table>						項目	金額	窯出し道具	100,000 円	扇風機	10,000 円	はかり（計量器）	10,000 円	溶接機	200,000 円	電動トリマー	20,000 円	デザイン費用	70,000 円	ポータブル電源	200,000 円	窯づくり動画作成費用	200,000 円	段ボールデザイン費用	40,000 円	コンテナ	50,000 円	チェーンソー	100,000 円	合計	1,000,000 円
項目	金額																														
窯出し道具	100,000 円																														
扇風機	10,000 円																														
はかり（計量器）	10,000 円																														
溶接機	200,000 円																														
電動トリマー	20,000 円																														
デザイン費用	70,000 円																														
ポータブル電源	200,000 円																														
窯づくり動画作成費用	200,000 円																														
段ボールデザイン費用	40,000 円																														
コンテナ	50,000 円																														
チェーンソー	100,000 円																														
合計	1,000,000 円																														

担当課	農林振興課	小事業名	環境啓発事業費（自然環境）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	もりをふやそうプロジェクト	25
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
款 項	2 林業費	300		
目 的	2 林業振興費			
要求区分	新規要求			
事業区分	継続事業		一般財源	300
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
美郷町は有数の森林所有地域。そこで生活する地域の子どもたちとともに森を育み、未来へ残していくための植林活動を行う。一人でも多くの子どもたちが森林に興味を持ち、生物の生活環境にとっても大切な森林保全に携わる人材育成を目的とする。◎植樹イベント 1回				
事業の概要（積算根拠等）				
もりをふやそうのコンセプトを継続し植樹イベントを行う。 地域間連携「地域イノベーション」推進事業と連携し、越境研修を実施する企業と共同で植樹を行う。このことにより多様な形態での関係人口を増やし、企業等との新たな関係性の構築に繋げる。また、美郷みどりの少年団をはじめとした町内児童が、都市部の企業の社員等と交流を行うことで、新たな知識を得たりやグローバルな視点を養うきっかけ作りとしたい。 ワークショップ @2,000円×50名＝100,000円 広報関連費用 1式 200,000円				

担当課	農林振興課	小事業名	鳥獣被害対策事業（県単）	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	有害鳥獣対策協議会負担金	25
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
款 項	2 林業費	1,189		
目 的	2 林業振興費			
要求区分	新規要求			
事業区分	継続事業		一般財源	1,189
法令・ 条例等	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）			
事業の目的・意図・効果・補正理由				
鳥獣被害対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な鳥獣被害対策を確立して農林水産物被害の軽減を図る。 美郷町有害鳥獣対策協議会を実施主体として、県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し鳥獣被害防止対策に取り組む。交付金対象外の部分について町が負担し、事業支援を行う。 ◎農産物の被害軽減・サル捕獲				
事業の概要（積算根拠等）				
事業区分	事業内容			町負担金
推進事業	3町村一斉捕獲に係る負担金(出役日当5,500円×75人) 412,500円(事業費)－206,250円(交付金上限)			206,250
	ICT遠隔監視・自動檻罠、サル用GPS首輪発信機運用に係る負担金 (システム利用料・首輪発信機装着作業費)			287,650
整備事業	ワイヤーメッシュ柵(11地区16,070m) 34,457,412円(事業費)－34,295,649円(交付金上限)			161,982
整備事業 (返還金)	電気柵(1地区575m) 628,694円(事業費)－628,475円(交付金上限)			
事務費	事業量変更(延長減)に伴う交付金返還(令和7年度ワイヤーメッシュ柵整備分) ▲246m(変更事業量)×2,145円(交付金単価)			527,670
	振込手数料			5,000
合 計				1,188,552
※特別交付税対象事業				

担当課		農林振興課		小事業名		鳥獣被害対策事業（県単）		予算書	
会 計		一般会計		事業名		町有害鳥獣対策協議会運営補助金		ページ	
予 算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)		左の財源内訳			
	項	2	林業費	32,514		県支出金		鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金	14,000
	目	2	林業振興費			県支出金		有害鳥獣・野生猿捕獲班活動支援補助金	473
要求区分		新規要求				県支出金		シカ・イノシシ捕獲促進事業補助金	1,787
事業区分		継続事業				県支出金		加害性の高い鳥獣の重点捕獲支援事業補助金	1,200
						一般財源			15,054
法令・ 条例等		美郷町有害鳥獣捕獲班報償金支給要綱（平成18年4月21日訓令第130号）							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的として、美郷町有害鳥獣対策協議会で編成する有害鳥獣捕獲班の活動に対して助成を行う。 ◎有害鳥獣捕獲・農産物の被害軽減									
事業の概要（積算根拠等）									
有害鳥獣捕獲班（12班）への捕獲報償金、出動報酬、事務費を助成する。									
1. 大型捕獲罠によるサル捕獲報償金 20,000円×20頭＝ 400,000円									
2. 出動報酬 許可日数365日×1,000円×12班＝ 4,380,000円									
3. 事務費 許可回数 2回×1,000円×12班＝ 24,000円									
4. 捕獲報償金 27,710,000円									
合 計 32,514,000円									
(捕獲報償金内訳) イノシシ 1,000頭×10,000円＝10,000,000円									
シカ 1,500頭×11,000円＝16,500,000円									
サル 20頭×50,000円＝ 1,000,000円									
アナグマ 30頭× 3,000円＝ 90,000円									
カラス等 120羽× 1,000円＝ 120,000円									
※特別交付税対象事業									

担当課	農林振興課		小事業名	鳥獣被害対策事業（県単）		予算書																														
会 計	一般会計		事業名	有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金		ページ																														
予 算	款	5 農林水産業費		1,636	左の財源内訳		25																													
	項	2 林業費			事業費(千円)	左の財源内訳																														
目	2 林業振興費	県支出金	野生鳥獣被害防止対策事業補助金			384																														
要求区分	新規要求																																			
事業区分	継続事業																																			
法令・ 条例等			一般財源			1,252																														
	美郷町有害鳥獣捕獲活動支援事業補助金交付要綱（平成25年3月29日訓令第19号）																																			
事業の目的・意図・効果・補正理由																																				
野生鳥獣による農林作物等への被害を軽減し、農林業の振興を図ることを目的として、農林業従事者や狩猟免許所持者等による野生鳥獣防止対策（鳥獣防護柵整備、わなの購入設置）に対して助成を行う。 ◎有害鳥獣捕獲																																				
事業の概要（積算根拠等）																																				
<table><tr><td>種 別</td><td>数 量</td><td>補 助 率</td><td>補 助 額</td><td>整 備 延 長</td></tr><tr><td>箱わな（大型）</td><td>4</td><td>2/3</td><td>172,000</td><td>-</td></tr><tr><td>くくりわな</td><td>34</td><td>2/3</td><td>204,000</td><td>-</td></tr><tr><td>電気柵（バッテリー式）</td><td>4</td><td>2/3</td><td>313,000</td><td>950m</td></tr><tr><td>電気柵（ソーラー式）</td><td>7</td><td>2/3</td><td>947,000</td><td>2,300m</td></tr><tr><td>合 計</td><td>49</td><td>-</td><td>1,636,000</td><td>3,250m</td></tr></table>							種 別	数 量	補 助 率	補 助 額	整 備 延 長	箱わな（大型）	4	2/3	172,000	-	くくりわな	34	2/3	204,000	-	電気柵（バッテリー式）	4	2/3	313,000	950m	電気柵（ソーラー式）	7	2/3	947,000	2,300m	合 計	49	-	1,636,000	3,250m
種 別	数 量	補 助 率	補 助 額	整 備 延 長																																
箱わな（大型）	4	2/3	172,000	-																																
くくりわな	34	2/3	204,000	-																																
電気柵（バッテリー式）	4	2/3	313,000	950m																																
電気柵（ソーラー式）	7	2/3	947,000	2,300m																																
合 計	49	-	1,636,000	3,250m																																
※特別交付税対象事業																																				

担当課		農林振興課		小事業名		鳥獣被害対策事業（県単）		予算書			
会計		一般会計		事業名		狩猟免許取得促進補助金		ページ			
予算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)	145	左の財源内訳		26			
	項目	2	林業費								
	目	2	林業振興費								
要求区分		新規要求				県支出金		狩猟免許取得促進事業補助金	37		
事業区分		継続事業									
法令・ 条例等		美郷町狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱（平成30年7月6日訓令第96号）									
事業の目的・意図・効果・補正理由											
野生鳥獣の個体数の調整や農林産物への被害を防止する有害鳥獣捕獲を担う狩猟者の確保を図る。 ◎狩猟免許の新規取得7名											
事業の概要（積算根拠等）											
新規で狩猟免許（銃・わな）を取得した者に、経費（免許取得・狩猟登録・銃所持許可）の一部を助成する。											
項目		必要経費		補助率		補助額		取得人数		補助総額	
第1種銃猟免許		78,600		2/3		52,400		2		104,800	
わな猟免許		12,000		2/3		8,000		5		40,000	
		合計						7		144,800	

担当課		農林振興課		小事業名		林業振興一般経費		予算書	
会 計		一般会計		事業名		みやざき林業大学校研修生応援プロジェクト事業		ページ	
予 算	款	5	農林水産業費	事業費(千円)	584	左の財源内訳			
	項	2	林業費			繰入金		森林環境譲与税基金繰入金	300
	目	2	林業振興費						
要求区分		新規要求							
事業区分		継続事業							
法令・ 条例等		みやざき林業大学校研修生応援プロジェクト事業実施要綱(平成30年10月1日訓令第105号)							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
みやざき林業大学校研修生のうち、町外から美郷町内に転入し居住する者に対し町産米を支給することにより、地産地消と担い手の確保を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
研修生 1 人あたり 60kg の美郷町産米を支給する。 （上半期 30kg + 下半期 30 k g）									
【積算根拠】 対象者 10 名（見込） 4, 860 円（5kg）× 12 袋 × 10 名 = 583, 200 円									
※ 1 人あたりの米の平均消費量 56. 6 K g （公益社団法人米穀安定供給確保支援機構 令和 6 年度データ）									
※ 森林環境譲与税充当予定事業									

担当課	農林振興課	小事業名	林業振興一般経費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	普通旅費・視察手数料	26
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 林業費			
	目 2 林業振興費	654		
要求区分	新規要求			
事業区分	継続事業			
			一般財源	654
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
①椎茸の販路確保として、J A直販体制の充実を図り直販体制の強化に取り組み安定した価格で販売することを目的とする。◎美郷産椎茸のP R活動1回 ②持続可能・循環型林業の構築のための視察研修を行う。◎視察研修1回				
事業の概要（積算根拠等）				
① 姉妹都市である沖縄県豊見城市菜々色畑周年祭でのP R活動を行う。 椎茸販売促進活動旅費 2泊3日（沖縄県） 飛行機・宿泊（バック）費 94,000円 6,600円 ② 岡山県西栗倉村、鳥取県智頭町を予定している。 ・旅費3泊4日 4名分 495,000円 ・手数料 視察料 57,800円				

担当課	農林振興課	小事業名	森林管理費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	森林認証管理審査委託料	26
予 算	款 5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 2 林業費			
	目 6 公有林整備費	316		
要求区分	新規要求			
事業区分	継続事業			
			一般財源	316
法令・ 条例等				
事業の目的・意図・効果・補正理由				
消費者に持続可能な森林管理や環境に配慮した商品の選択的購買を促し、その由来する認証森林製品の需要と供給を活性化することによって、市場主導型による森林資源の継続的な改善を顕在化を図り、その推進に寄与する。				
事業の概要（積算根拠等）				
森の認証の定期審査 定期審査料 一式 316,000円 森林認証制度とは、森林が適切に管理されていること、使用される木材・非木材林産物がその森林由来であることを証明する仕組み。1992年に開催された地球サミットが契機となり、世界規模での森林管理の実現が求められ、国際的な森林認証制度が誕生した。				

担当課	農林振興課	小事業名	内水面漁業組合支援		予算書 ページ 27
会 計	一般会計	事業名	漁業組合活動補助金		
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項	3 水産業費			
	目	1 水産業振興費			
要求区分	新規要求	960			
事業区分	継続事業				
			一般財源		960
法令・ 条例等	美郷町農水産振興関係事業補助金交付要綱（平成18年1月4日訓令第116号）				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
環境や河川生態系の保全と組合の健全運営を図り、併せて魚族の繁殖保護を行うことを目的とする。					
事業の概要（積算根拠等）					
○ 事業内容 河川環境維持と組合の活動支援を行う。					
● 事業費（補助金）					
漁業組合名		活動費＋繁殖保護費		◎計画放流量	
西郷漁業		100,000円		おいかわ16㎡、うなぎ80kg、あゆ475kg、やまめ38,450尾、かに110kg	
上小丸漁業		600,000円		あゆ548kg、うなぎ197kg、やまめ27,900kg	
五十鈴川北郷支部		260,000円		うなぎ6kg、あゆ380kg、やまめ2,020尾、かに30kg	
合 計		960,000円			

担当課	建設課	小事業名	農業用施設整備費（県単）			予算書				
会計	一般会計	事業名	県単土地改良事業			ページ				
款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳			24				
項	1 農業費	28,450	県支出金	県単土地改良事業補助金	8,751					
目	5 農地費		負担金	県単土地改良事業分担金	1,179					
要求区分	新規要求									
事業区分	新規事業		一般財源		18,520					
法令・条例等	土地改良法 宮崎県単独土地改良事業実施要領									
事業の目的・意図・効果・補正理由										
農地や農業施設の改修を行うことで、維持管理の軽減や担い手の確保及び農業経営の安定を図りたい。 ・用排水路改修、暗渠排水整備										
事業の概要（積算根拠等）										
1 4. 工事請負費 県単土地改良事業工事費 22,050 千円										
区分	地区名	工事費	委託料	事業費	負担区分 (%)					備考
					県 (50)	県 (45)	県 (35)	町 (60)	負担金 (5)	
県単	神門	600		600			210	360	30	用水路
県単	平城	800		800			280	480	40	用水路
県単	仮迫	2,100		2,100			735	1,260	105	暗渠排水
県単	横八	2,100		2,100			735	1,260	105	暗渠排水
県単	小黒木	550		550			192	330	28	用水路
県単	水清谷	1,900		1,900			665	1,140	95	用水路
県単	鳥の巣	600		600			210	360	30	用水路
県単	若宮	1,400		1,400			490	840	70	用水路
県単	横八下	1,800		1,800			630	1,080	90	用水路
県単	力石	1,650		1,650			577	990	83	用水路
県単	田爪	1,950		1,950			682	1,170	98	用水路
県単	井出の内	1,800		1,800			630	1,080	90	用水路
県単	渡場瀬	1,200		1,200			420	720	60	用水路
県単	黒草	1,500		1,500			525	900	75	暗渠排水
県単	山草・黒草	1,200		1,200			420	720	60	用水路
県単	奥野	4,900		4,900	2,450			2,450	0	排水路
単独		2,400		2,400				2,280	120	
計	16地区	28,450		28,450	2,450		7,401	17,420	1,179	

担当課	建設課	小事業名	農業用施設整備費（県単）			予算書			
会計	一般会計	事業名	県単魅力あるふるさと環境づくり事業			ページ			
款	5 農林水産業費					24			
予算	項目	1 農業費	事業費(千円)	左の財源内訳					
	5 農地費			県支出金	県単魅力あるふるさと環境づくり事業補助金	3,200			
要求区分	新規要求	6,800	負担金	県単土地改良事業分担金	1,600				
事業区分	新規事業								
			一般財源		2,000				
法令・ 条例等	土地改良法								
	魅力あるふるさと環境づくり事業実施要綱								
事業の目的・意図・効果・補正理由									
コンクリート畦畔を整備することで、労力が軽減されるとともに、水田の水漏れ防止、草刈り作業等の維持管理の軽減にも繋がる。 ・コンクリート畦畔									
事業の概要（積算根拠等）									
14. 工事請負費 県単魅力あるふるさと環境づくり工事費 6,800 千円									
区分	地区名	工種	事業量	事業費	負担区分(%)				備考
					—	県(50)	町(25)	耕作者(25)	
県単	西郷	畦畔 コンクリート	L=220m	1,600	—	800	400	400	
	南郷		L=437m	3,100	—	1,550	775	775	
	北郷		L=240m	1,700	—	850	425	425	
	単独			400	—		400		
計	3地区			6,800	—	3,200	2,000	1,600	

担当課	建設課	小事業名	農業用施設整備費（町単）			予算書 ページ		
会計	一般会計	事業名	町単土地改良事業			24		
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	項目	1 農業費		負担金	町単土地改良事業分担金	54		
要求区分	新規要求		1,100					
	新規事業							
事業区分			一般財源		1,046			
法令・ 条例等	土地改良法							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
既設水路を整備することで安定した用排水路が確保され、維持管理の軽減が図られることにより、担い手の確保及び農業経営の安定を図りたい。 ・用排水路、農道								
事業の概要（積算根拠等）								
1 4. 工事請負費 町単土地改良工事費 5,900 千円								
区分	地区名	工種	事業量	事業費	負担区分(%)			備考
					県(一)	町(95)	地元(5)	
町単	板木	用水路	N=1箇所	350	—	333	17	北郷
	椿原	農道	L=50m	300	—	285	15	北郷
	上野原	用水路	L=15m	300	—	285	15	西郷
	単独			150	—	143	7	
計	3 箇所			1,100	—	1,046	54	

担当課	建設課	小事業名	過疎対策事業費（林道整備事業）		予算書																																																																		
会 計	一般会計	事業名	過疎対策事業費（林道整備事業）		ページ																																																																		
予 算	5 農林水産業費				26																																																																		
款	2 林業費	事業費(千円)	左の財源内訳																																																																				
項	3 林道整備費	31,400	地方債	町単林道整備事業債（過疎）	30,500																																																																		
目																																																																							
要求区分	新規要求																																																																						
事業区分	継続事業		一般財源			900																																																																	
法令・ 条例等	森林法																																																																						
事業の目的・意図・効果・補正理由																																																																							
・ 森林の公益的機能の発揮及び低コスト林業経営の基盤を強化し、さらには公道と接続した広域的な道路網の確立を図る。 ・ 地域道路として整備し、交通安全を図るために必要な林道の舗装及び舗装補修																																																																							
事業の概要（積算根拠等）																																																																							
3. 過疎対策事業（林道整備事業） 【舗装】 町単林道舗装事業工事請負費 31,400 千円 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区名</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">事業量</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">事業費内訳</th><th rowspan="2">起債額</th><th rowspan="2">一般財源</th><th rowspan="2">新規 継続</th></tr> <tr> <th>測量設計</th><th>工事請負費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南郷</td><td>恋人の丘線</td><td>100 m</td><td>7,500</td><td></td><td>7,500</td><td>7,300</td><td>200</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>北郷</td><td>論出線</td><td>100 m</td><td>5,400</td><td></td><td>5,400</td><td>5,200</td><td>200</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>南郷</td><td>古畑線</td><td>205 m</td><td>7,000</td><td></td><td>7,000</td><td>6,800</td><td>200</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>南郷・西郷</td><td>小原・山神線</td><td>92 m</td><td>3,500</td><td></td><td>3,500</td><td>3,400</td><td>100</td><td>新規</td></tr> <tr> <td>西郷</td><td>尾茂内線</td><td>250 m</td><td>8,000</td><td></td><td>8,000</td><td>7,800</td><td>200</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5 路線</td><td>747 m</td><td>31,400</td><td></td><td>31,400</td><td>30,500</td><td>900</td><td></td></tr> </tbody> </table>							区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		起債額	一般財源	新規 継続	測量設計	工事請負費	南郷	恋人の丘線	100 m	7,500		7,500	7,300	200	新規	北郷	論出線	100 m	5,400		5,400	5,200	200	新規	南郷	古畑線	205 m	7,000		7,000	6,800	200	新規	南郷・西郷	小原・山神線	92 m	3,500		3,500	3,400	100	新規	西郷	尾茂内線	250 m	8,000		8,000	7,800	200	継続	計	5 路線	747 m	31,400		31,400	30,500	900	
区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		起債額					一般財源	新規 継続																																																											
				測量設計	工事請負費																																																																		
南郷	恋人の丘線	100 m	7,500		7,500	7,300	200	新規																																																															
北郷	論出線	100 m	5,400		5,400	5,200	200	新規																																																															
南郷	古畑線	205 m	7,000		7,000	6,800	200	新規																																																															
南郷・西郷	小原・山神線	92 m	3,500		3,500	3,400	100	新規																																																															
西郷	尾茂内線	250 m	8,000		8,000	7,800	200	継続																																																															
計	5 路線	747 m	31,400		31,400	30,500	900																																																																

担当課	建設課	小事業名	林道改築改修費	予算書
会計	一般会計	事業名	林道改築改修費	ページ
予算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	26
款	2 林業費			
項目	4 林道維持費			
要求区分	現計予算の増減	10,700		
事業区分	継続事業			
		一般財源		10,700
法令・条例等				

事業の目的・意図・効果・補正理由

・安全で円滑な通行を確保するため、林道施設の老朽化や災害等に起因する維持補修、林道施設周辺の環境の変化に伴う付属施設の新設や更新を計画的に実施し、併せて維持管理費の節減に資する。

事業の概要（積算根拠等）

(1) 排水施設改修工事

林道排水施設改修測量設計委託料 200 千円

林道排水施設改修工事請負費 4,500 千円

単位：千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		備考
				測量設計	工事請負費	
北郷	論出線	10 m	1,000		1,000	排水施設工
西郷	椎屋谷線	8 m	3,500	200	3,500	排水施設工
合計	2 路線		4,500	200	4,500	

(2) 林道舗装補修工事

林道舗装補修工事請負費 6,000 千円

単位：千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		備考
				測量設計	工事請負費	
北郷	塩見谷・土々呂内線	250 m ²	2,000		2,000	舗装補修
北郷	清水谷線	250 m ²	2,000		2,000	舗装補修
南郷	宇目・須木線	250 m ²	2,000		2,000	舗装補修
合計	3 路線	750 m ²	6,000		6,000	

担当課	建設課	小事業名	治山対策事業費		予算書
会 計	一般会計	事業名	治山対策事業費		ページ
予算	款	5 農林水産業費	事業費(千円)	26	
	項	2 林業費		左の財源内訳	
	目	5 治山事業費		県支出金	県単治山事業補助金
要求区分	新規要求	21,500			
事業区分	継続事業				
			一般財源		7,434
法令・条例等	森林法				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
・事業実施により、町民の生命、財産の保全を目的として、山腹崩壊・土砂災害を防止し、地域住民の安全を確保する。					
事業の概要（積算根拠等）					
1. 県単治山事業					
県単治山測量設計委託料			3,800 千円		
県単治山事業工事請負費			17,700 千円		
単位 : 千円					
区名	地区名	事業費	事業費内訳		備 考
			測量設計	工事請負費	
西郷	山瀬地区	8,800	1,800	7,000	流路工
北郷	椿原地区	12,700	2,000	10,700	流路工
合計	2 地区	21,500	3,800	17,700	

担当課	建設課	小事業名	土木施設管理費		予算書
会 計	一般会計	事業名	土木施設管理事業		ページ
予算	款	7 土木費	事業費(千円)	30	
	項	1 土木管理費		左の財源内訳	
	目	1 土木総務費			
要求区分	現計予算の増減	193			
事業区分	継続事業				
			一般財源		193
法令・条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
施設利用者の安全性の確保を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
道の泉 北郷 キオビエダシヤク食害によるイヌマキ枯木伐採					
12. 委託料					
支障木伐採委託料			193 千円		

担当課	建設課	小事業名	公園施設管理費		予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	公園施設管理費		
予算	款	7 土木費	事業費(千円)	30	
	項目	1 土木管理費		左の財源内訳	
	項目	2 公園管理費			
要求区分	新規要求	400			
事業区分	継続事業		一般財源		400
法令・ 条例等	美郷町公の施設管理条例				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
施設の景観の確保及び施設利用者の安全性の確保を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
西郷 峰農村公園 キオビエダシャク食害によるイヌマキ枯木伐採 12. 委託料 植栽等管理委託料 400 千円					

担当課	建設課	小事業名	町道改築改修費（道路維持費）	予算書
会計	一般会計	事業名	町道改築改修費（道路維持費）	ページ
予算	7 土木費	事業費(千円)	左の財源内訳	31
款	2 道路橋梁費			
項目	1 道路維持費			
要求区分	新規要求	54,450		
事業区分	継続事業			
		一般財源		54,450
法令・条例等	道路法			

事業の目的・意図・効果・補正理由

・安全で円滑な通行を確保するため、町道施設の老朽化や災害等に起因する付属施設の維持補修を計画的に実施し、併せて維持管理費の節減に資する。
 ・町道の舗装補修、排水施設の改修や安全施設の整備を実施する。

事業の概要（積算根拠等）

(1) 町単道路改築改修測量設計委託料

迫内・中学校線他4路線測量設計委託料

2,600 千円

(2) 道路舗装補修工事

町道維持補修測量設計委託料

800 千円

町道舗装補修工事請負費

23,350 千円

単位：千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		備考
				測量設計	工事請負費	
	門田・白水滝線	400m2	3,500		3,500	舗装補修
	神門・折立又江線	100m2	1,700	0	1,700	〃
	平城・銀鏡線	150m2	1,600	0	1,600	〃
	天神田・又江線	200m2	1,900	0	1,900	〃
	槇の越・小又線	100m2	900	0	900	〃
	日平・赤木線	60m	300	0	300	アスカーブ
	山瀬橋・長崎線	200m2	1,800	0	1,800	舗装補修
	下尾の平・尾の平線	100m2	1,700	0	1,700	〃
	添石・古伏木線	100m2	900	0	900	〃
	下の谷・中八重線	100m2	2,300	0	2,300	〃
	小八重・清水岳線	100m2	2,800	0	2,800	〃
	下尾佐渡・中八重線	50m	250	0	250	アスカーブ
	荒平・大久保線	80m	400	0	400	〃
	平山・木工団地線	50m2	1,000	0	1,000	舗装補修
	御堂原線	55m	400	0	400	アスカーブ
	椎野・中小屋線	140m2	1,900	0	1,900	舗装補修・アスカーブ
合計	16 路線		23,350	0	23,350	

(3 道路排水施設改修工事

町道排水施設改修工事請負費

7,700 千円

単位：千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		備 考
				測量設計	工事請負費	
	飛山・寺の迫線	120 m	500		500	側溝埋設
	坪谷吐・大斗線	10 m	1,700		1,700	横断工
	西野園・旭線	40 m	1,300		1,300	蓋設置
	入下・本村下の原線	14 m	2,000		2,000	流末
	入下・長野線	100 m	2,200		2,200	蓋設置
合計	5 路線	284 m	7,700	0	7,700	

(4 道路安全施設整備工事

町道安全施設整備工事請負費

20,000 千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		備 考
				測量設計	工事請負費	
	瀬崖石・安蔵線	10 m	1,600	0	1,600	ガードレール
	小村・市谷線	20 m	3,000	0	3,000	〃
	吾味・下仮屋線（吾渡大橋）	16 m	4,400	0	4,400	高欄補修
	佐礼谷・清水谷線	50 m	1,700	0	1,700	ガードレール
	花水流・下八峡線	100 m	3,400	0	3,400	〃
	下角・秋元線	60 m	2,000	0	2,000	〃
	下角・秋元線	2000 m	1,500	0	1,500	区画線
	小黒木・山口原線	2000 m	2,400	0	2,400	〃
合計	8 路線	4256 m	20,000	0	20,000	

担当課		建設課		小事業名	過疎対策事業費（道路新設改良費）			予算書
会 計		一般会計		事業名	過疎対策事業費（道路新設改良費）			ページ
予算	款	7	土木費					31
	項	2	道路橋梁費	事業費(千円)	左の財源内訳			
	目	2	道路新設改良費			国庫支出金	電源立地地域対策交付金	13,500
要求区分		新規要求		77,800	地方債	町道整備事業債	56,200	
事業区分		継続事業						
					一般財源		8,100	
法令・ 条例等		道路法						
		電源立地地域対策交付金要綱						

事業の目的・意図・効果・補正理由

地域住民の快適な生活環境の改善を図るため、安全で円滑な通行の確保、また、台風、大雨などの異常気象による避難経路としても重要な役割を担っており、道路整備を行うことにより、災害時の孤立化を防止する。

事業の概要（積算根拠等）

○町単独事業（過疎対策事業）

1 2. 委託料 測量設計委託料(登記委託含む) 3,600 千円

1 4. 工事請負費 過疎対策事業工事費 71,700 千円

1 6. 公有財産購入費 用地取得費 500 千円

2 1. 補償補填及び賠償金 立木補償費 2,000 千円

単位：千円

区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳					町費	内起債	新規継続
				測量設計	登記委託	工事請負	用地買収	移転補償			
南郷	平城・銀鏡線	80m	20,400	200		20,200		0	20,400	19,600	継続
南郷	又江の原・市の瀬線	80m	21,850	200	800	20,200	400	250	21,850	19,600	継続
北郷	西野々・汐線	62m	6,200	100	0	6,100	0	0	6,200	5,800	継続
北郷	米花・竹平線	360m	25,300	100	0	25,200	0	0	11,800	11,200	継続
北郷	小原・吉野宮線	一式	3,300	2,000	200	0	100	1,000	3,300	0	継続
北郷	和田・花水流線	一式	750	0	0	0	0	750	750	0	継続
計	6 路線		77,800	2,600	1,000	71,700	500	2,000	64,300	56,200	

※米花・竹平線については、電源立地地域対策交付金を活用 国庫支出金 13,500千円

担当課	建設課	小事業名	防災・安全交付金事業（通学路対策）町道				予算書																																									
会 計	一般会計	事業名	防災・安全交付金事業（通学路対策）				ページ																																									
予 算	款 7 土木費	事業費(千円)	左の財源内訳				31																																									
	項 2 道路橋梁費																																															
目 2 道路新設改良費																																																
要求区分	新規要求	500																																														
事業区分	継続事業																																															
			一般財源			500																																										
法令・ 条例等	社会資本整備総合交付金交付要綱																																															
事業の目的・意図・効果・補正理由																																																
美郷町通学路交通安全プログラムに記載された路線において、通学路安全点検を行った結果、一部区間の幅員が狭く、歩行、自転車による通学の際には自動車との離合が困難な箇所や接触等による事故等も想定されるため、安全に通学・通勤ができる道路整備が急務となっていることから、実現するための事業展開を図る																																																
事業の概要（積算根拠等）																																																
○防災・安全交付金事業（通学路対策） 15. 用地取得費（道路用地） 100 千円 19. 補償補填費及（支障木補償費・電柱補償費） 400 千円 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区名</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">事業量</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="4">事業費内訳</th><th rowspan="2">補助 64.35%</th><th colspan="2">町費</th><th rowspan="2">新規 継続</th></tr> <tr> <th>測量設計</th><th>工事請負</th><th>用地買収</th><th>移転補償</th><th>内起債</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西郷</td><td>迫内南風谷線(2工区)</td><td>100m</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td><td>100</td><td>400</td><td>0</td><td>400</td><td>0</td><td>継続</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1 路線</td><td>100m</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td><td>100</td><td>400</td><td>0</td><td>400</td><td>0</td><td></td></tr> </tbody> </table>							区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳				補助 64.35%	町費		新規 継続	測量設計	工事請負	用地買収	移転補償	内起債		西郷	迫内南風谷線(2工区)	100m	500	0	0	100	400	0	400	0	継続	計	1 路線	100m	500	0	0	100	400	0	400	0	
区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳							補助 64.35%	町費		新規 継続																																		
				測量設計	工事請負	用地買収	移転補償	内起債																																								
西郷	迫内南風谷線(2工区)	100m	500	0	0	100	400	0	400	0	継続																																					
計	1 路線	100m	500	0	0	100	400	0	400	0																																						

担当課	建設課	小事業名	公営住宅維持管理費				予算書																			
会 計	一般会計	事業名	公営住宅維持管理費				ページ																			
予 算	款 7 土木費	事業費(千円)	左の財源内訳				32																			
	項 3 住宅費																									
目 1 公営住宅管理費																										
要求区分	現計予算の増減	1,610																								
事業区分	継続事業																									
			一般財源			1,610																				
法令・ 条例等	公営住宅法 美郷町町営住宅条例																									
事業の目的・意図・効果・補正理由																										
町営住宅の適正な維持管理により、入居者の安全・安心な住環境の確保を図る。																										
事業の概要（積算根拠等）																										
12. 委託料 1,610 千円 清掃業務委託料 300 千円 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th><th>住宅名</th><th>事業費内訳</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北郷</td><td>汐單身者住宅</td><td>150千円×2箇所</td><td>300</td></tr> </tbody> </table> 植栽等管理委託料 1,310 千円 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th><th>住宅名</th><th>事業費内訳</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北郷</td><td>片平団地</td><td>一式</td><td>240</td></tr> <tr> <td>西郷</td><td>寺の迫住宅</td><td>一式</td><td>1,070</td></tr> </tbody> </table>							区名	住宅名	事業費内訳	金額	北郷	汐單身者住宅	150千円×2箇所	300	区名	住宅名	事業費内訳	金額	北郷	片平団地	一式	240	西郷	寺の迫住宅	一式	1,070
区名	住宅名	事業費内訳	金額																							
北郷	汐單身者住宅	150千円×2箇所	300																							
区名	住宅名	事業費内訳	金額																							
北郷	片平団地	一式	240																							
西郷	寺の迫住宅	一式	1,070																							

担当課		建設課		小事業名		公営住宅改築改修費		予算書	
会 計		一般会計		事業名		公営住宅改築改修費		ページ	
予 算	款	7	土木費	事業費(千円)	左の財源内訳				32
	項	3	住宅費						
	目	1	公営住宅管理費						
要求区分		現計予算の増減			1,620				
事業区分		継続事業							
						一般財源			1,620
法令・ 条例等		公営住宅法							
		美郷町営住宅条例							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
公営住宅の老朽化等による住宅の改修・改築を実施し、入居者の住環境の整備を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
14. 工事請負費									
1,620 千円									
単位：千円									
区名		住宅名		事業内訳		金額			
北郷		長堀住宅		室内修繕工事		600			
南郷		渡川本村住宅		排水改修工事		370			
西郷		下古川移住定住促進住宅		天井改修工事		650			

担当課		建設課	小事業名		急傾斜地崩壊対策費		予算書
会 計		一般会計	事業名		急傾斜地崩壊対策事業		ページ
予 算	款	7 土木費	事業費(千円)	左の財源内訳			33
	項	4 河川費					
	目	1 河川砂防費					
要求区分		現計予算の増減					4, 070
事業区分		継続事業					
				一般財源			4, 070
法令・ 条例等		美郷町堆積土砂等除去事業実施要項					
		美郷町堆積土砂等除去事業分担金徴収規則					
		美郷町災害関連急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱					
事業の目的・意図・効果・補正理由							
国及び県単独補助事業制度の対象とならない急傾斜地崩壊・土砂災害を防止し、住民の住環境の安全を確保する。							
事業の概要（積算根拠等）							
○町単堆積土砂等除去委託事業							
12. 委託料		300 千円					
		単位：千円					
		区名	事業個所	事業費	分担金(30%)	町負担金	
		西郷	田代峰	300	90	210	上限
○町単急傾斜地対策工事費							
14. 工事請負費		330 千円					
花水流地区土砂災害危険区域図看板移設工事費							
○町単災害関連急傾斜地崩壊対策事業費補助金							
18. 負担金補助及び交付金		3, 440 千円					
		単位：千円					
		区名	事業個所	事業費	補助率	補助金	備考
		西郷	田代峰	2, 000	92%	1, 840	家屋先
		西郷	立石	2, 000	80%	1, 600	家屋裏

担当課	建設課	小事業名	林業施設災害復旧事業（補助）		予算書
会 計	一般会計	事業名	林業施設災害復旧事業（補助）		ページ
予 算	10 災害復旧費	事業費(千円)	左の財源内訳		39
款 項	1 農林水産業施設災害復旧費	103,328	県支出金	過年発生林道施設災害復旧事業補助金	102,058
目 的	2 林業施設災害復旧費		地方債	過年発生林業施設災害復旧債	1,000
要求区分	現計予算の増減				
事業区分	継続事業		一般財源		270
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
林道の早期復旧に努め、生活道および森林整備に伴う交通の安全を確保する。					
事業の概要（積算根拠等）					
14. 工事請負費 過年発生林道施設災害復旧費 103,328 千円					
単位：千円					
区 分		事業費	補助金	町費	内起債
令和5年度発生		37,000	36,593	407	300
令和6年度発生		66,328	65,465	863	700
合 計		103,328	102,058	1,270	1,000

担当課	政策推進室	小事業名	移住・定住対策事業費		予算書
会 計	一般会計	事業名	移住・定住対策事業費		ページ
予 算	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳		16
款 項	1 総務管理費	263			
目 的	4 企画費				
要求区分	新規要求				
事業区分	継続事業		一般財源		263
法令・ 条例等	第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
深刻な人口減少に歯止めをかけ、定住者の確保をすることが目的。県外の移住相談会への出展による直接的なPRと関係構築をおこない、実際の移住・定住者との関係構築を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
細 節		予算額	説明		
普通旅費		243	普通旅費（東京移住相談会含む）		
消耗品費		10	移住相談会時の相談者プレゼント代		
通信運搬費		10	移住相談会パンフレット送料		
計		263			

担当課		政策推進室		小事業名		総合戦略推進事業（まち・ひと・しごと創生）		予算書	
会 計		一般会計		事業名		連携WG視察事業		ページ	
予算	款	2	総務費	事業費(千円)	左の財源内訳				16
	項	1	総務管理費						
	目	4	企画費						
要求区分		新規要求							1,601
事業区分		継続事業							
				一般財源			1,601		
法令・ 条例等		第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
総合戦略の施策を定着させ、持続可能な地域を作ることとする。専門家の伴走支援や先進地視察を通じ、連携WGプロジェクトのノウハウを獲得し、総合戦略の達成を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									

担当課		政策推進室		小事業名		総合戦略推進事業（まち・ひと・しごと創生）		予算書					
会 計		一般会計		事業名		総合戦略連携プロジェクト推進支援		ページ					
予 算	款	2	総務費	事業費(千円)		左の財源内訳		16					
	項	1	総務管理費										
	目	4	企画費										
要求区分		新規要求						8,800					
事業区分		継続事業											
						一般財源		8,800					
法令・ 条例等		第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略											
事業の目的・意図・効果・補正理由													
総合戦略の施策を定着させ、持続可能な地域を作ることとする。専門家の伴走支援を通じ、町民主体の活動と連携WGプロジェクトのノウハウを獲得し、自立的なプロジェクトの自走と総合戦略の重点的な取組みの進捗を進め、総合戦略の達成を図る。													
事業の概要（積算根拠等）													
第3期総合戦略（R 7～R 1 1）を戦略のビジョンと5つの方向性に基づき実践する。													
○ビジョン 町で楽しく すごしたいよね「みさと わくわく プロジェクト」													
○方 向 性													
①会えるきっかけと場所がある町、②学び合い楽しみを分け合える町													
③子供たちが毎日楽しい町、④支え合いが広がる町、⑤美郷ならではの味わえる町													
○事業内容													
1）役場主体：連携WGの企画準備、運営、アドバイス支援													
2）住民主体：みさとわくわくワークの定例会の企画準備、実施支援													
3）住民主体：2）プロジェクトの社会実験の企画、実施支援													
○事業費 委託料 8,800千円（総合戦略連携プロジェクト推進支援業務）													
○特定財源 （国）特別交付税/地域力創造アドバイザー招へい													
・招へいに必要な経費 1市町村あたり610万円を上限													

担当課		政策推進室		小事業名		総合戦略策定事業（まち・ひと・しごと創生）		予算書	
会計		一般会計		事業名		地域コミュニティスペース整備支援委託料		ページ	
予算	款	2	総務費	事業費(千円)	左の財源内訳				16
	項	1	総務管理費						
	目	4	企画費						
要求区分		新規要求			1,820	国庫支出金	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	1,820	
事業区分		継続事業							
				一般財源			0		
法令・条例等		美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
当事業は社会福祉協議会所有の役場前の空き家を改修するもの。 第3期総合戦略の5つの方向性のひとつ「子供たちが毎日楽しい町」において、子どもたちとともに幅広い世代が集まれる場をつくりたいという意見が出され、また以前から、社会福祉協議会と町民生活課が同様の目的でコミュニティスペースを整備することを検討していた。その整備予定地である役場前の空き家を、当該改修事業を関係人口創出のきっかけとすることを目的に、大学生を中心に町内外の方々を巻き込みながら、令和9年度の改修工事に向けた利活用調査を行う。									
事業の概要（積算根拠等）									
○予算額 1,820千円									
単位：千円									
事業区分		予算額		事業内容					
地域コミュニティ活性化委託費		1,820		地域住民、関係人口を巻き込みながら空き家改修の一部で社会実験を重ねる等の工夫により、関係人口を創出し、地域コミュニティを活性化させていくことを委託する。					
計		1,820							

担当課		政策推進室		小事業名		みさとしごと発信事業		予算書	
会計		一般会計		事業名		みさとしごと発信事業		ページ	
予算	款	2	総務費	事業費(千円)	左の財源内訳				
	項目	1	総務管理費		寄附金	企業版ふるさと納税	2,000		
	目	4	企画費						
要求区分		新規要求			5,030				
事業区分		新規事業			一般財源		3,030		
法令・条例等		第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
本事業は、美郷町内の事業者の仕事や働く魅力を可視化し、町内外の求職者に対して「美郷町で働く」という選択肢を分かりやすく届けることを目的とする。単なる求人情報の掲載にとどまらず、仕事内容、職場の雰囲気、働く人の声、地域で暮らしながら働くイメージまで丁寧に伝えることで、応募機会の創出と採用力の向上を図る。									
事業の概要（積算根拠等）									
○地域特化型求人サイト運営委託料：5,030千円									
本業務は、美郷町内の企業の仕事や働く魅力を可視化し、求職者との接点を増やすための地域特化型求人サイト運営業務である。実施にあたっては、町内企業への初回説明や訪問アポイント取得は役場が担い、受託事業者は役場と同行のうえで取材・撮影・記事作成・サイト運営・広報を行う。すなわち、行政の信頼性を活かした入口づくりと、民間の専門性を活かした実務運営を組み合わせることで、地域に配慮しながら実効性のある採用支援を行うものである。									

担当課	政策推進室	小事業名	地区別定住戦略実践事業		予算書
会 計	一般会計	事業名	地区別定住戦略実践事業		ページ
款	2 総務費				16
予算	項	1 総務管理費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	目	4 企画費	14,057	国庫支出金	地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業補助金
要求区分	新規要求	寄附金		企業版ふるさと納税	3,800
事業区分	継続事業				
		一般財源			807
法令・ 条例等	まち・ひと・しごと創生法（内閣官房）				
	第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
美郷町の人口減少と集落機能の維持という課題に対し、住民が主役となり地域の未来を創る「第2期ちくせん」を推進する。本事業は「安心づくり」「地域づくり」「人づくり」を3本柱に据え、活動を実施する。14地区の意欲的な取組を支援し、行政と住民の共創による定住促進と課題解決の成果を可視化する。補助金を通じて、住民の自分事化と主体的な参画を推進し、自立した地域体質を育むことを目的とする。					
事業の概要（積算根拠等）					
○職員研修旅費：25千円 ○ちくせん事業用事務消耗品費：32千円 ○各地区実践事業補助：14,000千円（1地区の事業費：上限1,000千円） ・補助金：1,000,000円×14地区＝14,000,000円 ☆対象事業の方向性（3本柱） ①安心づくり・・・集落機能の支援や、高齢者・子供の見守り、子育て支援 防災活動など安心して暮らせる地域づくりに関する取組。 ②地域づくり・・・長期的な視点での地域づくりに向けて、地域課題の把握 や地域資源の掘り起こし・活用など地域振興への取組。 ③人づくり・・・ともに地域をつくり、地域を次代につなぐ担い手を育成 する取組。					

担当課	政策推進室	小事業名	美郷の自慢づくり推進事業		予算書
会 計	一般会計	事業名	美郷の自慢づくり推進事業		ページ
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)			23
項 目	1 農業費		左の財源内訳		
	3 農業振興費				
要求区分	新規要求	8,960			
事業区分	継続事業				
法令・ 条例等	美郷町 6 次産業化新商品等開発及び販路拡大支援事業補助金交付要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
地域内で連携して 6 次産業化に取り組むことで、地域資源の新たな価値創造により、農林産物の価格の向上及び安定とブランド化を推進し、地域経済の活性化を図る。					
事業の概要（積算根拠等）					
事業者が商品を売込む手法や販路拡大の方法を体得することを目的とし、町内事業者の売上向上を図る。また美郷町の 6 次産業の在り方について検討を実施する。 ○「商品を育てる」セミナーの開催 町内事業者を対象としたセミナーを行い、規格書等の営業ツールの作成方法や各事業者の強みや弱みの整理を行い、販路拡大に向けた研修を行う。 ○新商品等開発及び販路拡大支援事業 新商品等の開発や販路拡大の為、東京都で開催される展示会への出展支援を行う。 また、セミナーと連動した専門家の伴走支援を行い、売れる商品づくりや販路拡大を推進する。 ○特産品 P R 宣伝広告費 ふるさと納税ポータルサイトを活用して町内産品の P R を行い、知名度向上による事業者売り上げの向上を図る。 ○県内物産イベントの開催 県内で販促イベントを開催し、事業者や商品の P R を行い、美郷町産特産品の周知と顧客の獲得を図る。 ○ 6 次産業化推進に向けた検討 大消費地から距離のある美郷町において 6 次産業化推進は農業振興に必要な手法である。 今後どのように進めていくべきか、先進地視察等を行いながら検討を進める。					
項目		予算額	説明		
旅費		533 千円			
普通旅費		417 千円	6 次産業化推進検討に係る旅費		
		116 千円	展示会出展に係る旅費		
需用費		23 千円			
消耗品費		10 千円	物産イベント開催に係る消耗品費		
燃料費		13 千円	6 次産業化推進検討（先進地視察等）に係る燃料費		
役務費		3,399 千円			
広告料		3,300 千円	ふるさと納税ポータルサイトを活用した特産品の広告費		
視察手数料		99 千円	視察手数料 ③33,000円×3カ所=99,000円		
委託料		3,300 千円			
商品開発支援事業業務委託料		3,300 千円	セミナー開催、商品開発等伴走支援委託料		
使用料及び賃借料		40 千円			
レンタカー借上料		40 千円	6 次産業化推進に係るレンタカー借上料		
負担金補助及び交付金		1,665 千円			
商品開発・販路拡大支援事業補助金		1,665 千円	事業費500,000円×補助率2/3×5件=1,665,000円		
計		8,960 千円			

担当課	南郷地域課	小事業名	西の正倉院・百済の館管理運営費		予算書 ページ 29
会計	一般会計	事業名	西の正倉院パンフレット増刷業務		
予算	款	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	2 観光費			
		1 観光振興費	20		
要求区分	新規要求				
事業区分	新規事業				
				一般財源	20
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
昨年度刷新した「西の正倉院パンフレット」が好評につき不足するため増刷するもの。百済の里観光ボランティアの会は、会員の高齢化や後継者不足により、令和8年4月時点で1名で活動しているが、その方もまたご高齢であり入院されている状況で、当施設の案内が満足でないため、本パンフレットを観光ボランティアに代わるものとして配布している。 ※令和8年4月時点の残冊数（役場保管）：30部（R7:500部作製）					
事業の概要（積算根拠等）					
 【印刷製本費】 500部×40円＝20,000円（税込）					

担当課		南郷地域課	小事業名	西の正倉院・百済の館管理運営費		予算書 ページ	
会計		一般会計	事業名	西の正倉院・百済の館再整備構想			
予算	款	6 商工費		事業費(千円)	左の財源内訳		29
	項目	2 観光費					
		1 観光振興費					
要求区分	新規要求		700				
事業区分	新規事業						
				一般財源			700
法令・ 条例等	美郷町第2次総合計画_後期基本計画（令和4年度～令和8年度）						
	美郷町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）						

事業の目的・意図・効果・補正理由

百済の里づくりの中核施設である「西の正倉院」を中心とした施設群の老朽化対策と、そこに展示される文化財等の恒久的な保護を目的とし、併せて施設等の魅力向上を図ることで、来館客数の増加と国宝級の宝物を地域で護り受け継ぐシビックプライドの醸成を図り、地域振興及び経済活性化を目指す。

今年度は文化財保護施設としての在り方を検討・調査する費用を計上する。

事業の概要（積算根拠等）

●計画の主軸となる構想

現状の課題：文化的価値の消失と訴求力の低下

ハード面の劣化

「西の正倉院」及び関連施設が開館から30年を経過。建築物の経年劣化に加え、展示設備の老朽化が顕著。特に遊休化している「南郷茶屋」等の利用用が急務。




文化財の危機

神門神社所蔵の国指定の宝物「無頭三十三面観音」（指定文化財）及び「神門神社蔵書色紙百首集」（指定文化財）等の文化財の知見からの保護管理が乏し。文化財としての価値を失いつつある。




再興への戦略：3つの柱

1. 保護機能の強化

専門家による学術調査を行い、文化財保護施設としての適正な管理体制（学芸員派遣等）の再構築を検討します。
【令和8年度実施】

2. 周辺施設の再生

遊休施設をコミュニティの核へ、行政財産の区分変更と指定管理により、賑わい造成と効率運営を両立させます。
【令和8～9年度実施】

3. 価値の再定義

30周年記念シンポジウムを立案、開催。建設当時の情熱を次世代に継承し、町内外へ「百済の里」ブランドを再発信します。
【令和8～9年度実施】

学術調査と広域連携の推進

協力大学・学術権威者との連携

「百済の里づくり」を西の正倉院建築当時から知る大学教授に協力を仰ぎ、文化財保護及び観光社会学的知見から根本的な課題解決を図る。県内同様の施設でも課題感のある専門職（学芸員等）の派遣・配置を県や県文化芸術協会等と協議。

県内の文化財ネットワークの構築と保護施設（蔵）としての位置づけにより、近隣の観光客誘致、特に高千穂町を訪れる117万人(R7)をターゲットとした、マーケティング調査及び観光戦略を関係機関と連携し検討。

研究テーマ

「観光による地域活性化、食や農と観光の関係」

プロジェクト・ロードマップ



●費用積算※委託料はR8設計業務委託等技術者単価（国土交通省）より試算

節・細節	説明	金額（円）	備考
旅費	学識権威者との打ち合わせに係る職員旅費 県外出張（2泊3日） （航空費30,000円＋宿泊26,000円＋ 日当6,600円＋交通費6,000円）×1回×2人	137,200	
委託料	学識権威者との現地打ち合わせに係る旅費 ※町旅費規定に基づき積算 （航空費30,000円＋宿泊13,000円＋ 日当4,400円＋交通費4,000円）×2回×1人	102,800	
	文化財保護調査委託料 保護機能の強化に係る指導・提案 （主任技師64,800円×1名）×4回	259,200	
	経済社会学調査委託料 周辺施設の再生に係る指導・提案 （主任技師64,800円×1名）×4回	259,200	
合計		758,400	

担当課	南郷地域課	小事業名	南郷地区観光施設管理運営費	予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	コテージ山霧母屋樋修繕	29	
予 算	款 6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 2 観光費				
目 1 観光振興費					
要求区分	新規要求	252			
事業区分	新規事業				
			一般財源		252
法令・ 条例等	美郷町第2次総合計画_後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
	美郷町山草森林交流施設の管理運営に関する協定書				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
コテージ山霧の母屋と各部屋を連結する屋根の軒に箱樋を設置し利用者の利便性の向上を図るもの。 軒樋がないためにデッキ部の腐食が著しく、年次的な修繕が必要となり費用が嵩むほか、利用者の安全性を考慮し、協定書に別記2【リスク管理及び責任分担表】の町の発意により行う施設の改良として実施する。					
事業の概要（積算根拠等）					
 【数 量】 左写真の赤点線部に箱樋を設置 一式 251,400円					

担当課	南郷地域課	小事業名	南郷地区観光施設管理運営費	予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	恋人の丘枯損木伐採業務	29	
予 算	款 6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 2 観光費				
目 1 観光振興費					
要求区分	新規要求	454			
事業区分	新規事業				
			一般財源		454
法令・ 条例等	美郷町第2次総合計画_後期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
恋人の丘にある松が枯れて倒木の恐れがあるため伐採の委託を行うもの。 恋人の丘のシンボルである百花亭横の松1本及び県道沿いにある松2本が対象。 台風時期に倒木があると施設を破損する恐れがあるほか、県道を塞ぐ恐れがあるため、早急に対応したい。					
事業の概要（積算根拠等）					
  【数 量】 左写真の赤点線部の松木3本の伐採 伐採後は桜木を補植予定 【修繕費】 453,200円					

担当課	北郷地域課	小事業名	北郷庁舎維持改修費		予算書 ページ															
会 計	一般会計	事業名	「夢であい館」女子トイレ改修		15															
予 算	款 2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳																	
	項 1 総務費管理費																			
	目 2 財産管理費	320																		
要求区分	新規要求																			
事業区分	新規事業																			
			一般財源		320															
法令・ 条例等																				
事業の目的・意図・効果・補正理由																				
夢であい館の女子トイレは、和式1基と個室の配置が窮屈な洋式1基であり、近くの広場でスポーツを楽しむ高齢者や葬儀の際の利用者から改善を求める声が上がっている。その改善策として、利用者が個室において安全・快適に動作ができるスペースを確保するための改修（和式便器の撤去及び洋式トイレブースの拡張）を行う。																				
事業の概要（積算根拠等）																				
○「夢であい館」女子トイレ改修 <table border="0"> <tr> <td>・既設器具（和式）解体撤去処分</td> <td>一式</td> <td>75,000 円</td> </tr> <tr> <td>・トイレブース一部解体及び取付</td> <td>一式</td> <td>155,320 円</td> </tr> <tr> <td>・諸経費</td> <td>一式</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>・消費税</td> <td></td> <td>29,032 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>319,352 円</td> </tr> </table>						・既設器具（和式）解体撤去処分	一式	75,000 円	・トイレブース一部解体及び取付	一式	155,320 円	・諸経費	一式	60,000 円	・消費税		29,032 円			319,352 円
・既設器具（和式）解体撤去処分	一式	75,000 円																		
・トイレブース一部解体及び取付	一式	155,320 円																		
・諸経費	一式	60,000 円																		
・消費税		29,032 円																		
		319,352 円																		

担当課	北郷地域課	小事業名	その他財産管理費（北郷地域課）		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	エンジンブロワ購入		15
予 算	款 2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 1 総務費管理費				
	目 2 財産管理費	41			
要求区分	新規要求				
事業区分	継続事業				
			一般財源		41
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
公共施設の敷地内や周囲の除草・清掃を担う作業班が使用するブロワ（令和3年度購入）が故障し、修繕も不可と判定され使用できない状態である。新たにブロワを購入し、除草や剪定後の作業、落葉除去など美観の維持・向上のために使用することで、作業を効率的に行えることに加え、利用者等に快適な環境を提供できる。					
事業の概要（積算根拠等）					
○ エンジンブロワ 1台 40,700 円 (スチール BG56)					

担当課	北郷地域課	小事業名	北郷地区観光施設管理運営費		予算書
会 計	一般会計	事業名	「板ヶ原オートキャンプ場」ガス給湯器		ページ
予 算	款 6 商工費	事業費(千円)	取替工事		29
	項 2 観光費		左の財源内訳		
要求区分	現計予算の増減	355			
事業区分	新規事業	355			
			一般財源		355
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
板ヶ原オートキャンプ場は平成11年から開設して27年目となる。施設内にはシャワー室が整備されているが、温水シャワー用のガス給湯器（耐用年数は10～15年）は当初から設置されているものであり、経年劣化で能力が下がっている状態である。設備を更新することによってエネルギー効率が高くなり、ガス代及び電気代の節約が図られるほか、利用者に快適な環境を提供できる。					
事業の概要（積算根拠等）					
○「板ヶ原オートキャンプ場」ガス給湯器取替工事 354,200 円 ・ガス給湯器（リモコン含む） 1台					
					

担当課	北郷地域課	小事業名	北郷地区観光施設管理運営費		予算書
会 計	一般会計	事業名	「スカイロジ銀河村」敷地内立木伐採		ページ
予 算	款 6 商工費	事業費(千円)	委託料		29
	項 2 観光費		左の財源内訳		
要求区分	現計予算の増減	235			
事業区分	新規事業	235			
			一般財源		235
法令・ 条例等					
事業の目的・意図・効果・補正理由					
スカイロジ銀河村の敷地内に植えられているスギやクヌギが大きくなり林齢も標準伐期齢を超え、過度な成長で倒木の危険性が高い状態にある。適切な伐採で敷地内を整備することによって、リスクが軽減されるとともに景観や風通しが良くなり集客に繋げられる。					
事業の概要（積算根拠等）					
○「スカイロジ銀河村」敷地内立木伐採委託料 234,872 円 ・材積 スギ外 70m³、クヌギ 3m³					
					

担当課		教育課	小事業名	義務教育学校管理費		予算書
会 計		一般会計	事業名	学校施設営繕工事		ページ
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳		36
	項	4 義務教育学校費				
	目	1 義務教育学校管理費				
要求区分		現計予算の増減				6,037
事業区分		継続事業		一般財源		6,037
法令・ 条例等		学校保健安全法				
		建築基準法				
事業の目的・意図・効果・補正理由						
児童生徒が安心して学習活動を継続でき、安全で快適な学習環境を維持する事を目的に予防的な修繕や適切な管理を行う。またこれにより建物等の劣化を防ぎ、更新時期を延ばしてライフサイクルコストを縮減することも出来る。併せて、防災拠点としての機能維持も図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
1. 西郷義務教育学校 校舎スラブ軒裏補修工事 3,488 千円 鉄筋コンクリート造りの屋根軒下が、屋根からの浸水により劣化している。一部についてはコンクリートの剥離・落下も起こっているため、児童生徒の安全の確保及び施設の保護、教育環境の向上の観点から補修工事をおこなう。						
2. 美郷南学園 グラウンド補修工事 2,549 千円 グラウンド構成層の目詰まり、砂の流出等による勾配の不備などから、グラウンドトラック部の雨水が排出されず、局所的に水溜りが出来る状態となっている。授業や部活等で日常的に使用する際支障が出ないよう、表面攪拌及び真砂土搬入による補修工事をおこなう。						
計 6,037 千円						

担当課		教育課	小事業名	公民館管理運営費		予算書	
会計		一般会計	事業名	公民館施設修繕		ページ	
予算	款	9				教育費	38
	項目	6				社会教育費	左の財源内訳
	目	2	公民館費				
要求区分		現計予算の増減		217			
事業区分		新規事業					
					一般財源	217	
法令・ 条例等							
事業の目的・意図・効果・補正理由							
西郷ニューホープセンターは公立公民館とし生涯学習の拠点であり、農産加工処理施設・図書館も併設しており多くの住民が利用している。その施設の安全管理の為、各箇所の修繕を行う。							
事業の概要（積算根拠等）							
修繕費（施設管理）							
○農産物加工処理施設 圧力煮釜パッキン交換 28,600 円							
・保守点検の折に指摘のあった箇所の修繕、蒸気漏れの可能性あり。							
○旧老人福祉館側溝グレーチング設置 158,400 円							
9,900円×16枚（16m）							
・旧老人福祉館南側の部屋は倉庫として使用しており、出入口となる窓の脇には							
蓋無しの側溝があるので安全対策の為設置する。							
○西郷ニューホープセンター玄関横縁石修繕 29,150 円							
・玄関横の縁石が壊れており安全確保のため補修を行う							
計 216,150 円							

担当課	教育課	小事業名	公民館整備改修費		予算書 ページ 38	
会 計	一般会計	事業名	ニューホープセンター改修工事請負費			
予 算	款 9	教育費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 6	社会教育費				
	目 2	公民館費				
要求区分	新規要求		1,592			
事業区分	新規事業					
				一般財源		1,592
法令・ 条例等						
事業の目的・意図・効果・補正理由						
西郷ニューホープセンターは公立公民館として生涯学習の拠点であり、会議室・図書館等は多くの住民が利用している。その施設の安全管理と使用環境を守る為、フェンスと網戸設置の工事を行う。						
事業の概要（積算根拠等）						
ニューホープセンター改修工事請負費						
○ニューホープセンター大集会室前駐車場フェンス改修工事請負費 973,500 円 ・大集会室から玄関にかけてのグラウンド側にフェンスが設置されているが、縦部分に破損がみられ、小中学生を含めた利用者の安全対策の為修繕を行う。 ○ニューホープセンター網戸（事務所・図書館廻り）取付工事 617,672 円 ・ニューホープセンター事務所・図書館廻りには網戸がまったく無く、虫等の侵入等があり窓を自由に開けられない為設置を要する。 計 1,591,172 円						

担当課	教育課	小事業名	伝統芸能行事の発掘保存継承		予算書 ページ 38	
会 計	一般会計	事業名	美郷町内伝統芸能保存事業			
予 算	款 9	教育費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項 6	社会教育費				
	目 3	文化財保護費				
要求区分	現計予算の増減		1,000			
事業区分	継続事業					
				一般財源		1,000
法令・ 条例等	文化芸術振興基本法					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
本町の伝統芸能を担う伝承者の高齢化や後継者不足が進む中、高度な技法や所作を正確かつ後世に伝えるため令和5年度から映像化事業を実施している。完成した映像は、保存会内での技術指導や練習用教材として活用し、地域文化の永続的な継承を図ることを目的とする。						
事業の概要（積算根拠等）						
本町の伝統芸能である、盆踊り・臼太鼓・神楽等は時代の流れやその土地の文化を次世代へ伝えるための重要な地域資源である。 その資源である町内各地区の伝統芸能を調査、取材、撮影し映像化する。 映像化に伴う、撮影・DVD制作委託料として ¥500,000円 × 2団体 計¥1,000,000円 【令和5年度映像化】 渡川盆踊り 【令和6年度映像化】 市木臼太鼓踊り 【令和7年度映像化】 上野原臼太鼓・渡川浦安の舞 文化財保護調査委員会による調査で保存団体を選定する。						

担当課		教育課	小事業名	文化財一般経費		予算書
会 計		一般会計	事業名	指定文化財・施設等修繕費		ページ
予算	款	9 教育費				38
	項	6 社会教育費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	目	3 文化財保護費				
要求区分	現計予算の増減					916
事業区分	継続事業					
		一般財源	916			
法令・ 条例等		地方自治法				
		気候変動適応法				
事業の目的・意図・効果・補正理由						
地域の伝統文化（祭り等）を継承する活動拠点であり、地域住民の生涯学習やコミュニティ形成のための公共施設である。しかし、経年による老朽化および利用者の高齢化が進んでいる。施設の長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた改修を行うことで、伝統文化の継承環境を整備し、地域の活力維持と多世代交流の促進を目的とする。						
事業の概要（積算根拠等）						
西郷伝習館空調機器設置 374,000 円 現在、館内には空調設備が設置されておらず、夏季のイベント開催時には扇風機のみで対応している。近年の猛暑により室内温度が著しく上昇するため、熱中症のリスクを回避し、あやゆる世代が安全・快適に施設を利用できるよう環境を整備する。						
西郷伝習館手摺取付・スロープ設置 541,200 円 施設利用者における高齢者の割合が増加している。これに合わせ、車椅子や歩行器、杖を利用する来館者が増えている。施設内の段差解消や手摺の設置を行うことで、円滑に施設を利用できる環境を整備する。						

担当課		教育課		小事業名		スポーツ振興		予算書	
会 計		一般会計		事業名		スポーツ振興補助金		ページ	
予算	款	9	教育費	事業費(千円)	左の財源内訳				38
	項	6	社会教育費						
	目	5	保健体育総務費						
要求区分		現計予算の増減			2,500				
事業区分		継続事業							
				一般財源				2,500	
法令・ 条例等		美郷町社会教育関係団体補助金交付要綱							
事業の目的・意図・効果・補正理由									
スポーツを通じた健康増進と世代間交流を促進し、町民がスポーツに親しむ機会を提供することで、一体感醸成とスポーツ振興を図ることを目的に補助金を交付する。									
事業の概要（積算根拠等）									
1. ロードレースin百済の里補助金 2,050,000円 「第29回ロードレースin百済の里」実施運営に係る費用（計測委託、会場設営費等）									
2. 市町村対抗駅伝競走大会補助金 450,000円 1月11日（月）開催予定の市町村対抗駅伝競走大会に係る費用。 一部公道を使用するコースへの変更が見込まれるため、選手の安全管理への配慮および物価高騰の影響による宿泊費等の増額を見込んで予算を計上する。									

担当課		教育課	小事業名	スポーツ振興		予算書 ページ
会計		一般会計	事業名	国スポ・障スポ実行委員会補助金等		38
予算	款	9 教育費		左の財源内訳		
	項目	6 社会教育費				
要求区分	目	5 体育施設費	事業費(千円)	県支出金	国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金	5,356
		現計予算の増減	15,000	県支出金	国スポ応援活動支援事業費補助金	150
一般財源					9,494	
事業区分	継続事業					
法令・ 条例等	スポーツ基本法					
	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会総会決定事項					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
令和9年2月19日に国スポリハーサル大会を控え、会場設営撤去や移送・運営等の実務経費に加え、青森大会視察による知見収集、及び啓発・おもてなし経費を必要とする。リハーサル大会を通じて運営体制を構築すると同時に、本大会に向けた万全な準備と機運醸成を図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
1 日本のひなた宮崎 国スポ リハーサル大会（美郷町開催） 概要 競技種目：バスケットボール（少年女子）、参加チーム数 6 チーム 大会名：全九州高等学校バスケットボール春季選手権 開催日：令和9年2月19日（金） 会場：北郷総合交流センター（他会場：日向市、都城市）						
2 計上予算						
(1) 美郷町実行委員会委員報酬 9名×6,200円×2回開催＝111,600円						
(2) 美郷町実行委員会出会費用弁償 9,000円×2回＝18,000円						
(3) 美郷町実行委員会補助金						
○標準経費						
・医師、看護師謝金 62,000円						
・競技役員、補助員日当 134,000円						
・競技役員、補助員識別用品 78,120円						
・競技運営物品 302,920円						
・看板類経費 469,040円						
・救護用品 64,360円						
・医師、看護師競技役員等弁当代 141,900円						
・郵便料・競技役員、補助員傷害保険料 43,729円 計 1,296,069円						
○特別経費						
・競技役員交通費、宿泊費 695,604円						
・競技用消耗品費 156,553円						
・競技用具借り上げ料 114,400円						
・車両借り上げ料 372,950円						
・競技運営用物品借上料 机・椅子 773,124円						
テント・仮設トイレ 2,077,790円						
・仮設費 886,991円						
・委託費 競技運営 2,981,000円						
バスケットゴール輸送設置 1,980,000円						
・組合せ表示板制作費 128,700円 計10,167,112円						
○おもてなし補助金						
・補助金（ふるまい、応援メッセージ等 150,000円 計 150,000円						
○町単独分						
・食糧費（その他職員分弁当代） 37,800円						
・旅費（職員分視察等旅費） 1,236,280円						
・消耗品費（大会ハバルティ、広報グッズ等） 522,500円						
・委託料（本大会運搬計画調査） 500,000円						
・燃料費（シャトルバス燃料費） 10,000円						
・予備費（資材高騰対策） 1,080,239円 計 3,386,819円						
合計 15,000,000円						

担当課	教育課	小事業名	社会体育施設管理費		予算書 ページ 38	
会計	一般会計	事業名	国スポ・障スポ施設管理費			
予算	款	9 教育費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項目	6 社会教育費		県支出金	市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金	3,229
	5 体育施設費					
要求区分	現計予算の増減		6,459			
事業区分	継続事業					
				一般財源	3,230	
法令・ 条例等	地方自治法					
	スポーツ基本法					
事業の目的・意図・効果・補正理由						
令和9年2月に国スポリハーサル大会、同年5月にデモスポ大会、同年10月に本大会を控え、会場である北郷総合交流センターの設備の充実を図る。また、国スポが終了して以降も、町民に愛される施設として、また町外からのスポーツ合宿招致を推進したいことから、以下の事業について予算計上したい。						
事業の概要（積算根拠等）						
1 北郷総合交流センター関係施設管理 (1) アリーナ床フローリング研磨工事 4,059,000円 (内容) ・既存コートラインテープ撤去 ・ポリッシャー研磨 ・バスケットコートライン引き ・全面ウレタン塗装 (2) 給湯器取替工事 1,545,500円 (3) 北郷総合交流センター周辺駐車場区画線整備工事 853,600円 合計 6,458,100円 県補助金 令和8年度市町村スポーツ施設等整備強化事業費補助金 補助率 1/2 補助額 3,227千円						

議案第 4 9 号

令和 8 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 1, 8 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 8 3, 2 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		117,630	11,804	129,434
	1 国民健康保険税	117,630	11,804	129,434
10 繰 入 金		69,897	44	69,941
	1 他会計繰入金	69,897	44	69,941
歳 入 合 計		771,359	11,848	783,207

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		13,017	44	13,061
	1 総務管理費	11,997	44	12,041
7 基金積立金		2,221	11,804	14,025
	1 基金積立金	2,221	11,804	14,025
歳 出 合 計		771,359	11,848	783,207

令和 8 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

1 総括

(単位：千円)

5

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

入 歳

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税
(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		国民健康保険税	117,630	11,804	129,434			
	1	国民健康保険税	117,630	11,804	129,434			
	1	国民健康保険税	117,630	11,804	129,434	1 医療給付費 分現年課税 分	6,936	1 医療給付費分現年課税分 (1) 医療給付費分現年課税分
						2 後期高齢者 支援金分現 年課税分	3,576	1 後期高齢者支援金分現年課税分 (1) 後期高齢者支援金分現年課税分
						3 介護納付金 分現年課税 分	1,652	1 介護納付金分現年課税分 (1) 介護納付金分現年課税分
						7 子ども子育て 支援金分現 年課税分	△360	1 子ども子育て支援金分現年課税分 (1) 子ども子育て支援金分現年課税分
10		繰 入 金	69,897	44	69,941			
	1	他会計繰入金	69,897	44	69,941			
	1	一般会計繰入金	69,897	44	69,941	3 職員給与費 等繰入金	44	1 職員給与費等繰入金 (1) 職員給与費等繰入金

3 歳 出
(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1			総 務 費	13,017	44	13,061	44				
	1		総務管理費	11,997	44	12,041	44				
		1	一般管理費	10,716	44	10,760	その他				
							44		10 需 用 費	44	1 一般管理費 印刷製本費 44 (44)
								9			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3			国民健康保 険事業費納 付金	174,702	0	174,702	△237	237			
	2		後期高齢者 支援金等分	36,440	0	36,440	68	△68			
		1	後期高齢者 支援金等分	36,440	0	36,440	その他 68	△68			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
(項) 3 介護納付金分

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		介護納付金分	10,776	0	10,776	55	△55			
		1	介護納付金分	10,776	0	10,776	その他 55	△55			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金
(項) 4 子ども子育て支援金分

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		子ども子育て支援金分	3,463	0	3,463	△360	360			
		1	子ども子育て支援金分	3,463	0	3,463	その他 △360	360			

(款) 7 基金積立金
(項) 1 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7			基金積立金	2, 221	11, 804	14, 025		11, 804			
	1		基金積立金	2, 221	11, 804	14, 025		11, 804			
		1	基金積立金	2, 221	11, 804	14, 025		11, 804			
									24 積 立 金	11, 804	1 国民健康保険準備積立基金積立金 11, 804 国民健康保険準備積立基金積立金 (11, 804)

議案第 5 0 号

令和 8 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

第 1 表 歳出予算補正

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		39,781	198	39,979
	1 総務管理費	16,160	198	16,358
	4 認定調査等費	14,046	0	14,046
8 予 備 費		16,089	△198	15,891
	1 予 備 費	16,089	△198	15,891
歳 出 合 計		1,002,810	0	1,002,810

令和 8 年度

介護保険事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳出予算補正事項別明細書

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	39,781	198	39,979					198
8 予備費	16,089	△198	15,891					△198
歳出合計	1,002,810	0	1,002,810					

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1			総 務 費	39,781	198	39,979		198			
	1		総務管理費	16,160	198	16,358		198			
		1	一般管理費	16,159	198	16,357		198			
									10 需 用 費	198	1 介護保険一般経費 印刷製本費 198 (198)

(介護保険事業特別会計)

(款) 1 総 務 費

(項) 4 認定調査等費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		認定調査等 費	14,046	0	14,046					
		1	認定調査等 費	14,046	0	14,046					
									1 報 酬	4,297	1 認定調査等費 介護認定調査員報酬（パートタイム会計年度任用職員） 給料（フルタイム会計年度任用職員） 期末手当（フルタイム会計年度任用職員） 期末手当（パートタイム会計年度任用職員） 通勤手当（フルタイム会計年度任用職員） 通勤手当（フルタイム会計年度任用職員） 通勤手当（パートタイム会計年度任用職員） 費用弁償（会計年度職員通勤手当） (4,297) (△4,297) (△1,139) (1,139) (△318) (△959) (959) (318)
									2 給 料	△4,297	
									3 職員手当等	△318	
									8 旅 費	318	

(介護保険事業特別会計)

(款) 8 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8			予 備 費	16,089	△198	15,891		△198			
	1		予 備 費	16,089	△198	15,891		△198			
		1	予 備 費	16,089	△198	15,891		△198			
									29 予 備 費	△198	1 予備費(介護保険) 予備費 △198 (△198)

(介護保険事業特別会計)

議案第 5 1 号

令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の総額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

第 1 表 歳出予算補正

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		152,293	1,496	153,789
	1 総務管理費	151,658	1,496	153,154
2 医 業 費		36,335	0	36,335
	1 医 業 費	36,335	0	36,335
5 予 備 費		5,000	△1,496	3,504
	1 予 備 費	5,000	△1,496	3,504
歳 出 合 計		210,350	0	210,350

令和 8 年度

美郷町国民健康保険診療所事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歳出予算補正事項別明細書

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1		総 務 費	152,293	1,496	153,789		1,496			
	1	総務管理費	151,658	1,496	153,154		1,496			
		1 一般管理費	151,658	1,496	153,154		1,496			
								7 報 償 費	1,496	1 診療所運営管理費(南郷診療所) 非常勤医師謝礼 タクシー使用料 2 診療所運営管理費(北郷診療所) 非常勤医師謝礼 タクシー使用料
								13 使用料及び 賃借料	0	△3,401 (△2,367) (△1,034) 4,897 (3,863) (1,034)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

(款) 2 医 業 費
(項) 1 医 業 費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		医 業 費	36,335	0	36,335					
	1	医 業 費	36,335	0	36,335					
		2 医業管理費	14,423	0	14,423					
								11 役 務 費	224	1 医業管理費(南郷診療所) 骨塩定量計測料 (△106)
								12 委 託 料	△621	医療機器保守点検委託料 (△291) 生理検査データシステム使用料 (291)
								13 使用料及び 賃借料	397	骨塩定量計測利用料 (106) 2 医業管理費(北郷診療所) 臨床検査料 (330) 臨床検査業務委託料 (△330)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

(款) 5 予 備 費
(項) 1 予 備 費

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5		予 備 費	5,000	△1,496	3,504		△1,496			
	1	予 備 費	5,000	△1,496	3,504		△1,496			
		1 予 備 費	5,000	△1,496	3,504		△1,496			
								29 予 備 費	△1,496	1 予備費(国保診療所) 予備費 △1,496 (△1,496)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

議案第 5 2 号

令和 8 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 8 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 病院事業収益	8 2 7, 7 7 2 千円	1 0, 8 4 9 千円	8 3 8, 6 2 1 千円
第 1 項 医 業 収 益	4 6 4, 1 9 4 千円	4 8 4 千円	4 6 4, 6 7 8 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3 6 3, 5 7 7 千円	1 0, 3 6 5 千円	3 7 3, 9 4 2 千円
支 出			
第 1 款 病院事業費用	8 2 7, 7 7 2 千円	1 0, 8 4 9 千円	8 3 8, 6 2 1 千円
第 1 項 医 業 費 用	8 0 2, 0 9 1 千円	1 0, 8 4 9 千円	8 1 2, 9 4 0 千円

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	5 2 0, 9 8 8 千円	9, 7 8 8 千円	5 3 0, 7 7 6 千円

第 4 条 予算 9 条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
運営費補助金	3 4 0 , 4 3 7 千円	9 , 7 8 8 千円	3 5 0 , 2 2 5 千円

令和 8 年 6 月 8 日提出

美郷町長 長 尾 拓

令和08年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業収益			827, 772	10, 849	838, 621	
	1. 医業収益		464, 194	484	464, 678	
		3. 介護保険事業収益	2, 015	484	2, 499	
	2. 医業外収益		363, 577	10, 365	373, 942	
		1. 受取利息配当金	140	240	380	
		3. 他会計補助金	341, 870	9, 788	351, 658	
		7. その他医業外収益	2, 211	337	2, 548	

令和08年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業費用			827, 772	10, 849	838, 621	
	1. 医業費用		802, 091	10, 849	812, 940	
		1. 給与費	520, 988	9, 788	530, 776	
		3. 経費	122, 586	1, 142	123, 728	
		4. 減価償却費	52, 763	△268	52, 495	
		6. 研究研修費	3, 234	187	3, 421	

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金 額	
1. 病院事業収益			827, 772	10, 849	838, 621			0
	1. 医業収益		464, 194	484	464, 678			0
		3. 介護保険事業収益	2, 015	484	2, 499			0
					居宅サービス事業収益	484	居宅介護サービス	484
	2. 医業外収益		363, 577	10, 365	373, 942			0
		1. 受取利息配当金	140	240	380			0
						預金利息	240	預金利息
		3. 他会計補助金	341, 870	9, 788	351, 658			0
						他会計補助金	9, 788	一般会計病院事業補助金（医師1名増員による給与費不足額分）
		7. その他医業外収益	2, 211	337	2, 548			0
						その他医業外収益	337	宮崎大学卒後臨床研修医補助金
【合 計】			827, 772	10, 849	838, 621			

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明					
						区分	金額						
1. 病院事業費用			827, 772	10, 849	838, 621			0					
	1. 医業費用		802, 091	10, 849	812, 940			0					
		1. 給与費	520, 988	9, 788	530, 776			0					
						給料	1, 179	医師給与増額分（1名増） 准看護師給与減額分（1名異動）	5, 989 △4, 810				
						手当	9, 165	医師期末勤勉手当増額分（1名増） 賞与引当金額修正 その他の手当増額分（1名増） 看護師期末勤勉手当賞与引当金分修正 准看護師期末勤勉手当及び賞与引当金分減額（1名異動） その他の手当減額分 医療技術員期末勤勉手当賞与引当金分修正 事務員期末勤勉手当賞与引当金分修正	2, 405 543 10, 801 △1, 498 △1, 439 △851 △689 △107				
						法定福利費	△651	市町村職員共済組合負担金（正職員）減額分（1名異動） 地方職員共済組合負担金（県派遣医師）増額分（1名増）	△1, 528 877				
						賞与引当金繰入額	95	次年度6月支給期末・勤勉手当（当年度12月～3月勤務分）引当金繰入額 医師分増額分（1名増） 准看護師分減額分（1名異動）	0 802 △707				
						3. 経費	122, 586	1, 142	123, 728			0	
										報償費	△300	非常勤医師謝礼（金丸顧問）減額分	△300
										委託料	1, 442	宮崎大学研修医出向に係る委託	1, 441
						4. 減価償却費	52, 763	△268	52, 495			0	
										建物減価償却費	5	建物減価償却費	5
										機械備品減価償却費	△100	機械備品減価償却費	△100
										車両減価償却費	△173	車両減価償却費	△173

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区分	金 額	
		6. 研究研修費	3,234	187	3,421			0
						旅費	178	骨粗鬆症学会（看護師1名）177
						医学会費	9	骨粗鬆症学会費（看護師1名）9
【合 計】			827,772	10,849	838,621			

議案第 53 号

工事請負契約の締結について

令和8年6月1日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年 6月17日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- 1 契約の目的 令和8年度4年災 第131-6号
一般町道小八重・中尾線 道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契 約 金 額 322,850,000円
(うち取引に係る消費税額 29,350,000円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦

提案理由

令和8年度4年災 第131-6号一般町道小八重・中尾線道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。

議案第 53 号

工事請負契約の締結について

令和8年6月1日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年美郷町条例第54号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和8年 6月17日提出

美郷町長 長 尾 拓

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和8年度4年災 第131-6号
一般町道小八重・中尾線 道路災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 322,850,000円
(うち取引に係る消費税額 29,350,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦 |

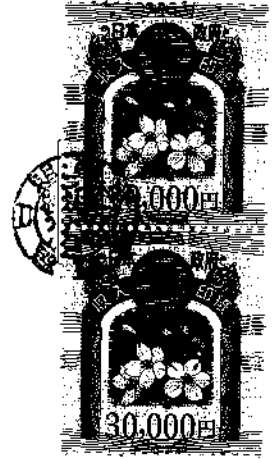
提案理由

令和8年度4年災 第131-6号一般町道小八重・中尾線道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が5千万円以上であるため、本案を提出する。



様式第1号(約款第1条関係)

工事請負仮契約書



1. 工事名 令和8年度 4年災 第131-6号
一般町道 小八重・中尾線 道路災害復旧工事

2. 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3. 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

4. 請負代金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	3	2	2	8	5	0	0	0	0

うち取引に
係る消費税額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	9	3	5	0	0	0	0	0

5. 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6. 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等の要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

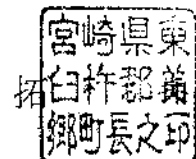
- (1) 出来形部分払いの回数 3 回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8 年 6 月 1 日

発注者

美郷町長 長尾 拓



請負者

住 所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称 令和8年度 4年災 第131-6号
一般町道 小八重・中尾線 道路災害復旧工事

2 工 事 の 場 所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 入 札 年 月 日 令和 8 年 6 月 1 日

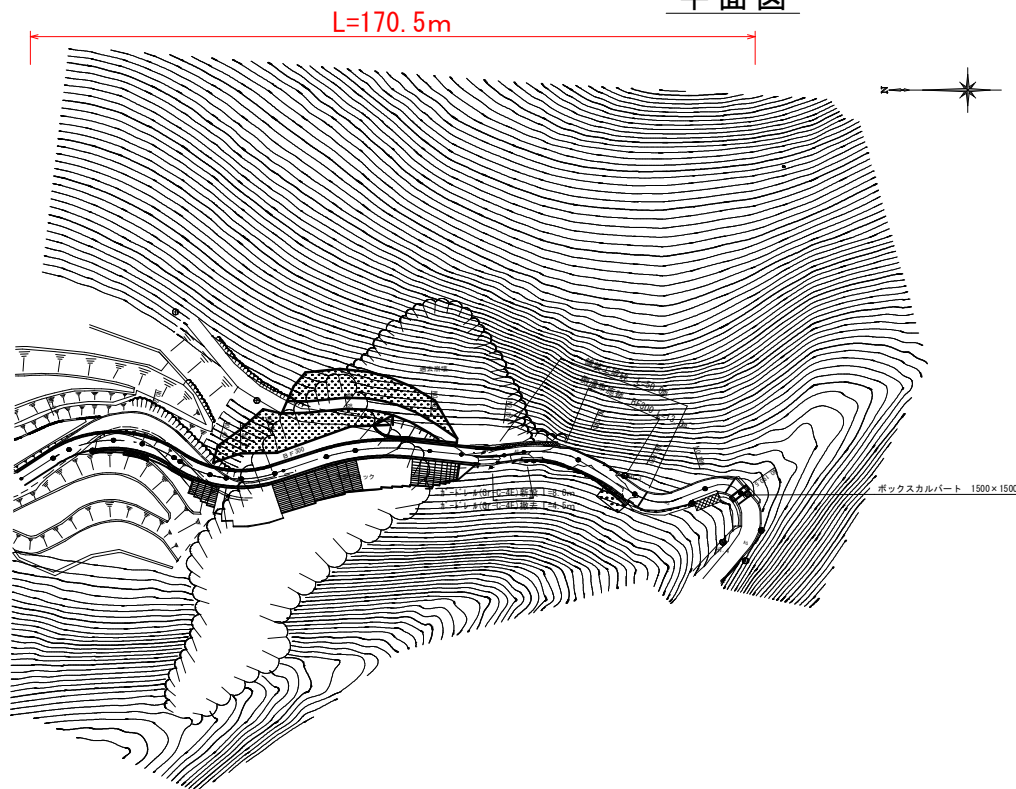
番号	入札者氏名	第 1 回入札高	第 2 回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 甲斐貴世会	294,000,000		
2	株式会社 南郷開発 岩田進一	293,800,000		
3	株式会社 吉田建設産業 吉田優	293,680,000		
4	株式会社 甲斐建設 甲斐俊一	293,950,000		
5	株式会社 橋口組 橋口一彦	293,500,000		落札
6	株式会社 北部産業開発 坂本浩一	293,600,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

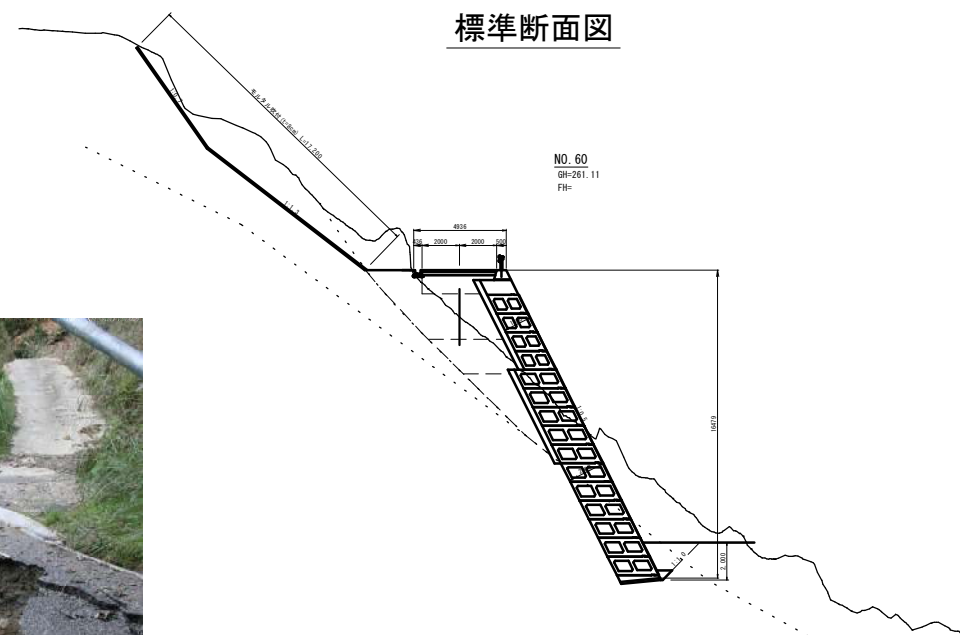
美郷町役場
総務課

令和8年度 4年災 第131-6号
一般町道 小八重・中尾線 道路災害復旧工事

平面図



標準断面図



工事概要

大型ブロック積工	A=1103m ²
ブロック積工	A=83m ²
現場打法砕工	A=1034m ²
小口止工	N=3基
側溝	L=125m
アスファルト舗装	A=653m ²
コンクリート舗装	A=105m ²
舗装版取壊工	V=8m ³
構造物取壊工	V=10m ³
雑工(取付工)	N=1式
横断暗渠工	L= 6m
Grコン	L=100.5m
Gr土中	L=8m
アスカーブ	L=162m
区画線工	L=333m

1 工区 終点側

